保險者が損害塡補の責任を負ふには、保險事故が保險期間中に生じた場合でなければならぬ（第八百十六條）。而して其の保險期間（保險者の責任の始期及び終期）は或は一定の時を以て定める場合あり、或は一航海を以て定める場合あり、或は一定の時と一航海とを以て定める場合もある。一定の時を以て保險期間を定めた場合には何等の問題を生じないけれども、一航海を以て保險期間を定めた場合には問題を生ずるから、商法は此の場合に付て規定を設けたのである。

一航海に付き船舶を保險に付した場合には、保險者の責任は荷物又は底荷の船積に著手した時を以て始まり、到達港で荷物又は底荷の陸揚が終つた時を以て終るのである（第八百二十一條）。

積荷を保險に付し又は積荷の到達に因つて得べき利益若くは報酬を保險に付した場合に、保險者の責任は其の積荷が陸地を離れた時、又は陸揚が終つた時を以て終了するのである（第八百二十二條）。

第三節　保險契約の變更

第一　航海を變更したときは保險契約は變更されるか。

航海とは發航港から到達港まで繼續して一體を爲すことを云ふのであるから、發航港又は到達港を變更したときは、航海の變更があつたもので、此の場合には保險者は其の責任を免れるのである。換言すると此の場合に保險契約が變更されるのである。卽ち保險者の責任が始まる前に航海を變更したときは、保險契約は其の效力を失ふものである。又保險者の責任が始まつた後航海を變更したときは、保險者は其の變更後の事故に付て責任を負はないのである。但し其の變更が保險契約者又は被保險者の責に歸することが出來ない事由に因つたときは、保險者は其の責任を免れることは出來ない。而して到達港を變更し其の實行に著手したときは、保險した航路を離れないときでも、航海を變更したものと看做すのである（第八百二十四條）。

第二　發航又は航海の繼續を怠り若くは航路の變更其の他危險の變更、增加は保險契約に影響するか。

被保險者が發航を爲し若くは航海を繼續することを怠り、又は航路を變更し其の他著しく危險を變更又は增加したときは、保險者は其の變更又は增加以後の事故に付て責任を負はないのである（第八百二十五條本文）。然かし此の原則に對しては次の如き例外がある（同條但書）。

一　危險の變更又は增加が事故の發生に影響を及ぼさないとき。例へば航路の變更と關係がない船中の火災の爲めに保險の目的が損害を受けた場合の如きである。

二　危險の變更又は增加が保險者の負擔に歸すべき不可抗力に因つて生じたとき。例へば暴風雨を避ける爲め航路を變更した場合の如きである。

三　危險の變更又は增加が正當の事由に因つて生じたとき。例へば人命を救助する爲めに航路を離れた場合の如きである。

第三　船長又は船舶の變更は保險契約に影響するか。

保險契約中に船長を指定した場合でも、船長の變更は契約の效力に影響を及ぼさないのである（第八百二十六條。）然かし當事者は之れと反對の特約を爲したときは、其の特約を有效とすべきものであるから、此の場合には保險契約は其の效力を失ふのである。

積荷を保險に付した場合又は積荷の到達に因つて得べき利益若は報酬を保險に付した場合に、船舶を變更したときは、保險者は其の變更以後の事故に付て責任を負はないのである。但し其の變更が保險契約者又は被保險者の責に歸することが出來ない事由に因つたときは、保險者は其の變更以後の事故に付ても責任を負はなければならぬ（第八百二十七條）。

第四節　委　付

第一　被保險者の委付とは如何なることか。

被保險者の委付とは被保險者が特定の場合に、保險の目的を拋棄して、保險者に保險金額の全部を請求する單獨の意思表示を云ふのである。

保險の目的が全損した場合に、保險者が保險金額の全額を支拂ふ義務あるは勿論であるが、或る場合には全損しなくも殆ど全損と同視すべきことがある。又或る場合には全損したことが確實であつても、之を證明することが出來ない場合もある。又或る場合には全損の證明と其の計算をするに困難な手續を要することがある。斯る場合に法律上全損と同一視し、被保險者をして直ちに保險金額全部の請求を爲すことを得せしめ、其の代償として保險者をして被保險者が保險の目的に付て有した一切の權利を取得せしめることは實際上便利であつて、能く保險契約を爲した目的を達せしめることが出來るのである。之れ保險委付の制度を認めた所以である。

第二　委付には如何なる要件を必要とするか。

委付には實質的要件と形式的要件とを備へなければならぬ。

一　實質的要件　此の要件は次の如くで分る（第八百二十三條）。

イ　船舶が沈沒したとき　船舶沈沒の意義に付ては議論あるも、容易に引揚げることが出來ない程度の沈沒のみを指すものと解するのである。

ロ　船舶の行方が知れないとき　船舶の存否が六ケ月間分明でないときは、其の船舶は行方が知れないものとする。保險期間の定めある場合に、其の期間が右六ケ月の期間に經過したときでも、被保險者は委付を爲すことが出來るのである。但し船舶が保險期間內に滅失しなかつたことの證明があつたときは、其の委付を無效と爲すべきものである（第八百三十四條）。

ハ　船舶が修繕することが出來なくなつたとき　次の場合には船舶は修繕することが出來なくなつたものと看做すのである（第八百三十三條、第七百十八條）。（一）船舶が其の現在地で修繕を受けることが出

來す、且つ其の修繕を爲すべき他に到ることが出來ないとき。(二)修繕費が船舶の價額の四分の三を超えるときである。

船舶が修繕することが出來なくなつた場合に、船長が遲滯なく他の船舶を以て積荷の運送を繼續したときは、被保險者は其の積荷を委付することが出來ないのである(第八百三十五條)。

ニ　船舶又は積荷が捕獲されたとき　玆に捕獲と云ふのは事實上交戰國の軍艦に依つて拿捕された場合を指すのである。

ホ　船舶又は積荷が官の處分に依つて押收され、六ケ月間解放されないとき。

二　形式的要件　委付の形式的要件は次の如くである。

イ　委付の通知を爲すべきものである　被保險者が委付を爲さんと欲するときは、三ケ月內に保險者に對して其の通知を發しなければならぬ。而して此の三ケ月の期間は船舶が沈沒、修繕不能又は捕獲の場合には其の事由を知つたとき、再保險の場合には元受保險者が其の被保險者から委付の通知を受けた時から起算するのである(第八百三十六條)。

ロ　委付は單純且つ不可分でなければならぬ　故に委付に條件又は期限を付することは出來ない。又委付は保險の目的の全部に付て之を爲すべきものである。保險價額の一部を保險に付した場合には、委付は保險金額の保險價額に對する割合に應じて之を爲すことが出來る。但し委付の原因が保險の目的の一部に付て生じたときは、其の部分のみを委付することが出來るのである(第八百三十七條)。

ハ　委付に一定の方式はない　故に必ずしも書面を以てするを要しないから口頭を以て爲すことが出來る。然かし實際は書面で爲すを通常とする。又被保險者は委付を爲すに當り、保險者に對し保險の目的に關する他の保險契約竝に其の負擔に屬する債務の有無及び其の種類を通知しなければならぬ。保險者は其の通知を受ける迄は、保險金額の支拂を爲すことを要しないのである。保險金額の支拂に付き期間の定めあるときは、其の期間は保險者が右の通知を受けた時より之を起算するのである(第八百四十條)。

第三　委付は如何なる效力を有するか。

被保險者は委付に因つて全損の場合と同じく保險金額の全部を請求する權利を取得するのである。之れは實に委付と云ふ意思表示の目的とする效力である。而して保險者は被保險者が保險の目的に付て有した一切の權利を取得するのである(第八百三十九條第一項)。但し一部保險の場合には保險金額の保險價額に對する割合に應じて權利が移轉するものと解する(第八百三十七條第二項)。而して保險者は委付に因つて被保險者の有した一切の權利を取得するから、被保險者が委付を爲したときは、保險の目的に關する證書を保險者に交付する義務がある(第八百三十九條第二項)。

第四　委付に付て保險者が承認したときは如何なる效力を生ずるか。

委付は被保險者が單獨の意思表示に因つて之を爲すので、其の意思表示の到達した時に效力を生ずるもの

であるから、保險者が承認する旨の意思表示を必要としないのである。然かし保險者が委付を承認したときは、被保險者は委付の原因を證明する責任がなく、又保險者は其の委付に對して後日に至つて異議を述べることは出來ないのである(第八百四十一條、第八百三十八條)。

第七章　船舶債權者

第一　船舶債權の性質及び船舶債權者とは如何なるものか。

船舶債權は商法の解釋としては一種特別の債權の性質を有するものでなく、單に一種の先取特權を以て擔保される債權に過ぎないのである。故に其の債權の債務者は、其の債務を負つた船舶所有者又は船舶賃借人自身である。

船舶債權者とは船舶の先取特權を有する債權者を云ふのである。商法は船舶債權者の章に船舶の先取特權の外、抵當權に關する規定をも設けて居るが、之れは單に便宜上置いたに過ぎないのである。

第二　先取特權は如何なる債權に付て發生するか。

先取特權は第八百四十二條に揭げた債權を有する者が、船舶、其の屬具及び未だ受取らない運送賃の上に之を有するのである。故に此の先取特權の目的は船舶、其の屬具及び未だ受取らない運送賃である。但し運送賃に付ては其の先取特權を生じた航海に於ける運送賃の上にのみ先取特權を有するのである（第八百四十二條、第八百四十三條）。

第三　先取特權の順位はどうなつて居るか。

船舶債權者の先取特權が互に競合する場合には、其の優先權の順位は第八百四十二條に揭げた順序に從ふのである。但し水先案內料及び挽船料、救助料及び船舶の負擔に屬する共同海損、航海繼續の必要に因つて生じた債權の債權者間に在つては、後に生じたものは前に生じたものに優先する。同一順位の先取特權者が數人あるときは、各々其の債權額の割合に應じ辨濟を受けるのである。但し右に擧げた債權が同時に生じなかつた場合には、後に生じたものは前に生じたものに優先するのである。又先取特權が數回の航海に付て生じた場合には、前述した所に拘らず後の航海に付て生じたものに優先するのである。

船舶債權者の先取特權と他の先取特權が競合する場合には、船舶債權者の先取特權は他の先取特權に優先するのである。

第四　先取特權の效力及び消滅はどうなつて居るか。

先取特權の效力に付ては商法に特別の規定がないから、總て民法の規定に從ふのである。

先取特權の消滅も民法の規定に依るものであるが、商法は特別規定を設け船舶所有者が其の船舶を讓渡した場合には、讓受人は其の讓渡を登記した後、先取特權者に對し一定の期間內に其の債權の申出を爲すべき

旨の公告をなさなければならぬものと爲し、若し先取特權者が其の指定期間内に債權の申出を爲さなかつたときは、其の先取特權は消滅するものとした。又船舶債權者の先取特權は、其の發生後一ヶ年を經過したときは當然消滅する。尙ほ船舶が其の賣買又は製造竝に艤裝に因つて生じた債權及び最後の航海の爲めにする船舶の艤裝、食料竝に燃料に關する債權の先取特權は船舶の發航に因つて消滅するのである。

第五　船舶に抵當權を設定することが出來るか。

船舶は動產であるけれども登記の方法に依つて擔保權を證明することが出來るから、抵當の方法に依つて之を擔保に供することが出來るのである。故に商法は登記した船舶は之を以て抵當權の目的と爲すことが出來るものとした（第八百四十八條第一項）。卽ち登記した船舶には抵當權を設定することが出來るのである。而して船舶の抵當權には不動產の抵當權に關する規定を準用するのである（第八百四十八條第三項）。船舶の抵當權は其の屬具に及ぶものである（第八百四十八條第二項）。尙ほ船舶の先取特權は抵當權に優先して行ふことが出來る（第八百四十九條）。

船舶は動產であるが登記した場合は之に抵當權を設定することが出來るのは前述の如くであるが、登記した船舶は之を以て質權の目的と爲すことが出來ない（第八百五十條）。卽ち登記した船舶には質權を設定することが出來ないのである。

第六　製造中の船舶には如何なる規定が準用されるか。

製造中の船舶は未だ船舶と云ふことは出來ないのである。それが何時船舶となるかは結局社會一般の見解に依つて定めるより外はないのである。然るに商法は船舶の先取特權及び抵當權に關する第七章の規定は製造中の船舶に之を準用すべきものと定めて居る（第八百五十一條）。而して製造中の船舶の登記に關しては船舶登記規則中に其の規定を設けてある。

附

錄

有限會社法

緒言……一
第一　有限會社法制定の經過……一
第二　有限會社法を制定した目的……二
第三　有限會社法の意義……二
第四　有限會社法を獨立の法典とした理由……二
第五　有限會社法の構成……三
第六　有限會社の規定の要領……三
本論……六
第一章　總則……六
第一節　有限會社の發達及び經濟的機能……六
第一　有限會社の發達……六
第二　有限會社の經濟的機能……七
第二節　有限會社の意義及び性質……七
第一　總社員の出資を以て構成される資本が無ければならぬ……七
第二　資本は全部均一の出資口數に分割されなければならぬ……七
第三　社員の責任は原則として其の出資口數の金額を限度と爲さなければならぬ……八
第四　有限會社法に依つて設立された營利的社團法人でなければならぬ……八
第三節　商號、住所、其の他……九
第一　商號の限定……九
第二　有限會社の住所は其の本店所在地に在る……九
第二章　設立……九
第一節　定款の作成……一〇
第一　定款作成の意義及び公證人の認證……一〇
第二　定款の記載事項……一〇
第二節　取締役の選任（設立經過中の社員總會）……一三

第三節　出資の拂込……一三
第一　出資全額の拂込……一三
第二　現物出資の目的たる財産全部の給付(引渡)……一三
第四節　設立の登記……一四
第一　登記事項……一四
第二　登記の時期……一五
第三　登記の手續……一五
第四　登記の效力……一五
第五節　設立に關する責任……一六
第一　責任の內容……一六
第二　責任の消滅……一六
第三章　社員の權利義務……一七
第一節　總說……一七
第一　梗概……一七
第二　社員の權利持(分の內容)……一七
第三　社員の義務……一八

第二節　持分の取得……一九
第一　總說……一九
第二　持分の讓渡……二〇
第三　持分の質入……二三
第四　持分の差押……二三
第三節　持分の喪失……二四
第一　持分喪失の原因……二四
第二　持分の消却……二四
第四節　社員名簿……二六
第一　社員名簿の意義……二六
第二　社員名簿の效用……二六
第三　社員名簿の調製及び記載事項……二七
第四章　有限會社の管理……二七
第一節　會社の機關……二八
第一款　總說……二八
第二款　取締役……二八
第一　取締役の意義……二八
第二　取締役の組織……二九
第三　取締役と會社との關係……三〇
第四　取締役の職務權限……三一
第五　取締役の義務及び責任……三二
第六　取締役に對する訴……三四
第七　取締役の職務執行停止及び職務代行者……三五
第三款　監査役……三六
第一　監査役の意義……三六
第二　監査役の資格、選任、員數、任期、終任……三六
第三　監査役と會社との關係……三七
第四　監査役變更の登記……三七
第五　監査役の職務權限……三七
第六　監査役の義務及び責任……三八
第七　監査役に對する訴……三九
第八　監査役の職務執行の停止及び職務代行者……三九
第四款　社員總會……三九

第一　社員總會の意義……三九
第二　社員總會の種類……四〇
第三　社員總會の招集……四〇
第四　社員總會の議事……四二
第五　社員總會の決議……四二
第六　社員の議決權……四三
第七　社員總會の權限……四五
第八　社員總會の決議取消の訴、決議無效確認の訴……四七
第三節　會社の計算……五〇
第一　總說……五〇
第二　計算書類……五〇
第五章　定款の變更……五四
第一節　總說……五四
第一　定款變更の意義……五四
第二　定款變更の自由及び制限……五四
第三　定款變更の手續……五五
第四　定款變更の效力……五五

第五　定款變更の登記……五五
第二節　資本の變更……五五
第一款　資本の增加……五五
第一　資本增加の意義及び其の目的……五五
第二　資本增加の方法……五七
第三　資本增加の效力……六〇
第四　資本增加無效の訴……六〇
第五　資本增加無效の訴の要件……六〇
第六　資本增加無效の訴の訴訟手續……六一
第七　資本增加無效の訴に付ての判決……六二
第二款　資本の減少……六二
第一　資本減少の意義……六三
第二　資本減少の方法……六四
第三　資本減少の手續……六四
第四　資本減少の登記手續……六六
第五　資本減少無效の訴……六六
第六章　合併及び組織變更……六七
第一節　合併……六七
第一　合併の意義……六七
第二　合併に關する制限……六七
第三　合併の手續……六九
第四　合併の效力……七四
第五　合併無效の訴……七五
第二節　組織變更……七八
第一　組織變更の意義……七八
第二　組織變更を認める範圍……七八
第三　組織變更の手續……七九
第四　組織變更の效果……八一
第七章　解散及び繼續……八二
第一節　解散……八二
第一　會社解散の意義……八二
第二　解散の事由……八三
第三　解散の效果……八三
第四　解散の登記……八四
第二節　繼續……八四
第一　會社繼續の意義……八四

第二　會社を繼續し得る場合……八四
第八章　清算……八六
第一節　總說……八六
第二節　清算人……八六
第一　清算人の意義……八六
第二　清算人の種類……八七
第三　清算人の資格、員數、任期……八八
第四　清算人の終任……八八
第五　清算人の登記……八八
第三節　清算人の職務權限……八九
第一款　清算人の職務……八九
第二款　清算人の權限……九〇
第一　會社代表の權限……九〇
第二　清算事務執行の權限……九一
第四節　清算人の權利義務及び責任……九一
第一　清算人の權利義務……九一
第二　清算人の責任……九二
第三　清算人に對する訴……九二
第五節　清算人の執行停止及び職務代行者……九三
第六節　清算の終了及び定款の保存……九三
第一　清算報告書の作成及び承認……九三
第二　清算結了の登記……九三
第三　書類の保存……九三
第九章　設立の瑕疵……九四
第一節　總說……九四
第二節　設立の無效……九五
第一　設立無效の原因……九五
第二　設立無效の主張方法……九六
第三　設立無效の訴の要件……九六
第四　設立無效の訴の訴訟の手續……九七
第五　設立無效の訴に付ての判決……九七
第六　敗訴原告の責任……九八
第三節　設立の取消……九九

目次

第一　設立取消の原因……九九
第二　設立取消の方法……一〇〇
第三　設立取消の訴の要件……一〇〇
第四　設立取消の訴の訴訟手續……一〇三
第五　設立取消の訴に付ての判決……一〇三

第一〇章　外國會社……一〇三

第一　總說……一〇三
第二　外國有限會社に付て注意すべき諸點……一〇三

第一一章　罰則……一〇四

第一　制裁の種類……一〇四
第二　制裁を受ける者……一〇四
第三　制裁を受ける行爲……一〇五

第一二章　雜則……一一一

第一　記名捺印……一一一
第二　公告方法……一一二
第三　商法上の會社……一一三

——終——

新有限會社法

緒言

第一　有限會社法制定の經過。

去る昭和十三年制定せられた有限會社法は、我國では最初の新立法である。然し既に明治時代に民間では有限會社制度の採用を主張する者もあり、又明治四十四年の商法改正の時にも、商法中に有限會社を入れるや否やが問題と爲つたが、遂に政府の議案には成らなかつたのである。其の後一部實業界方面よりの要求もあつたが、政府案と爲つたものは無かつた。然るに昭和年代に入つて漸く政府案が具體化するに至つたのである。即ち昭和十三年の商法改正に先立つ數年前の昭和六年に商法改正要綱が發表され、其の中に外國に在るやうな有限責任會社或は私會社に相當するものを制定すべき旨が示されて居たのである。此の要綱の趣旨に依つて立案された有限會社法が、商法中改正法律案と共に、昭和十三年の第七十三帝國議會に提出せられ

原案通り無事に通過し、同年四月五日法律第七十四號を以て公布され、皇紀二千六百年卽ち昭和十五年一月一日より實施されるに至つたのである。

第二　有限會社法を制定した目的。

有限會社法を制定した主なる目的は、中小企業者の爲め新企業形態を認めて其の經營に便益を與へんとするのである。卽ち合名會社は設立が簡單で社員間の關係が緊密であるが、社員の責任は無限である。又株式會社の社員(株主)の責任は有限であるが、其の設立の手續が嚴格であり、且つ株主(社員)間の關係は緊密でない。斯くの如く兩會社には一利一害の得失が伴ふのである。それで合名會社の長所とする設立の簡易と社員間の緊密關係を利用すると共に、株式會社の長所とする有限責任を利用し、玆に兩者の特長丈けを採つて新企業形態を形成せしめたものが卽ち有限會社である。

第三　有限會社法の意義。

有限會社法の實質は商法の一部であつて、其の姉妹法とも云ふことが出來るのである。然し形式上は有限會社法と云ふ別個獨立の單行法であるのは勿論であるが、其の實質は商法の中に入つて居るものである。卽ち商法中の會社編の一部に相當するから、有限會社法の條文中でも、會社法の條文を準用するものが頗る多いのである。

第四　有限會社法を獨立の法典とした理由。

有限會社法を商法中の會社編中に規定しないで、獨立の法典したのは、全く立法上の便宜に基くもので、他に特別の理由がある譯ではない。然し立法技術上から見れば、之を會社編中に規定すべきもので、獨立法典としたのは立法技術が不洗練のやうに考へられる。何んとなれば同法は全文僅かに八十九ケ條より成るのであるが、商法の準用條文が夥しく、之を相當の條文として規定すれば約三百條にも上るのである。そして各個の條文に付ては繁雜極まるものが少くないし、各章の末尾にゴタ〳〵と準用條文を一括して規定し、又有限會社法で規定する必要あるものを準用で間に合せ、反對に準用で足りるものを殊更に規定して居るものもあるからである。

第五　有限會社法の構成。

有限會社法は第一章總則、第二章設立、第三章社員の權利義務、第四章會社の管理、第五章定款の變更、第六章合併及び組織變更、第七章解散、第八章外國會社、第九章罰則、第十章雜則等に分類され、僅か八十九箇條より構成せられて居る。然し之は單に同法を外形から觀察したに過ぎないので、其の實質から見れば前に述べた通り、規定の內容は大部分會社法の條文を準用して居るのであるから、其の數は百六十箇條以上に上り、其の準用中には更に他の條文を準用する點が甚だ多いのである。故に之を普通に規定すると商法會社編の規定に匹敵するほど尨大なる內容を有するのである。

第六　有限會社法の規定の要領。

有限會社法の骨子とも云ふべき要領は大體に於て左の如くである。

一　有限會社の目的とする所は商法の會社と全く同一と爲したこと。

二　社員の責任を其の出資の限度と爲したこと。

三　社員の最多數を原則として五十人と爲したこと。

四　資本總額の最少限度を金壹萬圓と爲したこと。

五　社員の持分は出資の口數に分割するものと爲し、出資一口の金額は均一で之を百圓以上と爲したこと。

六　社員の持分讓渡は社員總會の特別決議を要するものと爲し、社員相互間の讓渡に付ては、定款を以て其の制限の緩和が出來るものと爲したこと。

七　設立の際には必ず出資全額の拂込を爲すものと爲し、拂込未濟の部分に付ては設立當時の取締役、監査役及び社員が連帶して拂込をする責任を負ふものと爲したこと。

八　現物出資又は財産引受に付き、其の財産の評價が不當なときは、設立當時の社員が連帶して責任を負ふものと爲したこと。

九　資本增加の場合にも右の(七)及び(八)と同樣の規定を設けたこと。

一〇　取締役及び監査役は定款を以て之を指定することが出來るものと爲したこと。

一一　取締役は必ず之を置かなければならぬが、監査役を置くと否とは自由で定款の定めに從はしめたこと。

一二　社員總會に付ては書面に依る決議を認めたこと。

一三　少數社員の權利を認めたこと。

一四　出資の引受人を公に募集することが出來ないものと爲したこと。

一五　有限會社相互間又は有限會社と株式會社との合併を認めたこと。

一六　有限會社を株式會社に組織を變更し、又株式會社を有限會社に組織を變更し得るものと爲し、株式會社への組織變更には裁判所の認可を要するものと爲したこと。

一七　貸借對照表の公告は之を爲すことを要しないものと爲したこと。

一八　特定の公告は裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法で爲すべきものと爲したこと。

一九　社債の募集を許さないものと爲したこと。

二〇　會社整理及び特別清算は認めないものと爲したこと。

本論

第一章　總則

第一節　有限會社の發達及び經濟的機能

第一　有限會社の發達。

有限會社の制度は極めて新らしいもので、千八百九十二年に獨逸が作つた有限責任會社法が世界の嚆矢である。而して此の制度は其の後千九百二十年頃迄の間に、ゲルマン系の諸國であるオーストリヤ、ハンガリー、デンマーク、ポーランドに擴がつたが、更に南米の主要國にも擴がり、今や世界各國で有限會社制度を認めない國はない狀態である。故に有限會社の制度は世界的の流行兒とも云ふべきものである。

第二　有限會社の經濟的機能。

有限會社は其の設立及び組織等は極めて簡易であると共に、社員は何れも有限責任を負ひ、人と物とを適當に取捨した新會社形態であるから、現在最も多數を占める中小企業の經營に適切なものである。卽ち設立手續が極めて簡易であり、社員が事業の盛衰に付て深き利害關係があり、會社活動の敏活を期することが出

來るし、經費の節約も容易である。又對外的の信用が確實であり、加ふるに營業上の機密を保つことが出來るのであるから、商業、工業、農業、鑛業、漁業等凡ゆる方面に利用されて、經濟的機能を發揮するものと豫想されるのである。

第二節　有限會社の意義及び性質

有限會社とは、總社員の出資を以て構成される資本を有し、各社員の責任が其の出資口數の金額を限度とする營利的社團法人である(第一條、第六條、第十七條)。故に有限會社と稱するには、次の要素を必要とするのである。

第一　總社員の出資を以て構成される資本が無ければならぬ。

有限會社は株式會社と同じやうに、物的信用を基礎とする資本團體であつて、それが總社員の出資に因つて成るものでなければならぬ。玆に資本とは、有限會社の事業を行ふに使用する爲め、總社員の醵出する出資額の理想上の數量を云ふのである。故に資本の總額の記載は定款の必要事項である(第六條第三號)。

第二　資本は全部均一の出資口數に分割されなければならぬ。

有限會社に於ける出資一口の金額は均一でなければならぬ(第十條前段)。之は社員總會に於ける議決權の計算、利益配當等の便宜を慮つて、一口の金額を均一としたのである。故に資本を全部均一の出資口數に分

割することを要するものと云はなければならぬ。而して分割された出資一口の金額は百圓を下ることは出來ない(第十條後段)。此の點は株式會社の株式と異なるのである。

第三　社員の責任は原則として其の出資口數の金額を限度と爲さなければならぬ。

有限會社の社員の責任は其の引受け又は讓受けた出資口數の金額を限度とし、其の外に何等の責任を負はないのを原則とする(第十七條)。之は有限會社と云ふ名稱が生じた所以である。而して其の責任は會社に對するもので、會社の債權者に對するものでないことは株式會社の株主の責任と同樣である。然かし右の原則に對し次の如き例外がある。(一)現物出資の目的たる財産及び會社が其の成立又は增資後に讓受けることを約した財産の會社成立又は增資決議に定めた價格に著しく不足するときは、會社成立當時又は增資決議に同意した社員は、會社に對し連帶して其の不足額を支拂ふ義務を負ふのである(第十四條、第五十四條)。(二)會社の成立後に拂込未濟の出資又は財産があるときは、會社成立當時の社員は取締役、監査役と連帶して拂込を爲し、又は引渡(給付)未濟財産の支拂を爲す義務を負ふのである(第十五條)。

第四　有限會社法に依つて設立された營利的社團法人でなければならぬ。

有限會社は商行爲其の他の營利事業を爲すを業とする目的で、有限會社法に依つて設立された法人でなければならぬ(第一條)。故に有限會社は商法上の會社と全く同一の性質を有するものであつて、唯其の異なる點は有限會社法に依る點である。故に有限會社は商法を除くの外、他の法律の適用に付ては之を商法の會社と看做されるのである(第八十九條)。

第三節　商號、住所、其の他

第一　商號の限定。

有限會社は社員の責任が有限であることを外部に表示する爲め、商號中には必らず有限會社と云ふ文字を用ひなければならぬ(第二條第一項)。從つて有限會社でないものが有限會社と云ふ文字を用ひることは出來ない。若し之に違反したときは、千圓以下の科料の制裁を受けるのである(第八十六條)。

第二　有限會社の住所は其の本店所在地に在る(第四條、商第五十四條第二項)。

有限會社は他の會社の無限責任社員と爲ることは出來ない(第四條、商第五十五條)。有限會社は設立登記に因つて始めて成立する(第四條、商第五十七條)。一定の場合に裁判所は有限會社に對し解散命令を發する(第四條、商第五十八條乃至第六十條)。是等は商法上の會社と同樣である。

第二章　設立

有限會社の設立は簡單であつて、株式會社の設立の如く其の設立を宣傳して社員を公募するが如きは、之を許されて居ないのである。先づ定款を作り、其の定款に取締役を定めないときは社員總會を開いて取締役を選定し、取締役は社員をして出資全額及び現物出資の目的財産全部の給付(引渡)を爲さしめ、設立の登記をすると、茲に初めて會社が成立することになるのである。以下節を分けて之を說明する。

第一節　定款の作成

第一　定款作成の意義及び公證人の認證

有限會社を設立するには、及づ第一に定款を作成しなければならぬ(第五條第一項)。而して定款の作成とは、有限會社の基本的規則を記載した書面を作ることを云ふのである。其の作成者は必ず有限會社の設立當時の社員全員でなければならぬ(第六條)。故に株式會社のやうに、發起人として定款を作ることは出來ないのである。

右の如く定款は社員全員で作るべきものであるが、公證人の認證を受けなければ其の效力がない(第五條第二項、商第百六十七條)。此の點は株式會社に於けると同樣であつて、會社設立を確實ならしめる爲めである。

第二　定款の記載事項

有限會社の定款の記載事項も亦合名會社、株式會社と同じく、絶對的必要事項、相對的必要事項及び任意的記載事項の三種類である。

甲　絶對的必要事項　此の事項は有限會社の定款の要件であつて、其の一つでも記載しないときは無效である(第六條)。

一　目的

二　商號　商號中には有限と云ふ文字を用ひなければならぬ(第三條第一項)。其の他には別に制限がないから人名又は他名を用ひても差支へない。

三　資本の總額　資本の總額は我國の貨幣で一定の金額を表示すべきものである。而して其の總額は壹萬圓を下ること出來ない(第九條)。

四　出資一口の金額　出資一口の金額は百圓又は百圓以上でなければならぬ(第十條)。

五　社員の氏名及住所　社員は有限會社の構成分子であるから、必ず其の氏名及び住所を記載して、之を明白にしなければならぬ。而して有限會社の社員は五十人を超えることが出來ないのを原則とする(第八條第一項本文)。

六　各社員の出資の口數　各社員の出資口數の記載は、社員總會の議決權の個數及び利益分配又は殘餘財産分配の標準となるのである。

七　本店及び支店の所在地　支店は之を設けないときは、其の記載を要しないのは勿論である。

八　社員の署名　各社員は夫れ〴〵署名又は記名捺印しなければならぬ。

公告を爲す方法は之を記載する必要はない。然し特定の場合に於ける公告方法は、裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法で之を爲さなければならぬ（第八十八條）。

乙　相對的必要記載事項　此の事項は定款に記載した場合に始めて其の效力がある事項で、之を記載しないときは其の效力がないのである（第七條）。

一　存立時期又は解散の事由。

二　現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財産、其の價格及び之に對して與へる出資口數。

三　會社の成立後に讓受くることを約した財産、其の價格及び讓渡人の氏名。

四　會社の負擔に歸すべき設立費用。

丙　任意的記載事項　此の事項は法令中の强行規定又は公序良俗に反しない限り、如何なる事項でも記載することが出來るのである。

第二節　取締役の選任（設立經過中の社員總會）

定款を以て社員の何人を取締役とすると云ふことを定めることが出來る。之は法律が有限會社を設立する場合に於ける常態を豫想したのである。若し定款で取締役を定めなかつたときは、會社の成立前に社員總會を開いて取締役を選任しなければならぬ（第十一條第一項）。而して此の社員總會は各社員が之を招集することが出來るのである（第十一條第二項）。此の社員總會を招集する時期に付ては「會社成立前」と云ふ丈けであるが、定款作成後第一著に爲すべきものと解されるのである。

尙ほ有限會社には監査役の必要はないが、之を置くことを妨げない。其の選任方法は取締役の場合と同樣である（第十三條第二項第七號、第十一條、第三十三條）。

第三節　出資の拂込

第一　出資全額の拂込

取締役は會社の成立前に、社員をして出資金全額の拂込を爲さしめなければならぬ（第十二條第一項）。他の會社の如く出資の分割拂込を許さないのである。之は會社關係の單純化を計り、出資の名額と實價とを一致せしめて、有限會社の財産的基礎を鞏固ならしめ、出資を免脫することを防がんとするのである。而して出資全額の拂込は、現實に爲すべきものであつて、代物辨濟、更改等を許さないものと解する。故に手形等を以て出資の拂込をすることは出來ないのである。

第二　現物出資の目的たる財産全部の給付（引渡）

取締役は會社の成立前に、社員をして現物出資の目的たる財産全部の給付（引渡）を爲さしめなければならぬ（第十二條第一項）。此の點は株式會社の場合と同樣で、有限會社の財産的基礎を鞏固ならしめんとするのである。然し出資の給付に當り登記、登錄其の他權利の設定又は移轉を以て第三者に對抗する爲め必要な行爲は、會社の成立後に之を爲せば足りるのである（第十二條第二項、商第百七十二條）。

第四節　設立の登記

第一　登記事項

有限會社の設立登記事項は次の如くである（第十三條第二項）。

一　目的
二　商號
三　資本の總額
四　出資一口の金額
五　本店及び支店
六　存立時期又は解散の事由を定めたときは其の時期又は事由
七　取締役の氏名及び住所
八　取締役にして會社を代表しない者あるときは會社を代表すべき者の氏名。
九　數人の取締役が共同し又は取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めたときは其の規定
一〇　監査役あるときは其の氏名及び住所

第二　登記の時期

有限會社の設立登記は、出資全額の拂込又は現物出資の目的たる財産全部の給付があつた日から二週間內に之を爲さなければならぬ（第十三條第一項）。此の期間內に設立登記を爲さないときは、取締役及び監査役は五千圓以下の過料に處分されるが（第八十五條第一項第一號）、其の登記は無效でない。

第三　登記の手續

有限會社の設立登記に關する手續は、非訟事件手續法に依るべきもので、申請書に一定の書類を添附し、取締役總員及び監査役總員から申請すべきものである。若し登記の申請を怠つたときは、前述の如き法律上の制裁がある。

第四　登記の效力

有限會社は設立登記を完了するに因つて始めて成立するものである（第四條、商第五十七條）。故に設立登記は第三者に對抗する要件ではなく、會社成立の要件である。從つて事實上設立手續を完了しても、登記を爲さなければ有限會社は成立しないのである。

第五節　設立に關する責任

會社設立に關する責任とは、會社の設立に參與した者が會社の設立に關し、特定の場合に於て負擔する責任を云ふ。卽ち設立に關與した社員、取締役及び監査役等の責任を云ふのである。

第一　責任の內容

一　現物出資及び財産引受に關する塡補責任　現物出資の目的たる財産又は財産引受の目的たる財産の會社成立當時の實價が、定款に定めた價格に著しく不當なときは、會社成立當時の社員は、會社に對し連帶して其の不足額の支拂義務を負はなければならぬ(第十四條)。此の場合「著しく不當なるとき」とは不足の程度は何人が見ても甚しい場合を指すものと解する。

二　未濟出資支拂の塡補責任　社員の出資全額の拂込又は現物出資の目的たる財産全部の給付に付き、未濟出資あるときは、會社成立當時の取締役、監査役及び社員は連帶して拂込を爲し、又は給付未濟財産の價額の支拂をする義務を負はなければならぬ(第十五條)。

第二　責任の消滅

前項に述べた有限會社設立に關する責任は、一般の債務と同じやうに、其の履行又は消滅時效の完成等に因り消滅するのは勿論であるが、其の免除に關しては有限會社法は特に制限を設け、會社成立の日から五ケ

年を經過した後でなければ、之を免除することは出來ないものと爲したのである(第十六條)。

第三章　社員の權利義務

第一節　總　說

第一　梗　概

有限會社法は社員の有する社員權を持分と云ふ(第十八條)。之は合名會社、合資會社の社員が有する社員權又は株式會社の株主の有する株主權と同樣で、社員權の一種に屬するものである。而して有限會社の各社員は其の出資口數に應じて持分を有するのである(第十八條)。之は有限會社法が出資均一主義を採つた當然の結果である。

第二　社員の權利（持分の內容）

社員が會社に對して有する權利には、持分の內容としての社員が社員たる資格に基いて有する權利と、債權者として有する權利とがある。債權者としての權利は普通の債權であるから特に說明する必要はない。而して社員の權利を分類すると左の如くである。

一　自益權と共益權　自益權とは社員一個の利益の爲めに設けられた權能を云ひ、之に屬するものは(1)利

益配當請求權、(2)增資の場合に於ける新出資引受權、(3)殘餘財産分配請求權、(4)持分名義書換請求權等である。

共益權とは會社の目的である事業の經營の必要に基いて各社員共同の利益の爲めに認められた權能を云ひ、之に屬するものは(1)議決權、(2)社員總會の決議取消、變更又は無效の判決請求權、(3)會社の設立無效判決請求權、(4)會社の增資無效判決請求權、(5)會社の書類閱覽請求權、(6)社員總會招集請求權、(7)取締役、監査役又は清算人に對する訴の提起請求權、(8)會社業務及び財産の狀況の檢査請求權、(9)清算人の解任請求權等である。

二　單獨社員權、少數社員權　單獨社員權とは個々の社員が單獨で行ふことが出來る權能を云ひ、少數社員權とは資本額の十分の一以上に當る出資口數を有する社員が行ふことが出來る權能を云ふのである。

以上の外固有權、非固有權、財産的社員權、非財産的社員權等に分類することが出來るが、實際上說明する丈けの利益がないから省略する。

第三　社員の義務

社員が會社に對して負ふ義務も、亦社員の資格に於て負擔するものと、社員の資格を離れて負擔するものとに大別することが出來る。前の義務は社員權の內容を爲す特別の社員義務であるが、後者は社員が全く社員の資格を離れて負擔した債務と、社員の資格に因つて負擔した債務とに分けることが出來るのである。而して社員が社員と云ふ資格に於て負擔する社員權の內容としての義務は左の二種類である。

一　出資の義務　之は會社の成立前に社員（正確に云ふと社員と爲るべき者）が負擔する義務で且つ有限責任であることは既に述べた通りである。

二　塡補の責任　現物出資又は財産引受に付き、定款に定めた價格が會社成立當時の實價に著しく不足するときは、會社成立當時の社員は會社に對し、連帶して其の不足額を支拂ふ義務を負擔するものである。

第二節　持分の取得

第一　總說

持分とは社員が會社關係で有する權利義務の總體を云ふのである。而して持分は會社の設立又は增資の場合に於ける出資口數の引受に因つて、出資引受人が其の出資口數に應じて取得する場合と、讓渡、相續、會社の合併等に因つて取得する場合とがある。持分の讓渡に付ては別に說明する。

一　持分の移轉と名義書換手續　持分の取得には其の移轉が伴ふから、取得者の氏名及び住所竝に移轉する出資口數を社員名簿に記載しなければ、之を以て會社の他の第三者に對抗することは出來ない（第二十條）。之を持分の名義書換手續と云ふのである。故に持分を讓渡した場合は勿論、相續、會社の合併等に移轉した場合も此の手續を爲さなければならぬ。

二　自己持分取得及び自己持分質取の禁止　會社は原則として自己會社の持分を取得し、又は質權の目的として之を取ることは出來ない。然し例外として(1)持分消却の爲めにする場合、(2)合併又は他の會社の營業全部の讓受に因る場合、(3)會社が權利の實行に當り其の目的を達する爲め必要な場合に限り、自己の持分を取得することが出來るのである(第二十四條第一項、商第二百十條)。而して會社が株式消却の爲めに自己の持分を取得した場合に於ては、遲滯なく持分失效の手續を爲し、合併又は他の會社の營業全部の讓受の爲め又は權利の實行に當り、其の目的を達する爲めに取得した場合に於ては、相當の時期に持分又は質權の處分を爲さなければならぬのである(第二十四條第一項、商第二百十一條)。

三　持分の共有　持分の共有とは數人が一個又は數個の持分を共同して有することを云ふのである。持分共有者は社員の權利を行ふべき者を一人定めて、之を會社に屆出でなければならぬ。若し之を定めないときは、會社は共有者に對する通知又は催告を其の中の一人に對して爲せば足るのである。共有者は會社に對し連帶して社員の義務を履行する責任がある（第二十二條、商第二百三條）。

第二　持分の讓渡

持分の讓渡とは社員權である持分を移轉する契約を云ふのである。故に持分の讓渡は社員（持分權者）と讓受人間の契約であつて、社員權の移轉を目的とする契約である。

一　持分讓渡の制限　社員は社員總會の特別決議に依る承認があつた場合にのみ、其の持分の全部又は一部を他人に讓渡することが出來るのである(第十九條第一項本文)。之れは有限會社の社員間の關係は、緊密な狀態を保たせる必要があるから其の持分の讓渡を制限したのである。此の制限は定款を以て更に重くすることも出來る(第十九條第一項但書)。然し社員相互間の持分の讓渡に付ては、定款を以て如何樣にも定めることが出來るのである（第十九條第三項）。

二　持分讓渡の方式　持分の讓渡は讓渡人と讓受人との契約で、其の方式に付ては何等の制限がないから、一般契約の如く當事者の意思表示に因つて其の效力が生ずる。然し其の讓渡に因る移轉を會社其の他第三者に對抗するには、持分の名義書換手續を爲さなければならぬ（第二十條）。

三　持分讓渡の效力　持分の讓渡には全部の讓渡と一部の讓渡とがある(第十九條第一項)。持分全部を讓渡したときは、讓渡人は社員の資格を失ひ、讓受人が他の社員であるときは、其の者は社員の地位を取得するに止まり、社員に變動を生じないが、讓受人が社員以外の者であるときは、其の者は社員の資格を失はる。又持分一部を讓渡したときは、讓渡人はそれ丈け持分口數の減少を來すに止まり、社員の資格を失はないので、讓受人が他の社員であれば、それ丈け持分口數を增加するが、若し社員以外の者であれば、其の者は新たに社員の資格を取得するのである。

持分の讓渡に因つて社員の總數が五十人を超ゆる場合は、其の讓渡は無效である（第十九條第二項、第八條第一項）。之は有限會社の社員總數の最高限度が五十人を超えることが出來ないからである。

四　持分證券發行の禁止　有限會社は持分に付き、指圖證券又は無記名證券を發行することは出來ない（第二十一條）。之は前述の如く持分の讓渡を制限した當然の結果である。然し記名式の證券は發行しても差支へはないが、この證券は單に持分を證明するに止まるもので、有價證券の性質を有しないことは勿論である。

右の規定に違反して、持分に付き指圖式又は無記名式の證券を發行したときは、取締役、監査役又は支配人等は五千圓以下の過料に處分される（第八十五條第一項第六號）。

第三　持分の質入

持分は之を以て質權の目的と爲すことが出來る（第二十三條第一項）。之は持分が社員權の性質を有すると共に、讓渡性があるからである。然し定款を以て持分の讓渡を禁止した場合には、質權の目的とすることは出來ない（第十九條第一項、民第三百六十二條第二項、第三百四十三條）。又持分の讓渡を制限した場合には其の制限した條件に從つて質入することが出來るに過ぎない（第二十三條第二項、第十九條第二項）。

一　持分質入の方法　持分質入の方法に付ては何等の規定がなく、唯持分讓渡の制限に關する第十九條第一項の規定の準用ある結果として、持分の全部又は一部を質入せんとする者は、社員總會の持分決議の方法又は定款で加重した制限に從ひ、自由に之を質入することが出來る。定款で質入の方法を定めた場合には、其の定めに從はなければならぬ。而して持分の質入を以て會社其の他の第三者に對抗するには、質權者の氏名及び住所竝に質入した出資口數を社員名簿に記載しなければならぬ（第二十三條第二項、第二十條）。

二　持分質入の效力　質權者（債權者）は質權の目的である持分の消却又は併合があつたときは、持分權者（社員、質權設定者）が受くべき金錢又は持分の上に當然質權を有するのである（第二十四條第一項、商第二百八條第一項）。

質權者が質權を社員名簿に登錄したときは（對抗要件を備へたとき）會社から利益の分配、持分の消却、併合の場合に於て、社員（質權設定者）が受くべき金錢の支拂を受け、他の債權者に優先して自分の債權の辨濟に充てることが出來る（第二十四條第一項、商第二百九條第一項）。又質權者が有する債權の辨濟期日よりも遲れた場合には、質權者は會社をして社員に支拂ふべき金額を供託せしめることが出來る。此の場合には質權は其の供託金の上に存在するのである（第二百四條第一項、商第二百九條第二項、民第三百六十七條第三項）。

第四　持分の差押

持分の差押に付ては何等の規定はないが、之を差押へることは出來るものと解する。而して其の差押の手續は總て民事訴訟法の規定に依るべきものであるが、其の差押に因る持分の換價や轉付の如きは、總て債權讓渡の制限に從はなければならぬのである。

第三節　持分の喪失

第一　持分喪失の原因

有限會社の社員が其の持分を喪失する原因は、持分の併合、持分の消却、持分の讓渡、社員の死亡、會社の合併等である。而して持分の併合は持分が全然消滅するのではなく、他の種類の持分として存在し、又持分の消却は全然持分が消滅する。持分の讓渡は前節に述べた如くである。然し社員の死亡の場合には、持分が被相續人に移轉し、會社の合併の場合には、持分は存續會社又は新設會社に移轉するのである。尙ほ持分の併合に付ては後節に說明し、次には持分の消却に付て說明する。

第二　持分の消却

持分の消却とは特定の持分を消滅せしめる行爲を云ふのである。

一　持分消却の方法　持分の消却は其の方法に依つて、之を强制消却と任意消却とに區別することが出來る。强制消却は社員の意思如何を問はず、會社が一方的行爲に依つて特定の持分を消滅せしめる方法を云ひ、任意消却は會社と社員との合意に依つて、會社が持分を取得して之れを消滅せしめる方法を云ふのである。

二　持分の消却が出來る場合　持分は原則として資本減少の規定に從はなければ、之を消却することは出來ない。但し定款に基き社員に配當すべき利益を以てする場合に限り、例外として之を爲すことが出來るに過ぎないのである（第二十四條第一項、商第二百十一條第一項）。若し此の以外の場合に持分を消却したときは、取締役、監査役は五千圓以下の過料に處分されるのである（第八十五條第一項第八號）。

三　持分消却の手續　持分消却の手續は資本減少の規定に依る場合と、配當利益を以てする消却の場合とに依つて異なるのである。

資本減少の規定に依る場合には、總て後に說明する資本減少の手續に依らなければならぬ。卽ち第一に定款變更の手續を爲し、第二に債權者保護の手續を爲した後、始めて資本減少實行の手續である持分を消却する行爲を爲さなければならぬ。

社員に配當すべき利益を以て持分を消却する場合には、資本減少の規定に從ふことを要しないから、定款變更の手續や債權者保護の手續を必要と爲さない。故に定款に持分を消却する方法を詳細に定めてある場合には之に從つて爲すべく、然らざる場合には會社は配當すべき利益を確定して、之を持分の消却に充て、且つ强制消却、任意消却の何れの方法を採るかを定め、對價を與へて消却する場合には、各社員に對して支拂ふべき代金の額を定めるのである。

四　持分消却の效力　持分の消却に因つて持分は絕對的に消滅する。然し其の持分を目的とする質權は、其の社員が持分の消滅に因つて受くべき金錢の上に存在することは旣に述べた通りである。

資本減少の規定に從ひ持分を消却したときは、資本の減少を來すべきは當然であるが、社員に配當すべき利益を以て持分を消却したときは、資本の減少が來たさないものと解すべきである。

第四節　社員名簿

第一　社員名簿の意義

社員名簿とは、社員に關する事項を明確ならしめることを目的とする有限會社の要式の帳簿を云ふ。而して社員名簿は取締役に於て之を本店に備へて置かなければならぬ(第二十八條第一項)。若し之を備へて置かないと五千圓以下の過料に處分される(第八十五條第一項第十一號)。斯くして社員及び會社の債權者は營業時間內何時でも閱覽を求めることが出來る(第二十八條第三項)。

第二　社員名簿の效用

社員名簿は左の如く法律上種々の效用がある。

一　持分の移轉を會社及び第三者に對抗するには、取得者の氏名及び住所竝に移轉する出資口數を社員名簿に記載しなければならぬ(第二十條)。

二　持分の質權者が其の質權を會社及び第三者に對抗する爲めには、質權者の氏名及び住所竝に質入した出資口數を社員名簿に記載しなければならぬ(第二十三條第二項、第二十條)。

三　會社より社員に對して爲す通知又は催告は、其の者が特に會社に對し住所を通知した場合を除き、社員名簿に記載した社員の住所に宛てるを以て足り、此の通知又は催告は通常到達すべかりし時に到達したものと看做される(第二十四條第二項、商第二百二十四條第一項第二項)。

第三　社員名簿の調製及び記載事項

社員名簿の調製に付き何等規定する所はないが、有限會社法第二十八條の規定から其の調製は取締役に於て爲すべきもので、其の調製の時期は會社成立の時であると解するのである。而して社員名簿には左の事項を記載すべきものである(第二十條、第二十三條第二項、第二十八條第二項)。

一　社員の氏名及び住所竝に其の出資口數

二　社員の持分取得の年月日

三　持分質權者の氏名、住所、質入の目的たる出資口數及び質權登錄の年月日

第四章　有限會社の管理

有限會社法は第四章に於て「會社の管理」なる標題を設け、其の內容として會社の機關及び會社の計算に付き規定して居る。然し「管理」なる標題の下に會社の機關、會社の計算を規定したのは、其の字義より解するときは當を得ないやうに考へられる。矢張り株式會社の如く會社の機關、會社の計算等に區別して規定

するを立法技術上當を得たものと解するのである。

第一節　會社の機關

第一款　總　說

有限會社の機關として主要なるものは、意思機關としての社員總會と、會社代表且つ業務執行機關としての取締役の二種である。而して社員總會は有限會社の意思を決定するのである。然し總社員の同意ある場合には、總會を開かずして書面に依る決議を以て、意思を決定することが出來る便宜法がある。取締役は外部に對しては會社を代表し、內部では執行機關として會社の業務を執行するものである。此の二者は有限會社に必要缺くべからざる機關であるが、此の以外に監査役と檢査役がある。監査役は必要機關でなく任意機關であるから、之を置くか否かは定款を以て自由に定めることが出來る。監査役は監督機關であることは、株式會社の監査役と同樣である。又檢査役も會社の計算に關する調査を任務とする臨時の機關なることは、株式會社の檢査役と同樣である。

第二款　取締役

第一　取締役の意義

取締役は外部に對して會社を代表すると共に、內部に於て會社の業務を執行する常設の機關である。故に有限會社の取締役は株式會社の取締役と同樣の意義を有するのである。而して取締役は代表取締役、非代表取締役、社長、副社長、常務取締役、專務取締役及び平取締役等に分類することが出來る。

第二　取締役の組織

取締役の組織に付ては次の如く分說する。

一　取締役の決定、選任　取締役は會社の設立當時に定款を以て之を定めるのを常則とする（第十一條）。若し定款を以て之を定めなかつたときは、會社の成立前に社員總會を開いて之を選任しなければならぬ（第十一條第一項後段）。會社の成立後は社員總會で之を選任すべきものである（第三十二條、商第二百五十四條第一項）。然し此の決議方法は定款に特別の定めがない以上は、通常決議の方法で爲すことが出來る。又書面決議に依つても差支へないのである（第四十二條）。

二　取締役の資格　取締役は必ずしも其の會社の社員であることを要しない（第三十二條、商第二百五十四條第一項）。然し定款を以て一定數の出資を有する社員でなければ取締役と爲ることが出來ないと云ふ規定を設けることが出來る。

三　取締役の員數　有限會社の取締役の員數に付ては、何等の制限がないから一人でも差支がない（第二十五條）。然し定款を以て其の最低數を定めることが出來る。

取締役が定款に定めた員數を缺いた場合には、會社は直ちに社員總會を招集して其の員數の取締役を選

任すべきであるが、此の場合に於て任期の滿了又は辭任に因つて退任した取締役は、新たに選任された取締役が就職する迄仍ほ取締役の權利を有し義務を負ふのである。此の場合に裁判所は監査役其の他利害關係人の請求に因り、一時取締役の職務を行ふべき者を選任することが出來る。此の場合には其の登記を爲すべきものである（第三十二條、商第二百五十八條）。

四　取締役の任期及び終任　有限會社の取締役に付ては任期の制限はない。然し定款を以て其の任期を三年五年又は十年と爲すことが出來る。而して取締役の任務終了の原因は次の如くである。（一）任期の滿了（二）退任事由の發生、（三）辭任及び解任、（四）死亡、破産及び禁治産の宣告、（五）會社の解散、（六）公權剝奪又は停止。

五　取締役變更の登記　取締役の氏名及び住所は登記事項である（第十三條第一項第四號）。故に其の選任、終任の結果取締役が更迭したときは、登記事項の變更と成るのであるから、其の變更登記を爲さなければならぬ（第十三條第三項、商第六十七條）。

第三　取締役と會社との關係

取締役と會社との關係は委任に屬するのである。故に兩者の關係は民法第六百四十四條以下の規定に從ひ處理されるのであるが、取締役の報酬に付ては特別の規定があつて、定款に其の金額を定めなかつたときは社員總會の決議を以て之を定めるのである（第三十二條、商第二百六十九條）。

第四　取締役の職務權限

取締役の職務權限は業務執行及び會社代表が二種類に大別することが出來る。

一　取締役の業務執行　取締役は執行機關として其の會社の業務を執行する職務權限を有する。而して其の業務執行の方法は、取締役が一人の場合に於ては問題はないが、數人の取締役がある場合に於ては、定款に別段の定めがない限り、取締役の過半數を以て業務執行の決定を爲して之を實行すべきものである（第二十六條）。取締役の業務執行の範圍は會社の業務全體に亙るものであるが、特に有限會社法で規定する業務は次の如くである。

1　計算書類の備へ置きに關する義務　取締役は定款及び社員總會の議事錄を本店及び支店に、社員名簿を本店に備へ置き、營業時間内何時でも社員及び會社の債權者の閱覽に供すべきである（第二十八條第一項第三項）。而して社員名簿には社員の氏名及び住所竝に其の出資の口數を記載しなければならぬ（第二十八條第二項）。

2　計算書類の作成及び承認に關する義務　取締役は每決算期に計算書類を作成し、監査役あるときは定時社員總會の會日より二週間以前に之を監査役に提出し（第四十三條）。又定時社員總會の會日の一週間以前に計算書類及び監査役の報告書を本店に備へ置き、營業時間内何時でも社員及び會社の債權者の閱覽に供し、且つ謄本、抄本の交付の求めに應じなければならぬ（第四十六條第一項、商第二百八十二

條)。尙ほ取締役は計算書類を定時社員總會に提出して其の承認を求めなければならぬ(第四十六條第一項、商第二百八十三條第一項)。

3　社員總會招集の職務　社員總會は取締役が之を招集するを原則とする(第三十五條)。社員總會に付ては後に詳說してある。

4　監査役に對する營業報告の職務　監査役は取締役に對して何時でも營業の報告を求めることが出來るから(第三十四條、商第二百七十四條)。此の請求があつたときは、取締役は營業を報告すべき職責がある。

5　各種の登記を爲すべき義務　取締役は單獨にて又は監査役と共に、各種の登記を申請しなければならぬ(第十三條、商第六十五條乃至第六十七條)。

二　取締役の會社代表　取締役は代表機關として其の會社を代表する職務權限を有する(第二十七條)。而して取締役が數人ある場合には、其の各自が會社を代表する。然し定款の規定又は社員總會の決議を以て會社を代表すべき取締役を特定することが出來る。又數人の取締役が共同し若くは取締役が支配人と共同して會社を代表すべきことを定めることが出來る。尙ほ定款の規定に基いて取締役の互選を以て會社を代表すべき取締役を定めることも出來るのである(第三十二條、商第二百六十一條第一項第二項)。

有限會社に於て取締役に社長、副社長、專務取締役、常務取締役其の他會社を代表する權限があるものと認める名稱を附けた場合は、其の取締役の爲した行爲に付ては會社は其の者が代表權を有しない場合でも、善意の第三者即ち其の取締役が會社を代表すべき權限があるものと信じて取引を爲した者に對しては其の責任を負はなければならぬ(第三十二條、商第二百六十二條)。

第五　取締役の義務及び責任

取締役の義務及び責任は次の如くである。

一　取締役の義務　有限會社が特に取締役の義務として規定したものは(1)競業禁止の義務、(2)會社との取引に關する義務である。

1　競業禁止の義務　取締役は社員總會の認許がなければ、自己又は第三者の爲に會社の營業の部類に屬する取引を爲し、又は同種の營業を目的とする他の會社の無限責任社員若はく取締役と爲ることは出來ないのである(第二十九條第一項)。

取締役が右の規定に違反して、自己の爲に取引を爲したときは、社員總會は之を以て會社のために爲したものと看做すことが出來る(第二十九條第二項)。取締役が第三者の爲めに取引を爲したときは、之を會社のために爲したものと看做すことが出來ないから、此の場合には社員總會で其の取締役を解任するか、又は損害を受けたときは之を賠償せしめるより方法はない。

取締役の取引を會社の爲めに看做すことを得る權利、即ち所謂介入權又は進入權は監査役があるときは

其の一人、若し監査役がないときは、他の取締役の一人が其の取引を知つた時より二ヶ月間之を行はないときは消滅する。取引の時より一年を經過したときも亦同樣である（第二十九條第三項）。

2　會社との取引に關する義務　取締役は監査役があるときは其の承認、監査役がないときは社員總會の認許を得た場合に限り、自己又は第三者の爲めに會社と取引を爲すことが出來る。此の場合には民法第百八條の双方代理禁止の規定を適用しないから、取締役は双方を代理して取引を爲すことが出來るのである（第三十條）。

二　取締役の責任　取締役が其の任務を怠つたときは、其の取締役は會社に對し連帶して損害賠償の責任を負はなければならぬ（第三十二條、商第二百六十六條第一項）。又取締役が法令又は定款に違反する行爲を爲したときは、社員總會の決議に依つた場合でも、其の取締役は第三者に對し連帶して損害賠償の責任を負はなければならぬ（第三十二條、商第二百六十六條第二項）。會社が取締役の任務懈怠に因る責任を免除するには第四十八條に定める特別決議の方法に依らなければならぬ（第四十條第一項第四號）。

第六　取締役に對する訴

（一）社員總會で取締役に對して訴を提起することを決議したときは、會社は決議の日より一ヶ月内に此の訴を提起しなければならぬ（第三十二條、商第二百六十七條第一項）。而して此の訴に付ては社員總會の決議に依らなければ取下、和解又は請求の拋棄が出來ないのである（第三十二條、商第二百六十七條第二項）。

（二）社員總會で取締役に對して訴を提起することを否決した場合に於て、資本の十分の一以上に當る出資口數を有する社員が訴の提起を會社に請求したときは、會社は請求の日より一ヶ月内に之を提起しなければならぬ（第三十一條第一項）。然し此の少數社員の訴提起の請求は、定款の規定で制限又は禁止することが出來るのである（第三十一條第二項）。

右少數社員の訴提起の請求は、社員總會終結の日より三ヶ月に之を爲すべきものである（第三十二條、商第二百六十八條第二項）。其の訴に付ては請求した社員の議決權の過半數の同意がなければ取下、和解又は請求の拋棄を爲すことは出來ない（第三十二條、商第二百六十八條第三項）。訴提起を請求した社員は監査役より請求があつたときは、相當の擔保を提供しなければならぬ（第三十二條、商第二百六十八條第四項）。若し會社が敗訴したときは請求した社員は會社に對してのみ損害賠償を爲すべき責任を負ふのである（第三十二條、商第二百六十八條第五項）。

第七　取締役の職務執行停止及び職務代行者

取締役の選任決議の無效又は取消の訴の提起があつた場合には、本案の管轄裁判所は當事者の申立に依り假處分を以て、取締役の職務執行を停止し又は之を代行する者を選任することが出來る。尙ほ本案の繫屬前で急迫な事情があるときは、右の假處分を爲すことが出來るのである。又裁判所は當事者の申立に依り前に爲した假處分を變更し又は之を取消すことも出來る（第三十二條、商第二百七十條）。

第三款　監査役

第一　監査役の意義

監査役は有限會社の必要機關でなく任意機關である。故に定款で之を置くべき旨を定めた場合に於て、始めて存在する監査機關である(第三十三條第一項)。

第二　監査役の資格、選任、員數、任期、終任

是等に付ては次に分說する。

一　監査役の資格　監査役の資格は取締役の資格と同樣で必ずしも社員たるを要しない(第三十四條、商第二百五十四條第一項)。然し取締役の場合と同しく、定款を以て特別の定めを爲すことが出來るのである。

二　監査役の選任　定款を以て何人を監査役にすると云ふことを定めないで、單に監査役を置くことを定めたときは、會社成立前に社員總會を開いて之を選任しなければならぬ(第三十三條第二項、第十一條)。會社成立後は社員總會で之を選任することは、取締役の選任と同樣である(第三十三條、商第二百五十四條第一項)。

三　監査役の員數及び任期　監査役の員數及び任期に付ては何等の規定もないから、定款を以て如何樣にも定めることが出來る。然し定款で定めた員數を缺いたときは、取締役を缺いた場合と同樣の處置を爲すべきものである(第三十四條、商第二百五十八條)。

四　監査役の終任　監査役の終任に付ても、取締役の終任と同樣である(第三十四條、商第二百五十四條第二項)。其の報酬を定款で定めてないときは、社員總會の決議を以て之を定めるのである(第三十四條、商第二百六十九條)

第三　監査役と會社との關係

監査役と會社との關係が委任に關する民法の規定に從ふことは、取締役と同樣である(第三十四條、商第二百五十四條第二項)。

第四　監査役變更の登記

此の登記も取締役變更の登記と同樣である(第十三條第二項第七號、第三項)。

第五　監査役の職務權限

一　會社の業務執行監督に付ての職務權限　大體に於て株式會社の監査役と同樣である。

1　監査役は何時でも取締役に對して營業の報告を求め、又は會社の業務及び財産の狀況を調査することが出來る(第三十四條、商第二百七十四條)。

2　監査役は取締役が社員總會に提出せんとする書類を調査し、社員總會に其の意見を報告しなければならぬ(第三十四條、商第二百七十五條)。

3　監査役は必要ある場合には臨時社員總會を招集することが出來る。此の場合に社員總會は會社の業務及び財産の狀況を調査せしめる爲め、特に檢査役を選任することが出來る(第四十一條、商第二百三十

五條第二項)。

二　會社代表の權限　監査役は原則として會社から取締役に對し、又取締役から會社に對し、訴を提起する場合に於て其の訴に付き會社を代表する(第三十四條、商第二百七十七條第一項本文)。然し社員總會では監査役以外の他人をして之を代表せしめることが出來る(第三十四條、商第二百七十七條第一項但書)。又少數社員が取締役に對し訴を提起することを請求したときは、特に代表者を指定することが出來る(第三十四條、商第二百七十七條第二項)。斯かる場合には監査役は會社を代表することは出來ないのである。

三　取締役の職務代行の職務權限　取締役中に缺員があるときは、取締役と監査役との協議を以て、監査役中より一時取締役の職務を行ふべき者を定めることが出來る(第三十四條、商第二百七十七條第一項)。此の場合には其の監査役は取締役と同樣の職務權限を有するから、計算書類を社員總會で承認する迄は、監査役の職務を行ふことは出來ないのである(第三十四條、商第二百七十七條第二項第三項)。

第六　監査役の義務及び責任

一　監査役の義務　監査役と會社との關係は、委任に關する規定に從ふから(第三十四條、商第二百五十四條第二項)。民法の委任に關する義務を負ふのは當然であるが、監査役は取締役と違ひ會社の業務執行機關でないから、競業禁止義務や會社との取引に關する義務を負はない。然し監査役が取締役の職務を代行する場合は、取締役と同樣の義務を負ふのである。

二　監査役の責任　監査役は會社又は第三者に對し、委任の不履行又は不法行爲に因る責任を負ふのは勿論であるが、有限會社法は取締役と同樣の責任を認めて居る(第三十四條、商第二百六十六條)。而して監査役が會社又は第三者に對して損害賠償の責任を負ふべき場合に於て、取締役も亦其の責任を負ふべきときは、其の監査役と取締役は連帶債務者として責任を負ふべきものである(第三十四條、商第二百七十八條)

第七　監査役に對する訴

社員總會に於て監査役に對して訴を提起することを決議したとき、又は之れを否決した場合に於て、會日の三ケ月前より引續き資本の十分の一以上に當る出資口數を有する社員が、訴の提起を取締役に請求した場合は、會社は決議又は請求の日より一ケ月以內に、監査役に對し訴を提起すべきである(第三十四條、第三百六十七條、商第二百六十八條第二項乃至第五項)。

第八　監査役の職務執行の停止及び職務代行者

取締役に付て述べたものと同樣である(第三十四條、商第二百七十條、第二百七十二條)。

第四款　社員總會

第一　社員總會の意義

社員總會とは社員の總意を發表して、會社の意思を決定する唯一の議決機關を云ふので、株式會社に於ける株主總會と殆んど同一の性質を有するものである。唯異なる主要點は株主總會は必ず招集の手續を爲すこ

とを必要とするも、社員總會は總社員の同意あるときは、招集の手續を爲さずして開催することが出來る（第三十八條）。又決議をするには必ずしも社員總會を開催するを要せず、總社員の同意を以て總社員の決議の代りに書面に依る決議が出來る（第四十二條）。之は有限會社の簡易性に基く特色の一つで、實際上の便宜を圖つたのである。

第二　社員總會の種類

社員總會は之を定時總會と臨時總會とに大別することが出來る。定時總會は每年一回一定の時期に之を招集するものを云ふ。年二回以上利益の配當をする會社では、每決算期に定時總會を招集しなければならぬ（第四十一條、商第二百三十四條）。臨時總會は必要ある場合に隨時之を招集する總會を云ふのである（第四十一條、商第二百三十五條第一項）。

第三　社員總會の招集

之に付ては次の如く分說する。

一　招集の時期及び場合　定時總會は定款で定めた時期に招集すべく、臨時總會は（一）取締役に於て必要と認めたとき（第四十一條、商第二百三十五條第一項）。（二）監査役に於て必要と認めたとき（第四十一條、商第二百三十五條第二項）。（三）資本の十分の一以上に當る出資口數を有する社員が裁判所の許可を得たとき（第三十七條第二項、第七十五條第二項、商第二百三十七條第二項）。（四）裁判所の命令に因り監査役又は取締役が招集する場合（第四十五條第三項）。清算人招集の場合（第七十五條第二項、第三十五條）等である。

二　招集權者　社員總會の招集權者は原則として取締役であるが（第五十五條）。例外として監査役（第四十一條、第四十五條第三項、商第二百三十五條第二項）、少數社員（第三十七條第二項、第七十五條第二項商第二百三十七條第二項、第三十五條）は社員總會を招集することが出來る。而して取締役、監査役及び清算人が社員總會を招集するには、各々其の過半數の決議に依らなければならぬ（第四十一條、第七十五條第二項、商第二百三十六條）。

三　招集の地及び場所　社員總會招集の地及び場所に付ては特別の規定はないが、株主總會招集の場合と同じく、本店所在地か又は之に隣接する地に招集するのは、善良な管理者の注意義務から見て至當と考へられる。

四　招集手續　社員總會を招集するには會日より一週間前に、各社員に對して其の通知を發すべきである（第三十六條本文）。然し此の一週間の期間は定款で更に短縮して、五日又は三日と爲すことが出來る（第三十六第但書）。

右總會招集の手續は總社員の同意あるときは、之を爲さずして總會を開催することが出來る（第三十八條）。此の點も亦有限會社の特色の一つで實際上の便宜を圖る爲めである。故に社員總會は總社員の同意あ

る限り、全く其の招集通知を要しないから、社員が或る機會に集つた席上で總會を開くことも出來るし、又電話等で社員を呼び出して總會を開くことが出來るのである。

第四　社員總會の議事

社員總會の議事の範圍は、招集の通知に議事日程を掲げた場合は、定款に特別の規定がない限り其の範圍に限るべきであるが、若し全然會議の目的事項を通知しない場合、定款に特別の規定がないときは、如何なる事項を會議の目的としても差支へないものと解するのである。

議事の方式に付ては定款に定めある場合は之に從ひ、定めがない場合は一般會議の議事原則に依り、各場合に應じ適當の方式に依るべきものである。尙ほ社員總會の議事に付ては議事錄を作り、之に議事の經過の要領及び其の結果を記載して、議長竝に出席した取締役及び監査役に於て之に署名しなければならぬ（第四十一條、商第二百四十四條）。

第五　社員總會の決議

社員總會の決議方法は通常決議と特別決議との二種あることは、株主總會の決議と同樣である。唯社員總會では書面決議と云ふ便法が認められて居るが、株主總會では斯かる便法を認めて居ないのである。

一　通常決議　通常決議とは出席した社員の議決權の過半數で決する方法で、法律又は定款の規定を以て、特別決議の方法に依るべきものと定めた以外の事項に付ての決議方法である（第四十一條、商第二百三十九條第一項）。卽ち社員總會の決議は有限會社法又は定款に別段の定めある場合を除くの外、出席した社員の議決權の過半數を以て之を爲すのである。

二　特別決議　特別決議とは總社員の議決權の四分の三以上を有する者の同意を以て決する決議方法を云ふのである（第四十八條第一項）。而して此の議決を得る場合の議決權の算定に付ては、議決權を行使することが出來ない社員は之を總社員に、其の行使が出來ない議決權は、之を議決權の數に算入しないのである（第四十八條第二項）。

特別決議を必要とする事項は（一）營業の全部又は一部の讓渡、（二）營業全部賃貸、經營の委任、損益共通契約の締結、變更又は解約、（三）他の會社の營業全部の讓受、（四）取締役又は監査役の任務懈怠に因る責任免除（以上第四十條第一項第二項）。（五）會社の成立後二ケ年內に於ける營業用財產の取得契約（第四十條第三項）の外、定款の變更（第四十八條）、持分讓渡の承認（第十九條第一項）、合併（第五十九條第三項第四項、第六十條第四項）、會社の解散（第六十九條第一項第二號、第二項）、會社の繼續（第七十條）等である。其の外定款を以て一定の事項は、特別決議を要するものと定めても差支へはない。然し之と反對に特別決議事項を普通決議に依つて爲すことは許さないのである。

尙ほ注意すべきは有限會社の社員總會に付ては、株主總會の如く假決議方法は全く認めないのである。

第六　社員の議決權

一　議決權の個數　各社員は原則として出資一口に付き一個の議決權を有する（第三十九條本文）。但し定款を以て議決權の數に付別個の定めを爲すことを妨げない（第三十九條但書）。故に出資二口以上又は三口以上を有する社員に付ても、議決權を制限することが出來る。然し議決權を全然剝奪することは、定款の規定でも之を爲すことは出來ないものと解すべきである。會社は其の有する自己の出資口數に付ては議決權を有しないのである（第四十一條、商第二百四十一條第二項）。

二　議決權行使の方法　議決權は之を有する社員自身が行使するを原則とするが、代理人を以て議決權の行使を認めて居る。但し代理人は代理權を證する書面を會社に差出さなければならぬ（第四十一條、商第二百三十九條）。尙ほ定款を以て其の代理人は會社の社員でなければならぬと云ふ規定を設けて、代理人と爲るべき者の範圍を限定するも差支へないのである。

議決權は社員自ら又は代理人が社員總會に出席し、其の會場で之を行使するを原則とするが、例外として書面決議の便宜法が認められて居ることは後に述べるが如きである。

三　議決權行使の制限　社員總會の決議に付き特別の利害關係を有する者は、其の決議に關しては議決權を行使することは出來ない（第四十一條、商第二百三十九條第四項）。玆に特別の利害關係とは、社員が決議事項に付き他の社員に比して特殊の關係あることを云ふ。例へば或る社員が會社から營業一部の讓渡を受ける場合には、其の社員は營業一部讓渡の議決に付て、議決權を行使することが出來ない如きである。

第七　社員總會の權限

社員總會の權限の主なるものは會社の內部で其の意思を決定することである。而して社員總會の決議事項には、法律上必ず決議しなければならぬ事項、定款で決議すべきものと定めた事項、總會の決議すべき事項ではないが、特に決議することが出來るものとに區別することが出來る。

一　法律上總會に專屬した事項　此の事項に屬するものを列記すれば次の如くである。

1　取締役又は監査役の選任
2　取締役の競業の認許
3　取締役と會社との取引の認許
4　取締役、監査役に對する訴の提起
5　會社の爲す行爲　(一)營業全部又は一部の讓渡、(二)營業全部の賃貸、其の經營の委任、他人と營業上の損益全部を共通にする契約の締結、變更又は解約、(三)他の會社の營業全部の讓受、(四)取締役又は監査役の任務懈怠に因る責任の免除、(五)有限會社の成立後二ケ年內に其の成立前より存在する財産にして、營業の爲めに繼續して使用すべきものを資本の二十分の一以上に當る價格を以て取得する契約
6　會社を代表すべき取締役を定め又は數人の取締役が共同し若くは取締役が支配人と共同して會社を代

表すべきことを定める行爲。

7　取締役、監査役が受くべき報酬

8　會社が取締役に對し又は取締役が會社に對し訴を提起した場合に於て、監査役以外の代表者を定める行爲

9　計算書類の承認

10　定款の變更

11　資本增加の場合に於ける現物出資、財産引受、出資引受權等の規定

12　將來資本增加の場合に於ける新出資引受權の授與契約

13　資本增加の場合に於ける社員の新出資引受權に對する制限

14　會社の合併、設立委員の選任

15　任意解散、組織變更及び會社の繼續

16　清算人の選任、解任

17　清算の開始及び終了の場合に於ける書類の承認。

18　清算人の報酬

19　清算人の提出した書類及び監査役の報告を調査せしめる爲めにする檢査役の選任

20　會社が清算人に對し又は清算人が會社に對し訴を提起した場合に於て、監査役以外の代表者を定める行爲。

21　清算人の提出した計算書類の承認

二　定款で社員總會に屬せしめる事項　以上に列記した事項の外、定款で社員總會の決議を要するものとした事項は、總て社員總會の決議で定むべきもので、取締役が專決することは出來ない。而して定款で決議事項として定めることが出來るものは、公序良俗に反せず有限會社の性質に悖らない限り、如何なる事項でも決議事項として定めることが出來るのである。

三　社員總會に屬しない事項で決議が出來る事項　以上に擧げた以外の事項でも、社員總會で決議することが出來るのである。

第七　社員總會の決議取消の訴、決議無效確認の訴

一　決議取消の訴　社員總會招集の手續又は其の決議の方法が法令若くは定款に違反し、又は著しく不公正なときは、株主、取締役又は監査役は訴を以て、決議の取消を請求することが出來る。尙ほ決議が第四十八條の特別決議の方法に違反して爲されたときも、又取消の訴を提起することが出來るのである（第四十一條、商第二百四十七條）。此の訴は決議の日より一ケ月以內に本店所在地の地方裁判所に提起すべきものである（第四十一條、商第二百四十八條第一項）。社員が此の訴を提起したときは、會社の請求に依り相

當の擔保を供しなければならぬ。然し社員が取締役又は監査役である場合は、擔保を供さなくとも宜しいのである（第四十一條、商第二百四十九條）。

決議した事項を登記した場合に於て、決議取消の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地で其の登記を爲さなければならぬ（第四十一條、商第二百五十條）。

二　決議無效確認の訴　社員總會の決議の內容が法令又は定款に違反したときは、之を理由として決議無效確認の訴を提起することが出來る。而して此訴は社員以外の者よりも提起することが出來るし、又訴提起の期間に制限がないから、訴を提起する利益がある限りは、何時でも提起することが出來るのである（第四十一條、商第二百五十二條）。

三　書面決議　書面決議とは社員總會を開催しないで、書面に依つて爲される決議を云ふのである。本來決議は社員が會合した上討論して決議するのが原則であり、之が總會の決議である。然し有限會社では簡略の爲めに或る場合は、書面に依つて意見を決することも許されて居る。之が書面に依る決議であるが、正確な意味では之を決議と云ふことが出來ない。唯決議に準ぜられるのみである。斯かる決議は有限會社の如き中小規模の會社にのみ許される所である（第四十二條第一項）。

書面に依る決議の要件としては、總會の決議を爲すべき場合に於て總社員の同意あることを要する。即ち先づ豫め總社員が一定の事項に付き、書面に依ることを同意した場合でなければならぬ。故に一人の社員が書面決議に同意しないときは、書面決議をすることは出來ない。此の場合に於ける總社員の同意は、書面決議をすることに付ての同意であつて、決議事項に付ての同意ではないのである。例へば一定の事項を社員總會の議題としたが、之を採決しないで持越した場合に、總社員が書面に依つて決定することを同意した場合の如きである。而して其の決議の內容に付ては、總社員が必ずしも一致するものでないから、其の決定は過半數又は特別多數で爲される次第である。

次に一定の事項に付き豫め書面に依ることの同意がなくとも、決議の目的である事項に付き、總社員が書面を以て同意を表したときは、書面に依る決議があつたものと看做すのである（第四十二條第二項）。此の場合の同意とは其の事項に關する意思決定を書面に依つて爲すことの同意であると共に、其の事項に關する內容に付ても同意があることを意味するのである。例へば或る決議事項に付き突然廻狀を各社員に廻はして贊否を問ふた所、總社員が其の廻狀に同意の旨を記して署名した場合又は總社員が「ハガキ」を以て其の事項に同意を表した場合の如きである。

以上の「書面」とは廻狀、往復ハガキの返信、電報に依る應答等何れの方法に依つても差支へはない。又決議の成立時期は決議を成立せしめるに必要な最後の返信（書面）があつた時と解すべきである。

書面決議は總會の決議と同一の效力がある（第四十二條第三項）。之は當然の事理で說明する迄もない。尙ほ書面決議には社員總會に關する規定が準用される（第四十二條第四項）。故に議決權の數、行使の方法

及び制限、決議の取消又は無效確認の訴等に關する規定が準用されるのである。

第三節　會社の計算

第一　總說

有限會社も株式會社と同じく、其の財産が會社債權者の唯一の擔保であるから、債權者其の他の會社と取引關係ある第三者は、會社財産の計算及び其の處分等に付き重大な利害關係がある。故に法律が會社の計算に關して種々の强行規定を設けたのである。唯經費の節約、企業の祕密保持の爲め、貸借對照表の公示を要しないものと爲した。

第二　計算書類

一　計算書類の作成及び備置　取締役は毎決算期に計算書類即ち財産目錄、貸借對照表、營業報告書、損益計算書、準備金及び利益配當案を作成しなければならぬ。而して監査役あるときは、是等の書類を總會招集期日の二週間前に監査役に提出すべく、又監査役がないときは、是等の書類を直接に社員總會に提出すべきものであるが、何れの場合でも右の書類を社員總會招集期日の一週間前から本店に備へ置き、社員、會社の債權者に閱覽を許すべく、是等の者は營業時間内何時でも右の書類の閱覽を求め、又は會社の定めた費用を支拂つて、其の謄本若くは抄本の交付を求めることが出來るのである（第四十六條第一項、商第二百八十二條）。

計算書類の作成は株式會社と同じく財産目錄に記載する營業用の固定財産に付ては、其の取得價額又は製作價額を超える價額、取引所の相場ある有價證券に付ては、其の決算期前一ケ月の平均價額を超える價額を附することは出來ない（第四十六條第一項、商第二百八十五條）。

又會社の負擔に歸したる設立費用、發起人が受ける報酬として支出した金額及び設立登記の爲めに支出した稅額は、貸借對照表の資産の部に計上することが出來る。然し此の場合には會社成立後五ケ年内に每決算期に均等額以上の償却を爲さなければならぬ（第四十六條第一項、商第二百八十六條）。

二　計算書類の承認　取締役は計算書類を社員總會に提出して、其の承認を求めなければならぬ（第四十六條、商第百八十三條第一項）。此の計算書類の承認は其の書類の正當なことを認める決議たるに止まるもので、此の承認があつたときは計算書類は確定し、取締役は之に基いて利益の分配等を爲すべきものであるが、其の外特別の效力を認められて居る。卽ち定時社員總會で此の承認を爲した後、二ケ年内に別段の決議がないときは、會社は取締役又は監査役に不正の行爲があつたときの外、之に對して其の責任を解除したものと看做すのである（第四十六條第一項、商第二百八十四條）。

三　準備金の積立　有限會社も物的資本團體であるから、株式會社と同じく法定準備金を積立てなければならぬ第（四十六條第一項、商第二百八十八條第一項）。而して法定準備金の使用は資本の缺損の填補に充

てる場合に限り之を爲し得るが、其の以外には絶對に使用することは出來ない（第四十六條第一項、商法第二百八十九條）。若し準備金を積立てないか又は之を違法に處分したときは、取締役又は監査役は五千圓以下の過料に處分されるのである（第八十五條第一項第十三號）。

四 利益の配當　有限會社に於ける利益の配當も株式會社に於けると同じく、確定資本を標準として利益が算出され、損失を塡補し法定準備金を控除した後に於て、之を爲すことが出來る（第四十六條第一項、商第百九十條第一項）。會社が之に違反して配當を爲したときは、會社の債權者は社員をして會社に返還すべきことを請求し得るのである（第四十六條第一項、商第二百九十條第二項）。

有限會社に於ける利益の配當は、原則として出資の口數に應じて之を爲すべきものであるが、定款に別段の定めがある場合は之に從はなければならぬ（第四十四條）。玆にいふ定款に別段の定めがある場合とは定款を以て個々の持分に付て利益配當の割合を異にするが如きである。例へば甲社員の持分には利益の十分の二の割合に依り、乙社員の持分には利益の二十分の一割合に依つて利益を配當すると云が如きは勿論、或社員の持分には全く利益配當を爲さず、其の代り殘餘財産の分配に付て優先的の利益を與へると云ふが如き場合をも含まれるのである。而して別段の定めが出來る定款は、有限會社設立の際に於ける所謂原始定款に限るものと解するのである。

五 利息配當の禁止　有限會社は中小企業の目的とするから、所謂建設利息の制度を應用して、大資本を吸收する必要を認めない。故に有限會社法では利息の配當に付て明文を設けてゐない。從つて利息の配當は之を許さないものと解すべきである。

六 檢査役の選任　有限會社の業務執行に關し、不正の行爲又は法令若くは定款に違反する重大な事實あることを疑ふに足るべき事由あるときは、資本の十分の一以上に當る出資口數を有する社員は、會社の業務及び財産の狀況を調査せしめる爲め、裁判所に檢査役の選任を請求することが出來る（第四十五條第一項）。此の請求があつたときは裁判所は檢査役を選任する。而して檢査役は其の調査の結果を裁判所に報告しなければならぬ（第四十五條第二項）。其の結果裁判所に於て必要があると認めるときは、監査役があれば監査役、監査役が無ければ取締役をして社員總會を招集せしめることが出來る。此の場合には其の報告書は之を社員總會に提出し、且つ取締役及び監査役は其の報告書を調査し、社員總會に其の意見を報告しなければならぬ（第四十五條第三項、商第百八十一條第二項、第百八十四條第二項）。

七 使用人の先取特權　身元保證金の返還を目的とする債權、其の他會社と使用人との間の雇傭關係に基いて生じた債權を有する者は、會社の總財産の上に先取特權を有するのである。此の先取特權の順位は民法第三百六條第一號に揭げる共益費用の次位に在るのである（第四十六條第二項、第二百九十五條）。之は弱者の地位に在る會社の使用人が會社に對して有する雇傭關係に基く債權を保護せんが爲めである。

八 社債募集の禁止　有限會社は其の性質上社債を募集して資金を調達することは出來ないのである。然

し直接社債の募集を禁止する旨の規定がないから、此の點に對し異論を唱へる者もあるが、有限會社法では社債を認める規定は無いし、又持分の公募を認めない點から、社債募集を禁止したことは明らかであらう。但有限會社が同一の性質を有し且つ分割された債務を負擔することは差支へない。例へば甲乙丙丁等より各金千圓宛を借用するが如きである。唯それを社債と云ふ形式で債券を發行して借入れることは出來ないのである。

第五章　定款の變更

第一節　總說

第一　定款變更の意義

定款變更とは定款に定められた根本規則を變更することを云ふのである。而して定款に定められた事項を變更するものであれば、それが法定事項であると任意事項であるとを問はず、すべて定款變更と爲るのである。例へば目的又は商號等の變更、存立時期又は解散の事由を變更するが如きは、何れも定款の變更である。

第二　定款變更の自由及び制限

定款は會社の根本規則で、會社の活動は總て定款の定める所に從ふべきものであるから、其の變更は容易に許すべきものではないが、社員の總意を以てするときは之れを許さない理由はない。故に定款を變更するには社員總會の特別決議を必要としたのである（第四十七條、第四十八條）。

定款變更は法律が規定した變更手續に從ふときは、自由に之を爲すことが出來るのを原則とするが、其の變更が公秩良俗に反し又は有限會社の本質に反し、若くは强行法規に違背する場合は、之を許さないのは勿論である。

第三　定款變更の手續

定款の變更は社員總會の決議に依らなければならぬ（第四十七條）。然し書面に依る決議は社員總會の決議と同一の效力を有するから、書面決議に依る定款の變更も亦有效である。而して其の決議の方法は特別多數決を以てする特別決議に依つて行はれる。卽ち總社員の半數以上で、其の議決權の四分の三以上を有する者の同意を以て之を爲さなければならぬ。此の場合に於て議決權を行使することが出來ない社員は、之を總社員の數に算入しないし、其の行使の出來ない議決權は之を議決權の數に算入しない（第四十八條、第四十一條、商第百三十九條第四項、第二百四十一條第二項）。

第四　定款變更の效力

定款の變更は定款と云ふ規則の變更自體であるが、取締役は之を更に書面に表現すべきである。此の場合

には公證人の認證を要しない。

定款の變更に付き特に其の效力を發生する時期を定めないときは、社員總會の決議に因つて直ちに其の效力が發生する。然し定款の變更に付き主務官廳の認可を必要とする場合には、其の認可に因つて始めて定款變更の效力を生ずるのである。

第五　定款變更の登記

定款の變更が登記事項の變更を來したときは、本店及び支店の所在地に就き、其の登記を爲すべきは言ふまでもない（第十三條第三項、商第六十七條、第十二條乃至第十四條）。

第二節　資本の變更

資本の總額は定款に記載しなければならぬ事項であるから、それを變更するには定款變更の決議に依らなければならぬ。而して資本の變更は資本を增加する場合と、資本を減少する場合とに分けることが出來る。

第一款　資本の增加

第一　資本增加の意義及び其の目的

資本の增加は之を增資とも云ひ、會社が定款で定めた資本の總額を增加することである。故に資本の增加は資本の變更で其の總額の增加である。又定款の變更である。

資本を增加する目的は種々あるが、主として事業の擴張又は改良の爲めに要する營業資金を調達する目的で爲されるのである。

第二　資本增加の方法

資本增加の方法には(一)出資口數の增加、(二)出資一口の金額の增加と出資口數の增加の併用とがある。此の方法中出資一口の金額の增加は、社員の有限責任の原則に反するから、各社員の承諾を必要とするので、實際上は出資口數の增加に因つて行はれるであらう。有限會社法も此の方法を規定して居る（第五十二條）。而して資本增加の手續は定款の變更、資本の充實及び資本增加の登記との三種に大別することが出來る。

一　定款變更の手續　資本の增加は定款變更の一場合であるから、社員總會の特別決議が必要である（第四十七條、第四十八條）。而して其の決議の內容は資本を增加するか否か、其の增加する資本の額竝に增加の方法、手續等であるが、次の事項は定款に別段の定めがない場合でも、資本增加の決議で之を定めることが出來るのである（第四十九條）。

イ　現物出資を爲す者の氏名、出資の目的たる財產、其の價格及び之に對して與ふる出資口數。

ロ　資本增加後に讓受けることを約した財產、其の價格及び讓渡人の氏名。

ハ　增加する資本に付出資の引受を爲す權利を與ふべき者及び其の權利の內容。

會社が特定の者に對し將來其の資本を增加する場合に於て、其の引受を爲す權利を與ふきべことを約するには、必らず特別決議に依らなければならぬ(第五十條)。然し資本增加決議當時の社員は、其の資本增加の決議に於て、別段の定めを爲さない限りは、其の增加する資本に付き、常に持分に應じて出資の引受をする權利を有するのである(第五十一條)。

二　資本充實の手續　出資口數の增加に因つて資本を充實するには、定款變更の決議を爲し、新たに出資引受を爲す者を確定して、出資全部の履行を爲さしめるのである。次に之を說明する。

イ　新出資の引受　資本增加の特別決議があつたときは、其の決議の趣旨に從ひ出資の引受を爲さんとする者は、引受を證する書面に其の引受くべき出資の口數及び住所を記載して之に署名しなければならぬ(第五十二條第一項)。是れ出資の引受を明確ならしめる爲めである。然し出資は廣告其の他の方法に依つて引受人を公募することは許されない(第五十二條第二項)。若し之に違反した引受人を公募したときは、五千圓以下の過料に處分するのである(第八十五條第一項第十四號)。

ロ　出資全部の履行　出資引受の書面の提出があつたときは、取締役は資本增加決議の趣旨に從ひ適當に其の引受口數を確定した後、出資口數に付き出資全額の拂込又は現物出資の目的たる財産全部の給付(引渡)を爲さしめなければならぬ(第五十二條第一項)。然し權利の移轉に伴ふ對抗要件である登記、登錄等は資本增加の登記後に之を爲しても差支へないのである(第五十七條、第十二條第二項、商第百七十二條但書、商第三百五十八條第一項)。

出資引受人が出資全部の履行を爲すには、金錢若くは現物を以て現實に履行を爲すべきもので、假令會社に對して相殺に適する債權を有する場合でも、相殺を以て會社に對抗することは出來ない(第五十七條、商第二百條第二項)。尙ほ出資引受人は出資全部の履行期日より、利益の配當に付き現在の社員と同一の權利を有するのである(第五十七條、商第三百五十二條)。

ハ　社員又は取締役及び監査役の塡補責任　現物出資又は財産引受の目的である財産の資本增加當時に於ける實價が、資本增加の決議に依り定めた價格に著しく不足するときは、其の決議に同意した社員は會社に對し連帶して其の不足額を支拂ふ義務を負擔しなければならぬ(第五十四條)。又引受がない出資又は出資全額の拂込若くは現物出資の目的財産全部の給付(引渡)の未濟な出資があるときは、取締役及び監査役は連帶して其の引受を爲し、又は拂込若くは給付未濟財産の價格の支拂を爲す義務を負擔しなければならぬ(第五十五條)。而して是等の義務も亦資本增加登記の日より五ケ年を經過した後でなければ、之を免除することは出來ないのである(第五十四條乃至第五十六條)。

三　資本增加の登記　前述の出資全額の拂込又は現物出資の目的財産全部の給付(引渡)があつた日より本店の所在地では二週間內、支店の所在地では三週間內に、資本增加の登記を爲さなければならぬ。而して其の登記には次の事項を登記するのである(第五十五條)。

1　增加した資本の額

2　資本增加の決議の年月日

第三　資本增加の效力

資本の增加は本店の所在地に於て、資本增加の登記を爲すに因つて其の效力を生ずる（第五十七條、商第三百五十八條第一項）。而して其の內容は增加された資本は玆に全く確定し、社員以外の引受人は其の會社の社員たる地位を取得するに至るのである。又資本增加の效力發生後二ケ年內に其の增資前から存在する財産で、營業の爲めに繼續して使用すべきものを資本の二十分の一以上に當る對價を以て取得する契約を爲す場合には、特別決議の方法に依らなければならぬ（第五十七條、第四十條第三項）。

第四　資本增加無效の訴

資本增加の無效は訴でのみ之を主張することが出來る（第五十七條、商第三百七十一條第一項）。之れは所謂資本增加無效の訴であつて、其の性質は形成（創設）の訴で、給付又は確認の訴ではないのである。蓋し此の訴の判決は將來に對して其の效力を生ずると同時に、第三者に對しても其の效力を及ぼすからである。

第五　資本增加無效の訴の要件

此の訴を提起するには次の要件を備へなければならぬ。

一　資本の增加があつたこと　是れ當然のことで、法律上資本增加に關する手續が爲され、其の手續に缺

くる所がなければならぬ。

二　訴の當事者が適法なること　原告と爲るべき者は社員、取締役又は監査役に限る（第五十七條、商第三百七十一條第二項）。被告と爲るべき者は資本を增加した有限會社である。

三　法定の期間內に提起すること　資本增加無效の訴は本店の所在地で資本增加の登記を爲した日より六ケ月內に之を提起すべきものである（第五十七條、商第三百七十一條第一項）。

第六　資本增加無效の訴の訴訟手續

資本增加無效の訴の訴訟手續として特に規定したものは次の如くである。

一　口頭辯論の開始　口頭辯論は資本增加の登記の日より六ケ月を經過した後でなければ之を開始することは出來ない（第五十七條、商第三百七十二條、第百五條第二項）。

二　辯論及び裁判の併合　數個の訴が同時に裁判所に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合して之を爲すべきものである（第五十七條、商第三百七十二條、第百五條第三項）。

三　訴提起の公告　資本增加無效の訴が提起されたときは、會社は遲滯なく其の旨を公告しなければならぬ（第五十七條、商第三百七十二條、第百五條第四項）。

四　擔保の提供　社員が資本增加無效の訴を提起したときは、會社は相當の擔保を供すべき旨を請求することが出來る。此の請求があつたときは社員は擔保を提供しなければならぬ。但其の社員が取締役又は

監査役であれば、擔保を提供しなくても差支へはない（第五十七條、商第三百七十二條、第二百四十九條）。

第七　資本增加無效の訴に付ての判決　資本增加無效の訴が提起されたときは、裁判所は民事訴訟法の規定に從ひ、審理裁判を爲すのであるが、之に付て有限會社法は次の如き特別の規定を設けて居る。

一　請求棄却の判決　資本增加無效の訴の提起があつた場合に於て、裁判所が資本增加無效の原因である瑕疵が補完されたとき、又は會社の現況其の他一切の事情を斟酌して、資本增加を無效とすることを不適當と認めるときは、請求棄却の判決を爲すことが出來るのである（第五十七條、商第三百七十二條、第百七條）。

二　資本增加無效判決の效力　此の判決の效力として規定したものは次の如くである。

イ　登記手續　資本增加を無效とする判決が確定したときは、本店及び支店の所在地で其の登記を爲すべきものである（第五十七條、商第三百七十二條、第百三十七條）。

ロ　第三者に對する效力　資本增加を無效とする判決は、第三者に對しても其の效力がある（第五十七條、商第三百七十二條、第百九條第一項）。

ハ　資本增加に因る新出資の效力の喪失　資本增加無效の判決が確定したときは、增資に因る新出資は將來に向つて其の效力を喪失するのである（第五十七條、商第三百七十三條第一項）。

右新出資の效力が喪失したときは、會社は新出資の社員に對し其の拂込んだ出資に相當する金額の支拂を爲さなければならぬ（第五十七條、商第三百七十四條第一項）。然し會社をして右金額の支拂を爲さしめることが、資本增加無效の判決確定の時に於ける會社の財産の狀況に照し著しく不相當なときは、裁判所は會社又は新社員の請求に依り、右金額の增加又は減少を命ずることが出來るのである（第五十七條、商第三百七十四條第二項）。

尙ほ資本增加無效の場合に於て、其の效力を失つた從前の新出資を目的とする質權を有する者は、會社が新出資社員に對し支拂ふべき金錢債務の上に存在する（第五十七條、商第三百七十四條第三項、第二百八條第一項）。

第二款　資本の減少

第一　資本減少の意義　資本の減少は之を減資とも云ひ、會社が定款を定めた會社資本の總額を減少することを云ふ。故に資本の增加と正反對である。而して資本を減少する目的は、或は事業の縮少又は最初の豫定に反する事由等の爲め資本が過大と爲つた場合に、其の不必要な金額丈け資本を減少する場合もあり、或は事業の失敗、業績不良等に因つて、會社財産が激減した爲め、資本の缺損を生じた場合に於て、社員に利益の配當を目的とする場

合等である。

第二　資本減少の方法

資本減少の方法には(一)出資一口の金額の減少、(二)出資口數の減少、(三)出資一口の金額の減少と出資口數の減少とを併用する方法とがある。然し出資一口の金額の減少は、單に拂戻と切捨の二つで免除を認めることは出來ない。又出資一口の金額は均一でなければならぬし、百圓を下ることが出來ない。尙ほ資本の總額は一萬圓を下ることが出來ないから、之に反する資本の減少は出來ないのである。

出資口數の減少は更に之を持分の併合と持分の消却の二つに分けることが出來る。而して持分の併合は數個の持分を併せて少數の持分と爲すのである。持分の消却は持分を絶對的に消滅せしめることである。

第三　資本減少の手續

資本減少の手續は(一)定款變更の手續、(二)債權者保護の手續、(三)資本減少實行の手續、(四)資本減少登記手續とに大別することが出來る。

一　定款變更の手續　資本を減少するには先づ定款變更の手續を出さなければならぬ。而して其の變更は社員總會の特別決議に依るべきもので(第四十七條、第四十八條)、其の決議の內容は資本を減少するか否か、其の減少すべき資本の額を決定すべきである。若し出資一口の金額を減少する場合には、出資一口の金額に關する定款の規定を變更するを要し、出資口數を減少する場合には、定款中の出資口數に關する規定を變更しなければならぬ。尙ほ社員總會で資本減少の決議を爲すときは、其の決議に於て必ず減少の方法を定めなければならぬ(第五十八條、商第三百七十六條第一項)。

二　債權者保護の手續　資本の減少は會社の債權者の利害に重大な關係を有するから、資本を減少する場合には債權者保護の手續を爲さなければならぬ。

會社が資本減少の決議を爲したときは其の決議の日より二週間內に財產目錄及び貸借對照表を作り(第五十八條、商第三百七十六條第二項、第九十九條)。之と同一期間內に會社の債權者に對し資本減少に異議あらば、二ケ月を下らない一定の期間內に異議を述ぶべき旨を公告し、且つ知れて居る債權者には各別個に之を催告しなければならぬ(第五十八條、商第三百七十六條第二項、第百條第一項)。右の公告は裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以て之を爲すべきものである(第八十八條)。

債權者が右の期間內に異議を述べなかつたときは資本減少を承認したものと看做すのであるが、若し異議を述べたときは、會社は其の債權者に對し辨濟するか、相當の擔保を供するか、又は辨濟を受けしめることを目的として、信託會社に相當の財產を信託しなければならぬ(第五十八條、商第三百七十六條第二項、第百條第二項)。

右の規定に違反したときは、資本の減少は當然無效と爲らないが、其の無效の訴の原因と爲るのである(第五十八條、商第三百八十條)。

三　資本減少實行の手續　此の手續は資本減少方法の異なるに依つて相違する。

イ　出資一口の金額の減少に依る場合　此の場合には拂戻又は切捨を各社員に通知するに依つて之を爲し、其の通知の效力が發生した時に資本の減少を生ずるのである。

ロ　持分消却に依る資本減少の場合　資本減少の決議又は定款で其の效力の發生時期を定めた場合には之に從ひ、特別の定めがない場合には會社が持分を取得し、其の消却を完了した時に資本の減少を生ずるのである。

ハ　持分併合に依る資本減少の場合　此の場合は會社が持分の併合を爲すべき旨の公告及び通知を爲すを要しないので、事實上其の實行を爲せばよろしい。例へば一口百圓の持分二口を併合して一口百圓の持分と爲すが如きである。而して持分の併合を爲すに當り併合に適しない數の持分があるときは、其の併合に適しない部分に付き新たに定める持分を競賣又は任意賣却して、其の代金を從前の社員に交付すべきである（第五十八條、商第三百七十九條第一項第二項、第二百十四條第一項但書）。

第四　資本減少の登記手續

資本を減少したときは、其の時より本店の所在地では二週間以內、支店の所在地では三週間以內に變更の登記を爲さなければならぬ（第十三條第三項、商第六十七條）。

第五　資本減少無效の訴

資本減少の無效は資本增加の無效と同じく、訴を以てのみ之を主張することが出來る。而して其の訴提起の期間は本店の所在地で資本減少の登記を爲した日より六ケ月以內で、訴の原告は社員、取締役、監査役、淸算人又は資本の減少を承認しない會社の債權者に限る。其の他訴を提起した債權者は會社の請求に因り、相當の擔保を供する等の外は、總て資本增加無效の訴と同樣であるから、玆に其の詳細の說明を省く（第五十八條、商第三百八十條）。

第六章　合併及び組織變更

第一節　合　　併

第一　合併の意義

合併とは二以上の會社が併合して一つの會社を結成することである。而して合併には一の會社が他の會社を吸收して存續し、他の會社を消滅せしめるものと、二個の會社が消滅して更に一個の會社を新設するものとがある。然し有限會社の合併に付ては次に說明するが如き制限がある。

第二　合併に關する制限

有限會社の合併に付き左の如き制限あることは、商法上の會社の合併と著しく異なる所である。

一　有限會社は他の有限會社又は株式會社とのみ併合することは出來るが、合名、合資、株式合資會社と合併することは出來ない（第五十九條第一項本文、第六十條第一項前段）。之れ有限會社は物的會社で社員の責任が有限であるから、株式會社との合併を認めるも、其の他の會社は人的會社であるから、若し之と合併を認めるときは、法律上複雜な關係を生ずる虞れがあり、且つ實際上之を認める必要がないものと思慮した結果である。

二　有限會社相互間の合併に於ては、存續會社又は新設會社は必ず有限會社でなければならぬ。故に商法上の如何なる會社をも存續せしめ又は新設せしめることは出來ないのである（第五十九條第一項但書）。

三　有限會社が株式會社と合併する場合に於て、合併する株式會社に關しては、商法の規定に從はなければならぬ（第六十條第一項後段）。

四　有限會社が株式會社と合併する場合に於て、合併後存續する會社又は新設する會社が株式會社なるときは、其の合併は裁判所の認可を受けなければ其の效力を有しないのである（第六十條第二項）。

五　合併を爲す會社の一方が社債の償還を完了しない株式會社なるときは、合併後存續する會社又は合併に因つて新設される會社は、株式會社でなければならぬ（第六十條第三項）。

六　合併後存續する會社又は合併に因つて新設される會社が有限會社なるときは、其の社員の總數は原則として五十人を超えることは出來ないのである（第八條）。

尙ほ有限會社も商法上の會社と同じく、解散した後でも存立中の會社を存續會社とする場合に限り、合併を爲すことが出來るのである（第六十三條、商第九十八條第二項）。

第三　合併の手續

一　合併契約書の作成　合併を爲すには先づ第一に合併契約書を作成しなければならぬ（第六十三條、商第四百八條第一項）。合併契約書とは合併契約の內容となる法定の事項を記載した書面を云ひ、之は合併當事者である各會社の代表者間で作成するのである。其の法定事項の記載は合併の態樣に依つて異なるのである。

甲　有限會社が株式會社と合併する場合　此の場合は次の如く分說するを便宜とする。

イ　合併に因つて株式會社が存續する場合　此の場合の合併契約書には次の事項を記載すべきものである（第六十條第一項、第六十三條、商第四百九條）。

1　存續する會社の增加すべき資本額。

2　存續する會社の發行すべき新株の種類、數及び拂込金額竝に合併に因つて消滅する有限會社の社員に對する新株の割當に關する事項。

3　合併に因つて消滅する有限會社の社員に支拂ふ金額を定めたときは其の規定。

4　各會社に於て合併契約書承認の決議を爲すべき總會の期日。

5　合併を爲すべき時期を定めたときは其の規定。

ロ　合併に因つて株式會社を新設する場合　此の場合には次の事項を合併契約書に記載すべきである（第六十條第一項、第六十三條、商第四百十條）。

1　新設會社の目的、商號、資本の總額、一株の金額及び本店の所在地。

2　新設會社の發行すべき株式の種類、數及び拂込金額竝に各會社の株主及び社員に對する株式の割當に關する事項。

3　各會社の株主及び社員に支拂ふ金額を定めたときは其の規定。

4　各會社に於て合併契約書の承認決議を爲すべき總會の期日。

5　合併を爲すべき時期を定めたときは其の規定。

ハ　合併に因つて有限會社が存續する場合　此の場合の合併契約書には次の事項を記載すべきである（第六十三條、商第四百九條）。

1　存續會社の增加すべき資本の總額。

2　存續會社の定める出資の口數及び一口の金額竝に消滅會社の株主に對する出資の割當に關する事項。

3　消滅する株式會社の株主に對して支拂ふ金額を定めたときは其の規定。

4　各會社に於て合併契約書の承認決議を爲すべき總會の期日。

5　合併を爲すべき時期を定めたときは其の規定。

ニ　合併に因つて有限會社を新設する場合　此の場合の合併契約書には次の事項を記載すべきである（第六十三條、商第四百十條）。

1　新設會社の目的、商號、資本の總額、出資の口數及び一口の金額竝に本店の所在地。

2　消滅する株式會社の株主に對する出資の割當に關する事項。

3　消滅する株式會社の株主に對して支拂ふ金額を定めたときは其の規定。

4　各會社に於て合併契約書の承認決議を爲すべき總會の期日。

5　合併を爲すべき時期を定めたときは其の規定。

乙　有限會社相互間の合併の場合　此の場合にも存續合併（吸收合併）と（新設合併）とに依り、合併契約書の記載事項を異にするが、存續合併の場合には大體に於て前述の（ハ）の事項を記載すべく（第六十三條、商第四百九條）。新設合併の場合には大體に於て（ニ）の事項を記載するのである（第六十三條、第四百十條）。

ニ　合併契約書の承認決議（合併決議）　會社が合併するには合併契約書を作成した後、之に付き承認の決議を必要とする。此の承認決議が卽ち合併決議である。

甲　有限會社と株式會社間の合併の場合　此の場合に於ける合併決議は、有限會社に在りては社員總數の特別決議の方法に依り（第五十九條第二項、商第四百八條）、株式會社に在りては株主總會の特別決議の方法に依らなければならぬ（第六十條第一項、商第四百八條）。

乙　有限會社相互間の合併の場合　此の場合に於ける合併決議は、各々双方の會社は社員總會の特別決議の方法に依らなければならぬ（第五十九條第二項、第六十三條、商第四百八條第一項）。書面決議で合併契約書を承認しても差支へはないのである。

三　裁判所の認可及設立委員の選任　合併後存續する會社又は新設される會社が株式會社なるときは、裁判所の認可を受けなければならぬ（第六十條第二項）。其の認可の手續は非訟事件手續法に規定してある。又新設合併の場合には合併の決議と同時に設立委員を選任すべきである（第五十九條第三項、第六十條第一項、商第五十六條第三項）。而して其の選任決議は有限會社では社員總會の特別決議の方法、株式會社では株主總會の特別決議の方法に依らなければならぬ（第五十九條第四項、第六十條第一項、商第五十六條第四項）。此の設立委員は共同して定款の作成其の他設立に關する行爲を爲すのである。

四　財産目錄及び貸借對照表の作成　會社が合併の決議を爲したときは、其の決議の日より二週間以内に財産目錄及び貸借對照表を作成しなければならぬ（第六十三條、第九十九條）。

五　債權者に對する公告、催告、辨濟、擔保の提供、財産の信託　會社が合併の決議を爲したときは、決議の日より二週間以内に債權者に對し、異議あらば二ケ月を下らない一定の期間内に之を述ぶべき旨を公告し、且つ知れて居る債權者には各別個に之を催告すべきものである。債權者が其の期間内に異議を述べなかつたときは、合併を承認したものと看做される。異議を述べた債權者には辨濟するか、相當の擔保を供するか、又は債權者に辨濟を受けしめる目的を以て、信託會社に相當の財産を信託しなければならぬ（第六十三條、商第百條）。

六　株式の併合、持分の併合　有限會社と株式會社又は合併に因つて新設される株式會社に關しては商法の規定に從ふのである（第六十條第一項）。消滅する有限會社の社員は存續會社又は新設會社の株主と爲るが、其の存續會社又は新設會社の株式を消滅する有限會社の社員に對し割當をするには總て合併契約の合併條件に從ふのである。

株式會社に合併する有限會社に付き又は有限會社相互間の合併に付き、持分たる出資を併合する場合に於て併合に適しない持分を有する者あるときは、其の持分の處分に付ては株式の併合に適しない數の株式の處分に關する商法第三百七十九條第一項の規定が準用されるから、併合に適しない持分に付き新たなる持分を競賣又は任意賣却して、其の代金を從前の社員に交付すべきものである。

七　報告總會及び創立總會の招集　存續合併の場合には、存續會社の取締役は債權者保護手續終了後、若し併合に因る株式又は持分の併合があつたときは其の效力を生じた後、併合に適しない株式又は持分があ

るときは其の處分を爲した後、遲滯なく株式會社では株主總會、有限會社では社員總會を招集して合併に關する事項を報告しなければならぬ。此の總會では新株主又は新持分を有する者は、株主又は持分を有する社員と同一の權利を有するのである（第六十條第一項、第六十三條、商第四百十二條、第三百五十一條第二項）。

新設合併の場合には設立委員は債權者保護手續終了後、若し合併に因る株式又は持分の併合があつたときは其の效力を生じた後、併合に適しない株式又は持分があつたときは其の處分を爲した後、遲滯なく創立總會を招集しなければならぬ（第六十條第一項、第六十三條、商第四百十三條第一項）。此の創立總會に於ては合併契約の趣旨に反しない限り、定款變更の決議を爲すことが出來る（第六十條第一項、第六十三條、商第四百十三條第二項）。

八　合併に關する登記　會社が合併を爲したときは、報告總會又は創立總會の終結の日より本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に、合併後存續する會社に付ては變更の登記、合併に因つて消滅する會社に付ては解散の登記、合併に因つて設立した會社に付ては設立登記を爲さなければならぬ（第六十條第一項、第六十二條、商第四百十四條）。

第四　合併の效力

會社合併の效力は商法上の會社の合併と同じく、存續會社が變更の登記を、又新設會社が設立登記を本店所在地で爲すに因つて生ずるのである（第六十三條、商第百二條）。而して其の效力の內容の主なるものは次の如くである。

一　會社の解散　會社が合併したときは、存續合併の場合には合併する會社の一方が當然消滅する。又設立合併の場合には双方の會社が當然消滅するのである。然し是等の場合には淸算の問題を生じないのは勿論である。

二　權利義務の包括的移轉　會社が合併したときは、其の效力として存續會社又は新設會社は、合併に因つて消滅した會社の權利義務一切を包括的に承認するのである（第六十三條、商第百三條）。

三　消滅會社の持分の上に存する質權　合併に因つて消滅する會社の權利義務は、包括的に存續會社又は新設會社に移轉して、其の社員は當然存續會社又は新設會社の株主、又は社員と爲るから其の持分も消滅するのである。故に純理から云へば其の持分の上に存する質權も亦當然消滅するものであるが、斯くては其の質權者を害するに至るから、法律は特に其の保護方法を設け、斯かる場合には、質權は消滅持分の社員が受ける存續會社又は新設會社の株式、持分及び金錢の上に存在するものと爲したのである（第六十三條、商第二百八條第一項、第二百九條第三項）。

第五　合併無效の訴

一　合併無效の訴の要件　會社の合併の無效は訴を以てのみ之を主張することが出來る（第六十三條、商

第百四條第一項)。此の會社の合併を無效とする主張方法である訴が卽ち合併無效の訴である。而して此の訴には次の要件を備へなければならぬ。

イ　會社の合併があつたこと　之れは當然のことで、會社の合併がなければ其の無效の問題を生ずることはない。

ロ　合併無效の原因があること　是れ亦當然のことで言を俟たぬ所であるが、法律は合併無效の訴の原因に付て何等の制限を設けてないから、苟くも合併の要件を缺いだ場合は此の訴を提起することが出來るのである。

ハ　合併無效の訴の當事者　此の訴を提起し得る者卽ち原告は、各會社の社員、取締役、監査役、淸算人、合併を承認しない債權者に限るのである。被告と爲るべき者に付ては別に明文はないが、合併に因り存續又は設立された會社である。

ニ　合併の日より六ケ月內に本店所在地の地方裁判所に提起すること(第六十三條、商第百四條、第百五條)。

二　合併無效の訴訟手續　此の訴に付き特に左の手續を規定して居る。

イ　口頭辯論の開始　合併無效の訴に於ける口頭辯論は、合併の日より六ケ月の期間を經過した後でなければ之を開始することは出來ない(第六十三條、商第百五條第一項)。

ロ　辯論及び裁判の併合　合併無效の訴が同一裁判所に同時に數個が繫屬するときは、辯論及び裁判は併合して之を爲さなければならぬ(第六十三條、商第百五條第三項)。

ハ　訴提起の公告　合併無效の訴が提起されたときは、會社は遲滯なく其の旨を公告しなければならぬ(第六十三條、商第百五條第四項)。

三　合併無效の訴に付ての判決　之に付ての特別の規定は次の如くである。

イ　請求棄却の判決　合併無效の訴の提起があつた場合、裁判所が合併の無效原因たる瑕疵が補完されたとき、又は會社の現況其の他一切の事情を斟酌して、合併を無效とすることを不適當と認めるときは請求を棄却することが出來るのである(第六十三條、商第百七條)。

ロ　合併無效の確定判決の效力　合併無效の判決が確定したときは、本店及び支店の所在地で合併後存續する會社に付ては變更の登記、合併に因つて設立した會社に付ては解散の登記、合併に因つて消滅した會社に付ては回復の登記を爲さなければならぬ(第六十三條、商第百八條)。是等の登記は何れも裁判所の囑託に依つて爲すのである。

合併無效の判決は第三者に對しても其の效力を有するのである(第六十三條、商第百九條第一項)。茲に第三者とは當該訴訟の當事者以外の總ての者を指すのである。

四　原告敗訴の場合に於ける責任　合併無效の訴に於て原告が敗訴した場合、若し原告に惡意又は重大な

過失があつたときは、其の者は會社に對し連帶して損害賠償の責任を負擔しなければならぬ（第六十三條、商第百九條第二項）。

第二節　組織變更

第一　組織變更の意義

有限會社の組織變更も商法上の會社の組織變更と同じく、會社が其の經營中に會社結成の組織を改めて別種の會社と爲り、而も同一の法人格を存續せしめるものである。然し有限會社は次に說明するが如く、其の組織を變更するに付て大なる制限を受けて居るが、之は有限會社が物的會社として取扱はれて居る當然の結果である。

第二　組織變更を認める範圍

組織變更を認める範圍は限定されて居る。卽ち株式會社を有限會社に變更し、又は有限會社を株式會社に變更する場合に限られる（第六十四條、第六十七條）。故に合名會社、合資會社を有限會社に變更し、又は有限會社を合名會社、合資會社に變更するが如きは許されないのである。之は合併の場合と同じく、有限會社と株式會社との社員の責任及び其の組織形態が類似して居るところから其の組織變更を認めたのであるが、他の會社は其の組織形態が異なるから、實際上組織變更の必要がないものと思料して之を認めなかつたのである。然したとへ株式會社でも社債を完了しないものは、其の組織を有限會社に變更することは出來ないのである（第六十四條第一項但書）。

第三　組織變更の手續

甲　株式會社を有限會社に變更する場合　此の場合には次の如き手續が必要である。

一　總株主の一致に依る組織變更の決議　株式會社が其の組織を變更して有限會社と爲るには、總株主の一致に依る總會の決議がなければならぬ（第六十四條第一項本文）。故に一人の株主でも組織變更に反對したときは、多數決に依つて組織變更が出來ないのである。

右組織變更の決議に於ては、定款其の他組織變更に必要な事項を定めなければならぬ（第六十四條第三項）。而して資本の總額を定めるには會社に現存する純財產額より多き金額を以て資本と爲すことは出來ない（第六十四條第二項）。之は有限會社は設立の當初から全額拂込を必要とする當然の結果である。玆にいふ會社に現存する純財產額とは、會社が現に有する積極財產額より消極財產額及び未拂込株金額を差引いた殘額を意味するのである。

二　債權者の保護手續　株式會社が組織變更の決議を爲したときは、其の決議の日より二週間內に財產目錄及び貸借對照表を作り、右の期間內に二ケ月を下らない一定の期間を定め、會社の債權者に對し組織變更に異議あらば、其の期間內に之を述ぶべき旨を公告し、且つ知れて居る債權者には各別個に之を

催告しなければならぬ(第六十八條、商第九十九條、第百條第一項)。右の公告は裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法で爲すべきものである(第八十八條)。

債權者が右の期間內に異議を述べない場合は、組織變更を承認したものと看做されるが、若し異議を述べたときは、會社は其の債權者に對し辨濟を爲し、若くは相當の擔保を供し、又は債權者に辨濟を受けしめる爲め、相當の財産を信託會社に信託しなければならぬ(第六十八條、商第百條第二項第三項)。

三　組織變更の登記　會社が前述の組織變更に關する手續を終了したときは、其の手續終了の時より本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に、株式會社に付ては解散の登記、有限會社に付ては設立の登記を爲さなければならぬ(第六十六條)。

乙　有限會社を株式會社に變更する場合　此の場合に於ける手續は次の如くである。

一　總社員の一致に依る組織變更の決議　有限會社が其の組織を變更して株式會社と爲すには、總社員の一致に依る總會の決議がなければならぬ(第六十七條第一項)。此の決議に於ては定款其の他組織變更に必要な事項を定めるのである(第六十七條第四項、第六十四條第三項)。尙ほ資本總額を定めるに付ては、其の拂込株金額は會社に現存する純財産額より多い金額を以て、拂込濟株金額と爲すことは出來ないのである(第六十七條第二項)。

二　裁判所の認可　有限會社が株式會社に組織變更を爲すには、常に必ず裁判所の認可を受けなければならぬ(第六十七條第二項)。之れは株式會社の設立に關する嚴重な規定を組織變更の名目の下に潛脫するを防ぐ爲めである。而して其の認可の手續は非訟事件手續法に依るのである。

三　債權者の保護手續　此の手續は前に述べた株式會社の組織變更の場合と同樣である(第六十八條、商第九十九條、第百條)。

四　組織變更の登記　此の登記も株式會社の組織變更の場合と同樣である(第六十七條第四項、第六十六條)。

第四　組織變更の效果

有限會社法が特に組織變更の效果として規定したものは次の如くである。

一　株式會社が有限會社に組織を變更した場合に於て、從前の株式を目的とする質權は、其の株主が社員として受ける新持分の上に存在する。此の場合には質權の目的である持分に付き出資口數竝に質權者の氏名及び住所を社員名簿に記載しなければ、其の質權を以て第三者に對抗することは出來ないのである(第六十四條第四項、第六十一條)。

二　有限會社が株式會社に組織を變更した場合に於て、從前の持分を目的とする質權は、其の社員が株主として受ける新株式の上に存する(第六十七條第四項、第六十一條第一項、商第二百八條第一項)。此の場合に株主が會社に對して質權者の氏名及び住所を株主名簿に記載し、且つ其の氏名を株券に記載せしめたと

きは、其の株券の引渡を請求する權利があり、又會社より利益若くは利息の配當、殘餘財産の分配又は株式の消却、併合若くは轉換があつた場合等に於て、株主の受ける金錢の支拂を受け、他の質權者に先つて自己の債權の辨濟に充てることが出來るのである(第六十七條第四項、第六十一條第一項、商第二百八條、第二百九條)。

三　組織變更の場合、會社に現在する純財産額が資本の總額に不足するときは、組織變更當時の取締役、監査役及び株主又は社員は、會社に對し連帶して其の不足額を支拂ふ義務を負擔しなければならぬ、而して此の義務は、組織變更の時より五ケ年を經過した後でなければ之を免除することは出來ないのである(第六十五條、第六十七條第四項、第十六條)。

第七章　解散及び繼續

第一節　解散

第一　會社解散の意義

有限會社の解散も商法上の會社の解散と同じく、會社の法人格を消滅せしめる原因である。然し會社は解散事由の發生と同時に直に消滅するものでなく、淸算の目的の範圍內に於て尙ほ存續するものと看做される

ので淸算手續が完了した後に始めて消滅する。故に解散後存續する會社は、解散前と同一の法人格がある。唯解散後は營業は出來ないので、單に淸算の完結を目的とするのみである。

第二　解散の事由

有限會社は左の事由に因つて解散するのである(第六十九條第一項)。

一　存立時期の滿了其の他定款に定めた事由の發生　此の場合解散するは當然のことで說明を要しない。

二　社員總會の決議　解散の決議は特別決議の方法に依らなければならぬ。社員總會は有限會社に於ける最高の意思機關であるから、解散の決議をも爲すことが出來るのである。

三　合併　存續合併の場合には合併當事者である一方の會社のみが解散し、新設合併の場合には双方の會社が解散するのである。合併に因つて解散する場合には淸算手續を要しないのは勿論である。

四　營業全部の讓渡　營業全部の讓渡に依つて會社の營業的活動は終止するから解散するのである。

五　社員が一人と爲つたこと　有限會社は二人以上の社員が無ければならぬから、社員が一人と爲つたときは解散するのである。

六　破産　有限會社が破産の宣告を受けたときは營業能力を失ふから解散するのである。

七　解散を命ずる裁判　有限會社は裁判所の解散命令に依つて解散する。

第三　解散の效果

合併に因る解散の場合には解散した會社の權利義務は、存續會社又は新設會社に移轉するから、會社は絶對的に消滅するが、右以外の原因に由る解散の場合は、前に述べた如く當然消滅するものでなく、清算の目的の範圍內又は破產の目的の範圍內に於て尙ほ存續するものと看做される（第七十五條第一項、商第百十六條、破產法第四條）。故に清算の結了、破產の終了の時に始めて消滅するのである。然し解散會社を繼續する場合には、一旦解散するも解散前の狀態に復活するのである。

第四　解散の登記

有限會社が解散したときは、合併及び破產の場合を除くの外、本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に解散の登記を爲さなければならぬ（第七十五條第一項、商第九十六條）。

第二節　繼　續

第一　會社繼續の意義

有限會社の繼續とは、一旦會社が解散した後、法定の場合に於て營業的活動力を復活することを指して云ふのである。

第二　會社を繼續し得る場合

有限會社の繼續は法定の場合に於てのみ認められるもので、其の場合は次の如くである。

一　存立時期の滿了其の他定款に定めた事由の發生又は社員總會の決議に因り會社が解散した場合に於ける繼續の場合　此の場合に於ては新たに社員を加入せしめて會社を繼續することが出來るのである（第七十條第二項）。

二　社員が一人と爲りたるに因り會社を解散した場合に於ける繼續の場合　此の場合に於ては新たに社員を加入せしめて會社を繼續することが出來るのである（第七十條第一項）。

右何れの場合でも會社の繼續は、特別決議又は社員の加入に依り其の效力を生ずるので、定款變更の登記は唯善意の第三者に對抗する要件に過ぎないのである（第十三條第三項、商第十二條）。而して會社の繼續は本店の所在地で解散の登記を爲した後でも爲すことが出來る。此の場合には本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に繼續の登記を爲さなければならぬ（第七十一條）。

三　設立無效又は設立取消の場合に於ける繼續　尙ほ注意すべきは有限會社の設立の無效又は取消の訴に因つて設立無效の判決又は設立取消の判決が確定した場合に於て、其の無效又は取消の原因が或社員のみに付き存するときは、他の社員の一致を以て會社を繼續することが出來る。若し此の場合に殘存社員が一人と爲つたときは、新たに社員を加入せしめて會社を繼續することが出來るのである（第七十五條第一項、商第百四十二條、第百三十九條、第九十五條第二項、第九十七條）。

第八章　清　算

第一節　總　說

有限會社が解散したときは、合併及び破產の場合を除くの外、清算の目的の範圍內に於てのみ存續するに過ぎない（第七十五條、商第百十六條）。故に清算とは、合併又は破產に因る場合を除き、會社解散の場合に於て其の解散會社が自ら一切の法律關係を整理することを云ふ。卽ち解散會社の跡始末をする一切の行爲を指して云ふのである。

有限會社の清算も株式會社の清算と同じく、法定清算にのみ依るべきもので、合名會社の清算の如く任意清算は絕對に之を許されない。之れは有限會社が資本團體で物的會社である當然の結果で、會社財產は會社債權者の唯一の擔保であり、又社員は其の分配に與かる唯一の標的であるから、嚴格な規定に依つて是等の者を保護せんが爲めである。

第二節　清　算　人

第一　清算人の意義

清算人とは清算會社を代表し、其の清算事務を執行する會社の機關を云ふのである。解散前の會社は取締役が之を代表して、其の業務を執行するのであるが、合併及び破產以外の原因に由り解散したときは、清算人が之に代つて清算事務を執行し且つ會社を代表するのである。

第二　清算人の種類

有限會社に於ける清算人も株式會社の清算人と同じく四種に分れて居る。

一　法定清算人　有限會社が解散したときは、合併及び破產の場合を除くの外、原則として取締役が清算人と爲るのである（第七十二條第一項本文）。

二　定款の規定に依る清算人　有限會社は豫め定款を以て、會社が解散した場合に於ける清算人を定めることが出來る。此の場合には其の者が清算人と爲るのである（第七十二條第一項但書）。

三　社員總會選任清算人　定款で清算人に付て別段の定めを爲さないときは、社員總會は清算人を選任することが出來る。此の場合には其の選任された者が清算人と爲るのである（第七十二條第一項但書）。

四　裁判所選任清算人　以上三種の清算人がないときは、裁判所は利害關係人の請求に因つて清算人を選任することが出來る。此の場合には其の者が清算人と爲るのである（第七十二條第二項）。又會社の社員が一人と爲り又は裁判所の解散命令に因つて解散したときは、裁判所は利害關係人若くは檢事の請求に因り又は職權を以て清算人を選任することが出來る。此の場合には其の者が清算人と爲るのである（第七十五

條第一項、商第百二十二條)。

第三　清算人の資格、員數、任期

清算人たる者の資格は裁判所の選任に依る者に付ては非訟事件手續法に規定があつて、未成年者、禁治產者及び準禁治產者、剝奪公權者及び停止公權者、裁判所に於て解任された清算人、破產者等は其の資格は無い。然し其の他の清算人に付ては何等の制限もないから、苟くも取締役と爲り得る者は清算人と爲り得るものと解するのである。

清算人の員數、任期等に付ては何等の制限がないから、如何樣に定めても差支へないのである。

第四　清算人の終任

清算人は會社と委任關係に立つものであるから(第七十五條第二項、商第二百五十四條第二項)。何時でも辭任することが出來る。唯解任に付ては特別の規定があつて、裁判所の選任したものを除くの外、何時でも社員總會の決議に依つて解任することが出來ると同時に、重要な事由あるときは裁判所は監査役又は社員の請求に依つて清算人を解任することが出來る(第七十四條)。其の他清算人が任期の滿了又は清算の結了、退任事由の發生、死亡、破產及び禁治產の宣告、公權剝奪又は公權停止等に依り終任するのである。

第五　清算人の登記

取締役が清算人と爲つたときは、解散の日より本店の所在地では三週間、支店の所在地では四週間以內に

又社員總會若くは裁判所の選任に依る清算人は本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に、清算人の氏名及び住所、清算人で會社を代表しない者があるときは、會社を代表すべき者の氏名、數人の清算人が共同して會社を代表すべき定めがあるときは、其の規定を登記すべきものである。又清算人に變更を生じたときは、其の變更登記を爲さなければならぬ(又第七十五條第一項、商第百二十三條、第六十七條)。

第三節　清算人の職務權限

第一款　清算人の職務

清算の職務の重なるものは現務の結了、債權の取立、債務の辨濟、會社財產の換價、殘餘財產の分配である。清算人は債務を辨濟する前に、財產の狀況を調査し財產目錄、貸借對照表を作り之を社員總會及び裁判所に提出し、一般的には債權申出期間を定めて三回以上公告を爲し、且つ知れて居る債權者には各別個に債權申出の催告を爲すべく、其の期間內は原則として辨濟を差控え、期間內に債權を申出でない者は之を除斥することが出來る。除斥された債權者は未だ分配されない殘餘財產に對してのみ請求し得るに過ぎない。又殘餘財產の分配に付ては、定款に優先權の定めある場合を除き、社員の出資口數に應じて比例的に分配すべきものである(第七十三條、第七十五條、商第四百十九條乃至第四百二十四條)。以上の職務に附隨する主なる職務は次の如くである。

一　清算人の登記。
二　清算人就職の届出。
三　定款、總會議事錄、社員名簿、計算書類等の備付。
四　社員總會の招集
五　破産宣告の請求及び公告。
六　決算報告書の作成及び其の承認の要求。
七　清算結了の登記。

第二款　清算人の權限

第一　會社代表の權限

取締役が清算人と爲つた場合には、從前の定めに從ひ會社を代表する（第七十五條第一項、商第二百二十九條第二項）。又裁判所が數人の清算人を選任する場合には會社を代表すべき者を定め、又は數人が共同して會社を代表すべき旨を定めることが出來るから（第七十五條第二項、商第百二十九條第三項）。此の場合には其の定めに從ふべきである。定款又は社員總會の決議を以て會社を代表すべき清算人を定め、數人の清算人が共同して會社を代表すべきことを定め、或は定款の規定に基き、清算人の互選を以て會社を代表すべき清算

人を定めたときは、清算人は其の定めに從ひ會社を代表するのである（第七十五條第二項、商第二百六十一條第二項）。而して是等の場合に於て清算人の一人に對して爲した意思表示は會社に對して其の效力を生ずるのである（第七十五條第二項、商第二百六十一條第三項、第三十九條第二項）。定款、社員總會の決議又は裁判所に於て、右の共同代表其の他の代表に付ての制限を爲さない限り、清算人は原則として各自一人にて會社代表機關を構成するのである（第七十五條第二項、商第二百六十一條第一項）。

會社を代表する清算人は、清算事務を行ふ爲めに必要な一切の裁判上又は裁判外の行爲を爲す權限を有し、之に加へた制限は之を以て善意の第三者に對抗することは出來ないのである（第七十五條、商第百二十四條第二項、第二百六十一條第三項、第七十八條第二項、民法第五十四條）。

第二　清算事務執行の權限

各清算人は會社の內部に於て、清算に關する事務を執行する權限を有し、清算人が數人あるときは其の半數を以て決しなければならぬ（第七十五條第一項、商第百二十八條）。是等の點は合名會社、株式會社の清算人と同樣である、

第四節　清算人の權利義務及び責任

第一　清算人の權利義務

清算人は其の種類の如何に拘らず、會社との關係は委任に關する規定に從ふのである(第七十五條第二項、商第二百五十四條第二項)。從つて清算人は總て會社に對して受任者たる地位に立ち權利義務を有するものであるが、法律が特に清算人の權利義務として規定したものは次の如くである。

一　報酬請求權(第七十五條第二項、商第二百六十九條)。

二　會社との取引に關する義務(第七十五條第二項、第三十條)。清算人は會社との取引に付き有限會社の取締役の義務と同樣の義務を負ふのである。

第二　清算人の責任

清算人の職務權限の重大なことは取締役と同樣であるから、有限會社法は取締役の責任に關する商法第二百六十六條の規定を準用して居る(第七十五條第二項)。其の責任の說明に付ては取締役の部を參照され度い。尙ほ清算人の責任免除に付ては、取締役の責任免除の場合と同じく、第四十八條の規定する特別決議の方法に依らなければならぬ(第七十五條第二項、第四十條第一項第四號)。且つ此の場合には少數社員の訴提起請求權が認められて居る(第七十五條第二項、第四十條第二項)。

第三　清算人に對する訴

清算人に對する訴も取締役に對する訴と同樣である(第七十五條第二項、第三十一條、商第二百六十七條、第二百六十八條第二項乃至第五項)。故に取締役の部を參照され度い。

第五節　清算人の執行の停止及び職務代行者

取締役に對する場合と同じく、清算人の職務執行の停止及び職務代行者に關しては商法第二百七十條乃至第二百七十二條の規定が準用される(第七十五條第二項)。其の詳細は取締役の部を參照され度い。

第六節　清算の終了及び定款の保存

第一　決算報告書の作成及び承認

清算事務が終了したときは、清算人は遲滯なく決算報告書を作成し、之を社員總會に提出して其の承認を求めなければならぬ。此の承認があつたときは、之に因つて會社は清算人に不正行爲があつた場合の外、其の責任を解除したものと看做されるのである(第七十五條第一項、商第四百二十七條)。

第二　清算結了の登記

清算が結了したときは、清算人は社員總會で決算報告書を承認した時より本店の所在地では二週間、支店の所在地では三週間以內に清算結了の登記を爲さなければならぬ(第七十五條第一項、商第百三十四條)。

第三　書類の保存

會社の帳簿竝に其の營業及び清算に關する重要書類は、本店の所在地で清算結了の登記を爲した後、十ケ

年間之を保存しなければならぬ。而して其の保存者は清算人其の他利害關係人の請求に因り裁判所で之を選任するのである(第七十五條第一項、商第四百二十九條)。

第九章　設立の瑕疵

第一節　總說

設立の瑕疵とは有限會社の設立に關し無效原因又は取消原因があることを云ふ。商法は合名會社及び合資會社の如き人的會社に付ては其の設立の瑕疵を認め、會社の設立に關し無效原因あるときは設立無效の訴を許し、又取消の原因あるときは設立取消の訴を許したのであるが、株式會社に付ては單に設立無效の訴のみを許し、設立取消の訴を許さない。之れは株式會社の設立行爲は多數の者が關與するので、其の一人の意思表示の取消又は無效に因つて設立行爲全體の無效を生ずるものとすれば、法律關係の安全を害するから設立取消の訴を認めなかつたのである。然るに有限會社は其の設立が極めて簡單であり、且つ其の社員の口數も僅少なるを通例とし、又社員相互間の人的信用を土臺とすることが、合名會社、合資會社に共通するから、設立無效の訴の外に設立取消の訴をも認めたのである(第七十五條第一項、商第百四十條乃至第百四十一條、第四百二十八條)。

第二節　設立の無效

第一　設立無效の原因　有限會社に付ても其の設立無效の原因に付ては何等の規定がないから、一般の理論に依つて之を決するより外はない。其の無效の原因となるべき主なるものは次の如くである。

一　定款を作成しないとき　定款を作成しないときは有限會社設立の前提要件を缺くから、設立は無效となるのは勿論である。

二　定款が無效なとき　定款に記載すべき法定の要件を缺いたとき、公證人の認證がないとき、其の他定款の規定が有限會社法の規定に違反したときは其の定款は無效と爲る。而して定款が無效なときは定款を作成しないと同樣であるから、設立も亦無效と爲るのである。

三　設立社員が一人なるとき　有限會社の社員は二人以上でなければならぬから、社員が一人なるときは其の設立は無效である。

四　設立行爲者に意思の欠缺があるとき　例へば設立行爲者が心神喪失中に設立行爲を爲した場合の如きである。而して設立行爲者の一人が意思を欠缺したときは設立は無效となるのである。

五　出資全額の拂込又は現物出資の目的たる財産全部の給付(引渡)がないとき　是等の拂込又は給付の大

部分が未濟なときは、設立は無效と爲るものと解すべきである。

六　設立の登記がないとき　設立の登記は有限會社成立の要件であるから、其の登記がないときは設立は無效となるのである。

第二　設立無效の主張方法

有限會社の設立無效も合名會社、株式會社の設立無效と同じく、訴を以てのみ之を主張することが出來るのである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第一項）。故に訴以外の方法を以て之を主張することは出來ない。而して設立無效は事業に著手する前後を問はず訴を以てのみ主張し得るのである。

第三　設立無效の訴の要件

設立無效の訴とは有限會社の設立を無效とする判決を要求する訴を云ふ。而して此の訴を提起するには次の要件を備へなければならぬ。

一　會社が成立して存續すること。

二　訴の當事者　設立無效の訴の原告は社員、取締役又は監査役に限られる（第七十五條第一項、商第四百二十八條第二項）。被告は形式上成立して居る有限會社である。

三　訴提起の期間　設立無效の訴は會社成立の日より二ケ年以內に之を提起しなければならぬ（第七十五條第一項、商第四百二十八條第一項）。而して會社成立の日とは會社設立登記を爲した日を指すのである。

四　訴の管轄裁判所　設立無效の訴の管轄裁判所は、會社の本店所在地の地方裁判所の管轄に專屬するのである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項）。

第四　設立無效の訴の訴訟の手續

設立無效の訴に付ては次の如き特別の手續を規定して居る。

一　辯論及び裁判の併合　數個の訴が同時に同一裁判所に繫屬するときは、辯論及び裁判は併合して之を爲さなければならぬ（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十六條第三項）。

二　訴提起の公告　設立無效の訴が提起されたときは、會社は遲滯なく其の旨を公告しなければならぬ（第七十五條第一項、商第百三十六條第三項、第百五條第四項）。

第五　設立無效の訴に付ての判決

設立無效の訴の審理裁判に付ては次の如き特別の規定がある。

一　請求棄却の判決　設立無效の訴の提起があつた場合に於て、裁判所は設立無效の原因たる瑕疵が補完されたとき、又は會社の現況其の他一切の事情を斟酌して、設立を無效とすることを不適當と認めるときは、請求を棄却することが出來るのである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十六條第三項、第百七條）。

二　設立無效の判決の效力　設立無效の訴が其の理由があり、請求を棄却すべきものでないときは、裁判所は設立無效の判決を爲すのである。而して此の判決は次の如き效力を生ずるのである。

イ　設立無效の登記　設立無效の判決が確定したときは、受訴裁判所は本店及び支店の所在地の登記所に其の登記を囑託すべきである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十七條）。

ロ　設立無效判決の既判力　設立無效の判決が確定したときは、實質的確定力（既判力）を生ずるから、當事者以外の第三者に對しても其の效力を生じ、總ての者は之に反する主張を爲すことが出來ないのである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十六條第三項、第百九條第一項）。

ハ　設立無效判決の形成力　設立無效判決は其の會社、其の社員及び第三者間に生じた權利義務に影響を及ぼさないのである（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十六條第三項、第百十條）。之れは法律關係の錯綜を防ぎ且つ第三者に不測の損害を被らしめない爲めに設けた規定である。

設立無效の判決が確定したときは、解散の場合に準じて清算を爲さなければならぬ（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十八條前段）。而して裁判所は利害關係人の請求に因り清算人を選任する（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十八條後段）。

第六　敗訴原告の責任

設立無效の訴に於て原告が敗訴した場合、若し其の原告に惡意又は重大な過失があつたときは、其の者は會社に對して連帶して損害賠償の責任を負擔しなければならぬ（第七十五條第一項、商第四百二十八條第三項、第百三十六條第三項、第百九條第二項）。

第三節　設立の取消

第一　設立取消の原因

有限會社の設立取消の原因は凡そ次の如くであつて、合名、合資會社の設立取消の原因と同樣である。

甲　民法一般の原則に依る場合　左の場合は民法の規定に依つて、有限會社の設立行爲を取消すことが出來るのである。

一　禁治產者の爲した設立行爲（民第九條）。

二　準禁治產者が保佐人の同意なくして爲した設立行爲（民第十二條）。

三　未成年者が法定代理人の許可又は同意なくして爲した設立行爲（民第四條乃至第六條）。

四　妻が夫の許可を受けずして爲した設立行爲（民第十四條）。

五　親權を行ふ母が親族會の同意なくして子に代つて爲した設立行爲、又は子が其の設立行爲を爲すに同意した設立行爲（民第八百六十六條、第八百八十七條）。

六　後見人が親族會の同意なくして被後見人に代つて爲した設立行爲、又は被後見人が其の設立行爲を爲

すに付き同意した設立行爲（民第九百二十九條、第九百三十六條、第八百八十七條）。

七　詐欺に因る設立行爲（民第九十六條）。

八　强迫に因る設立行爲（民第九十六條第一項）。

乙　詐害的會社設立行爲の場合　社員が其の債權者を害することを知りながら有限會社を設立したときは、其の設立を取消すことが出來るのである（第七十五條第一項、商第百四十一條）。此の規定も合名、合資會社の設立行爲の取消と同樣である。

第二　設立取消の方法

有限會社の設立取消の方法は、訴を以てのみ之を請求することが出來るのである（第七十五條第一項、商第百四十條、第百四十一條）。故に訴以外の方法で取消の意思を表示しても、會社の設立には何等の影響をも及ぼさないのである。

第三　設立取消の訴の要件

設立取消の訴は會社の設立を取消す旨の判決を要求する訴である。而して此の訴を提起するには次の要件を備へなければならぬ。

一　會社が成立して存續すること。

二　訴の當事者　訴の當事者は其の取消原因の如何に依り區別して說明する。

イ　民法一般の取消原因に由る設立取消の場合　此の訴の原告は民法に依り取消の意思表示を爲すことが出來る無能力者、又は瑕疵のある意思表示を爲した者、其の代理人、若くは承繼人の如きである。又妻が夫の許可を受けないで爲した行爲に付ては、其の夫が原告と爲ることが出來る（民第百二十條、第八百八十七條、第九百三十六條）。此の訴の被告と爲るべき者は有限會社である。

ロ　詐害的會社設立行爲の設立取消の場合　此の訴の原告は設立行爲を爲した社員の總ての債權者である。而して其の債權の種類如何を問はないのである。

此の訴の被告は詐害行爲をした社員と會社である（第七十五條第一項、商第百四十一條）。故に社員及び會社は共同被告と爲るべきものであるから、其の一方のみを被告と爲すときは、不適法として訴を棄却すべきである。

三　設立取消の訴提起期間　設立取消の訴は會社成立の日より二ケ年內に之を提起しなければならぬ（第七十五條第一項、第百四十二條、第百三十六條第一項）。然し取消すことが出來る行爲は、取消權者に於て之を追認したときは初から有效なものと看做されるから（民第百二十二條）。追認を爲した後は設立の日より二ケ年以內でも、此の訴を提起することは出來ないのである。

四　訴の管轄裁判所　此の訴の管轄裁判所は、會社の本店所在地の地方裁判所の管轄に專屬するのである（第七十五條第一項、商第百四十二條、第八十八條）。

第四　設立取消の訴の訴訟手續

辯論及び裁判の併合、訴提起の公告に付ての規定は、總て前節に述べた設立無效の訴の訴訟手續と同樣である(第七十五條第一項、商第百四十二條、第百五條第三項第四項)。

第五　設立取消の訴に付ての判決

設立取消の訴に付ての判決は、請求棄却の判決に付ての規定を除くの外、總て前節に述べた設立無效の判決と同樣である(第七十五條第一項、商第百四十二條)。

第一〇章　外國會社

第一　總說

商法は外國會社に關して七ケ條の規定を設けて之を規律して居るが、有限會社法でも同樣に一般的に商法の外國會社の規定を準用して居る(第七十六條)。之れは外國會社の我國に於ける營業行爲は內國の取引の安全を保護する爲め、我國情に依つて規律しなければならぬからである。今其の規定の內容を略述すると次の如くである。

一　外國會社にして我國の有限會社と同種のもの若くは類似するものが日本に支店を設けたときは、日本の有限會社と同一の登記を爲し、又は其の代表者を登記しなければならぬ(第七十六條、商第四百七十九條)。

二　外國會社が始めて我國に支店を設けたときは、其の登記を爲すまで第三者は會社の成立を否認することが出來る(第七十六條、商第四百八十一條)。

三　事實上我國に支店を設け又は我國に於て營業を爲すことを主たる目的とする會社は、法律上外國會社であつても、日本の會社と同一の規定に從はなければならぬ(第七十六條、商第四百八十二條)。

四　外國會社が正當の事由なく一ケ年以上開業せず、又は營業を休止したとき、或は支拂を停止したとき、又は法令に違反し公の秩序若くは善良の風俗に反する行爲を爲したときは、裁判所は其の支店閉鎖の命令を發することが出來る(第六十七條、商第四百八十四條)。

五　裁判所が支店閉鎖の命令を發したとき、又は支店が自ら閉鎖したときは、清算開始の命令を發することが出來る(第六十七條、商第四百八十五條)。

第二　外國有限會社に付て注意すべき諸點

有限會社の性質上から特に注意すべき點を擧げると次の如くである。

一　株券、債券の發行、株式の移轉又は質入若くは社債の移轉に關する規定はないのである。之れは有限會社には株券、債券の發行は許されないから、是等の移轉又は質入に關する規定は、外國會社にも認める必要がないからである。

二　我國の有限會社には特別清算の制度を全然準用しないのであるが、外國の有限會社に付ては特別清算の

規定が準用されるのである(第七十六條、商第四百八十五條第二項)。此の點は如何なる理由に因るのか筆者は、之れを解するに苦しむのである。想ふに之れは或は內國の取引の安全を圖り、又外國の有限會社中に其の類似のものを包含するから、之に特別清算の規定を準用する必要があるからであらう。

三　改正商法では會社の設立登記を以て會社成立の要件と爲し、對抗要件と爲さないのであるが、外國有限會社の支店設立の登記を以て對抗要件と爲したのは、一見不調和の如く思はれるが、外國の有限會社は既に外國法に依つて成立して居り、又我國との取引をする爲めに必ずしも支店を設置するものと限らないので、此の不調和があつても差支へないものと解されるのである。

第一一章　罰　則

第一　制裁の種類

有限會社法も極めて峻嚴な制裁規定を設け、會社關係者の不正行爲を防止するに努めて居る。而して罰則として規定する制裁も亦大別して之を刑罰と行政罰とに分けることが出來る。前者は第七十七條乃至第八十四條に之を規定し、後者は第八十五條及び第八十六條の規定する所である。其の刑罰は懲役、罰金及び沒收の三種で禁錮を認めない。行政罰は單に過料の制裁のみである。

第二　制裁を受ける者

罰則上の制裁を受ける者は

一　取締役、監査役又は是等の者の職分代行者(第七十七條第一項、第七十八條、第九十七條、第八十一條第一項、第八十五條)。

二　支配人其の他營業に關する或種類若くは特定事項の委任を受けた使用人(第七十七條第一項、第七十九條、第八十一條第一項、第八十五條)。

三　設立委員(第七十七條第二項、第八十一條、第八十五條)。

四　清算人又は其の職務代行者(第七十七條第二項、第八十一條第一項、第八十五條)。

五　株式會社の取締役、監査役又は是等の者の職務代行者(第七十八條第二項、第八十五條第二項)。

六　檢査役(第八十一條、第八十五條第一項)。

七　外國會社の代表者(第八十五條第一項)。

八　株式會社の清算人又は其の職務代行者(第八十五條第二項)。

九　一定事項に付き不正の信託を受け財產上の利益を收受し、要求し、又は約束した者竝に其の利益を供與し又は其の申込若くは約束を爲した者(第八十二條)。

一〇　出資の拂込を假裝する爲めの總會に應じた者(第七十九條後段)。

一一　不正の請託を爲し財產上の利益を供與し、又は其の申込若くは約束を爲した者(第八十一條第二項)。

一二　有限會社でないのに其の商號中に有限會社と云ふ文字を用ひた者(第八十六條)。等である。

第三　制裁を受ける行爲

甲　刑罰を科せられる行爲　之れを刑罰に依つて分けるときは次の如くである。

一　五年以下の懲役又は五千圓以下の罰金に處せられる場合　支配人其の他營業に關する或種類若くは特定事項の委任を受けた使用人、設立委員、清算人、清算人の職務代行者が自己若くは第三者を利し、又は會社を害することを圖つて其の任務に背き、會社に財産上の損害を加へる行爲である。而して此の場合には未遂罪をも處罰する(第七十七條)。尙ほ情狀に因つて懲役と罰金を併科することが出來るのである(第八十條)。

二　三年以下の懲役又は三千圓以下の罰金に處せられる行爲　之れは次の六種類に分れて居る。

1　取締役、監査役又は是等の者の職務代行者、支配人其の他營業に關する或種類若くは特定の事項の委任を受けた使用人の爲した次の行爲(第七十八條第一項)。

イ　會社の設立又は資本增加の場合、出資總口數の引受、出資の拂込若くは現物出資の給付に付き又は現物出資、財産引受、會社の負擔に歸すべき設立費用等に付き、裁判所に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したとき(第七十八條第一項第一號)。

ロ　何人の名義を以てするを問はず、會社の計算に於て不正に其の持分を取得し、又は質權の目的として之を受けたとき(第七十八條第一項第二號)。

ハ　法令又は定款の規定に違反して利益の配當を爲したとき(第七十八條第一項第三號)。

ニ　會社の營業範圍外に於て投機取引の爲め會社の財産を處分したとき(第七十八條第一項第四號)。

2　有限會社の取締役、監査役若くは是等の者の職務代行者又は株式會社の取締役、監査役若くは是等の者の職務代行者が組織變更の場合、純財産額に付き裁判所又は總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したとき(第七十八條第二項)。

3　取締役、監査役若くは是等の者の職務代行者、支配人其の他營業に關する或種類若くは特定事項の重任を受けた使用人が出資の拂込を假裝する爲め總會を爲したとき(第七十九條前段)。

4　何人たるを問はず前號3に揭げる者の出資拂込を假裝する爲めの總會に應じたとき(第七十九條後段)。

5　取締役、監査役若くは是等の者の職務代行者、支配人其の他營業に關する或種類若くは特定事項の委任を受けた使用人、設立委員、清算人、清算人の職務代行者、檢査役が其の職務に關し、不正の信託を受け財産上の利益を收受し、要求し、又は約束したとき(第八十一條第一項)。

6　何人たるとを問はず前號5に揭げる者に對し、財産上の利益を供與し又は其の申込若くは約束を爲したとき(第八十一條第二項)。

以上の行爲中1234の罪を犯した者には情狀に因り懲役及び罰金を併科することが出來る（第八十條）。5の場合に於て犯人の收受した利益は之を沒收し、若し其の全部又は一部を沒收することが出來ないときは其の價額を追徵する（第八十三條）。又6の罪を犯した者が自首したときは、其の刑を減輕又は免除することが出來るのである（第八十四條）。

三　一年以下の懲役又は千圓以下の罰金に處せられる行爲　之は二種類に分けることが出來る。

1　左に揭げる事項に關し不正の請託を受け、財產上の利益を收受し、要求し、又は約束したとき（第八十二條第一項）。

イ　社員總會に於ける發言若くは議決權の行使、第四十二條第一項の規定に依る議決權の行使又は同條第二項の規定に依る同意の表示（第八十二條第一項第一號）。

ロ　有限會社法に定める訴の提起又は資本の十分の一以上に當る出資口數を有する社員の權利行使（第八十二條第一項第二號）。

2　前項1に揭げる利益を供與し又は其の申込若くは約束を爲したとき（第八十二條第二項）。

右の中1の場合に於て犯人の收受した利益は之を沒收し、若し其の全部又は一部を沒收することが出來ないときは其の價額を追徵する（第八十三條）。又2の罪を犯した者が自首したときは、其の刑を減輕又は免除することが出來るのである（第八十四條）。

乙過料に處せられる行爲　取締役、監査役若くは是等の職務代行者、支配人其の他營業に關する或種類若くは特定事項の委任を受けたる使用人、設立委員、清算人、清算人の職務代行者、外國會社の代表者、檢査役又は支配人は左の場合、五千圓以下の過料に處せられる。但し其の行爲に付き刑罰を科せられるときは此の限りでない（第八十五條第一項）。

一　本法に定める登記を爲すことを怠つたとき。

二　本法に定める公告若くは通知を爲すことを怠り又は不正の公告若くは通知をしたとき。

三　本法に違反し正當の事由なくして書類の閱覽又は其の謄本若くは抄本の交付を拒んだとき。

四　本法に定める調査を妨げたとき。

五　官廳又は社員總會に對し不實の申述を爲し又は事實を隱蔽したとき。

六　第二十一條の規定に違反して持分に付き指圖式又は無記名式の證券を發行したとき。

七　第二十四條第一項に於て準用する商法第二百十一條の規定に違反して持分失效の手續又は持分若くは質權の處分を爲すことを怠つたとき。

八　第二十四條第一項に於て準用する商法第二百十二條第一項の規定に違反して出資の消却を爲したとき

九　定款に定める取締役又は監査役の員數を缺くに至つた場合に於て其の選任手續を爲すことを怠つたとき。

一〇　定款、社員名簿、議事錄、財產目錄、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及び利益の配當に關する議案、決算報告書又は商法第三十二條第一項の帳簿に記載すべき事項を記載せず、又は不實の記載を爲したとき。

一一　定款、社員名簿、議事錄、財產目錄、貸借對照表、營業報告書、事務報告書、損益計算書、準備金及び利益の配當に關する議案又は監査役の報告書を備置かないとき。

一二　第四十一條に於て準用する商法第二百三十四條の規定又は第四十五條第三項の規定に依る裁判所の命令に違反して社員總會を招集しないとき。

一三　第四十六條第一項に於て準用する商法第二百八十八條第一項又は第二百八十九條の規定に違反して準備金を積立てず又は之を使用したとき。

一四　第五十二條第二項の規定に違反して出資の引受人を公募したとき。

一五　第五十八條、第六十三條又は第六十八條に於て準用する商法第九十九條又は第百條の規定に違反して資本の減少、合併又は組織變更を爲したとき。

一六　第七十五條第一項に於て準用する商法第百二十四條第二項の規定に違反して破産宣告を爲すことを怠つたとき。

一七　第七十五條第一項に於て準用する商法第百三十一條の規定に違反して會社財產を分配したとき。

一八　裁判所の選任した管理人又は清算人に事務の引渡を爲さないとき。

一九　清算の結了を遲延せしめる目的を以て第七十五條第一項に於て準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不當に定めたとき。

二〇　第七十五條第一項に於て準用する商法第四百二十三條の規定に違反して債務の辨濟を爲したとき。

二一　第七十六條に於て準用する商法第四百八十四條第一項又は第二項の規定に依る裁判所の命令に違反したとき。

尙ほ株式會社の取締役又は其の職務代行者、清算人又は其の職務代行者が第六十條第一項の規定に依り又は第六十八條に於て準用する商法第九十九條又は第百條の規定に違反して、合併又は組織變更を爲したときも五千圓以下の過料に處される。但し其の行爲に付き刑罰を科せられるときは此の限りでない（第八十五條第二項）。又有限會社でない者が其の商號中に有限會社であることを示すべき文字を用ひたときは、千圓以下の過料に處分されるのである（第八十六條）。

第一二章　雜　則

第一　記名捺印

有限會社に於て署名すべき場合は、記名捺印を以て之れに代へることが出來る（第八十七條）。之は既に商

法に於て一般的に認められて居る所である。

第二　公告方法

有限會社の公告に付ては株式會社の如き制限がないのを原則とする。然し一定の事項の公告は裁判所が爲すべき登記事項の公告と同一の方法を以て之を爲さなければならぬ（第八十八條）。其の事項は既に本文中に於て說明してある。

第三　商法上の會社

有限會社は商法以外の法律の適用に付ては商法上の會社と看做されるのである（第八十九條）。此の規定は有限會社が實質的には商法中の會社と同一であることを示したのである。

目次

第一編　總則……一
第一章　法例……一
第二章　商人……一
第三章　商業登記……二
第四章　商號……二
第五章　商業帳簿……四
第六章　商業使用人……五
第七章　代理商……六
第二編　會社……七
第一章　總則……七
第二章　合名會社……八
第一節　設立……八
第二節　會社ノ內部ノ關係……一〇
第三節　會社ノ外部ノ關係……一一
第四節　社員ノ退社……一二
第五節　解散……一三
第六節　清算……一六
第三章　合資會社……二〇
第四章　株式會社……二三
第一節　設立……二三
第二節　株式……二九
第三節　會社ノ機關……三五
第一款　株主總會……三五
第二款　取締役……三八
第三款　監査役……四一
第四節　會社ノ計算……四三
第五節　社債……四五
第一款　總則……四五
第二款　社債權者集會……四九
第六節　定款ノ變更……五三
第七節　會社ノ整理……五九
第八節　解散……六三
第九節　清算……六六
第一款　總則……六六

第二款　特別清算……六八
第五章　株式合資會社……七三
第六章　外國會社……七五
第七章　罰則……七七
第三編　商行爲……八三
第一章　總則……八三
第二章　賣買……八五
第三章　交互計算……八六
第四章　匿名組合……八七
第五章　仲立營業……八八
第六章　問屋營業……八九
第七章　運送取扱營業……八九
第八章　運送營業……九一
第一節　物品運送……九一
第二節　旅客運送……九四
第九章　寄託……九四
第一節　總則……九四
第二節　倉庫營業……九五

第十章　保險……九九
第一節　損害保險……九八
第一款　總則……九九
第二款　火災保險……一〇四
第三款　運送保險……一〇五
第二節　生命保險……一〇五
第四編　海商……一〇八
第一章　船舶及ヒ船舶所有者……一〇八
第二章　船員……一一〇
第一節　船長……一一〇
第二節　海員……一一三
第三章　運送……一一五
第一節　物品輸送……一一五
第一款　總則……一一五
第二款　船荷證券……一二〇
第二節　旅客運送……一二三
第四章　海損……一二三
第五章　海難救助……一二五
第六章　保險……一二七
第七章　船舶債權者……一三一
商法中改正法律施行法……一三五

有限會社法……一四五

第一章　總則……一四五
第二章　設立……一四五
第三章　社員ノ權利義務……一四七
第四章　會社ノ管理……一四八
第五章　定款ノ變更……一五一
第六章　合併及組織變更……一五三
第七章　解散……一五五
第八章　外國會社……一五六
第九章　罰則……一五六
第十章　雜則……一六〇
附則……一六〇

改正新商法

第一編 總則

第一章 法例

第一條 商事ニ關シ本法ニ規定ナキモノニ付テハ商慣習法ヲ適用シ商慣習法ナキトキハ民法ヲ適用ス

第二條 公法人ノ商行爲ニ付テハ法令ニ別段ノ定ナキトキニ限リ本法ヲ適用ス

第三條 當事者ノ一方ノ爲ニ商行爲タル行爲ニ付テハ本法ヲ雙方ニ適用ス
當事者ノ一方ガ數人アル場合ニ於テ其ノ一人ノ爲ニ商行爲タル行爲ニ付テハ本法ヲ其ノ全員ニ適用ス

第二章 商人

第四條 本法ニ於テ商人トハ自己ノ名ヲ以テ商行爲ヲ爲スヲ業トスル者ヲ謂フ
店舗其ノ他之ニ類似スル設備ニ依リテ物品ノ販賣ヲ爲スヲ業トスル者又ハ鑛業若ハ砂鑛業ヲ營ム者ハ商行爲ヲ爲スヲ業トセザルモ之ヲ商人ト看做ス
第五十二條第二項ノ會社亦同ジ

第五條 未成年者又ハ妻ガ前條ノ營業ヲ爲ストキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第六條 會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ許サレタル未成年者又ハ妻ハ社員タル資格ニ基ク行爲ニ關シテハ之ヲ能力者ト看做ス

第七條 法定代理人ガ親族會ノ同意ヲ得テ無能力者ノ爲ニ第四條ノ營業ヲ爲ストキハ登記ヲ爲スコトヲ要ス
法定代理人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 本法中商業登記、商號及商業帳簿ニ關スル規定ハ小商人ニ之ヲ適用セズ

第三章　商業登記

第九條　本法ニ依リ登記スベキ事項ハ當事者ノ請求ニ因リ其ノ營業所ノ所在地ヲ管轄スル裁判所ニ備ヘタル商業帳簿ニ之ヲ登記ス

第十條　本店ノ所在地ニ於テ登記スベキ事項ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ支店ノ所在地ニ於テモ亦之ヲ登記スルコトヲ要ス

第十一條　登記シタル事項ハ裁判所ニ於テ遲滯ナク之ヲ公告スルコトヲ要ス
公告ガ登記ト相違スルトキハ公告ナカリシモノト看做ス

第十二條　登記スベキ事項ハ登記及公告ノ後ニ非ザレバ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ
登記及公告ノ後ト雖モ第三者ガ正當ノ事由ニ因リテ之ヲ知ラザリシトキ亦同ジ

第十三條　支店ノ所在地ニ於テ登記スベキ事項ヲ登記セザリシトキハ前條ノ規定ハ其ノ支店ニ於テ爲シタル取引ニ付テノミ之ヲ適用ス

第十四條　故意又ハ過失ニ因リ不實ノ事項ヲ登記シタル者ハ其ノ事項ノ不實ナルコトヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第十五條　登記シタル事項ニ變更ヲ生ジ又ハ其ノ事項ガ消滅シタルトキハ當事者ハ遲滯ナク變更又ハ消滅ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四章　商　號

第十六條　商人ハ其ノ氏、氏名其ノ他ノ名稱ヲ以テ商號ト爲スコトヲ得

第十七條　會社ノ商號中ニハ其ノ種類ニ從ヒ合名會社、合資會社、株式會社又ハ株式合資會社ナル文字ヲ用フルコトヲ要ス

第十八條　會社ニ非ズシテ商號中ニ會社タルコトヲ示スベキ文字ヲ用フルコトヲ得ズ會社ノ營業ヲ讓受ケタルトキト雖モ亦同ジ
前項ノ規定ニ違反シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス

第十九條　他人ガ登記シタル商號ハ同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ之ヲ登記スルコトヲ得ズ

第二十條　商號ノ登記ヲ爲シタル者ハ不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ同一又ハ類似ノ商號ヲ使用スル者ニ對シテ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得
但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ
同市町村内ニ於テ同一ノ營業ノ爲ニ他人ノ登記シタル商號ヲ使用スル者ハ不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ之ヲ使用スルモノト推定ス

第二十一條　何人ト雖モ不正ノ目的ヲ以テ他人ノ營業ナリト誤認セシムベキ商號ヲ使用スルコトヲ得ズ
前項ノ規定ニ違反シテ商號ヲ使用スル者アルトキハ之ニ因リテ利益ヲ害セラルル虞アル者ハ其ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得但シ損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二十二條　不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ第二十條第一項ノ商號ヲ使用シタル者ハ千圓以下ノ過料ニ處ス
前條第一項ノ規定ニ違反シタル者亦同ジ

第二十三條　自己ノ氏、氏名又ハ商號ヲ使用シテ營業ヲ爲スコトヲ他人ニ許諾シタル者ハ自己ヲ營業主ナリト誤認シテ取引ヲ爲シタル者ニ對シ其ノ取引ニ因リテ生ジタル債務ニ付其ノ他人ト連帶シテ辨濟ノ責ニ任ズ

第二十四條　商號ハ營業ト共ニスル場合ニ限リ之ヲ讓渡スコトヲ得商號ノ讓渡ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二十五條　營業ヲ讓渡シタル場合ニ於テ當事者ガ別段ノ意思ヲ表示セザリシトキハ讓渡人ハ同市町村及隣接市町村内ニ於テ二十五年間同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ
讓渡人ガ同一ノ營業ヲ爲サザル特約ヲ爲シタルトキハ其ノ特約ハ同府縣及隣接府縣内且三十年ヲ超エザル範圍内ニ於テノミ其ノ效力ヲ有ス
讓渡人ハ前二項ノ規定ニ拘ラズ不正ノ競爭ノ目的ヲ以テ同一ノ營業ヲ爲スコトヲ得ズ

第二十六條　營業ノ讓受人ガ讓渡人ノ商號ヲ續用スル場合ニ於テハ讓渡人ノ營業ニ因リテ生ジタル債務ニ付テハ讓受人モ亦其ノ辨濟ノ責ニ任ズ
前項ノ規定ハ營業ノ讓渡後遲滯ナク讓受人ガ讓渡

人ノ債務ニ付責ニ任ゼザル旨ヲ登記シタル場合ニハ之ヲ適用セズ營業ノ讓渡後遲滯ナク讓渡人及讓受人ヨリ第三者ニ對シ其ノ旨ノ通知ヲ爲シタル場合ニ於テ其ノ通知ヲ受ケタル第三者ニ付亦同ジ

第二十七條　前條第一項ノ場合ニ於テ讓渡人ノ營業ニ因リテ生ジタル債權ニ付讓受人ニ爲シタル辨濟ハ辨濟者ガ善意ニシテ且重大ナル過失ナカリシトキニ限リ其ノ效力ヲ有ス

第二十八條　營業ノ讓受人ガ讓渡人ノ商號ヲ續用セザル場合ニ於テモ讓渡人ノ營業ニ因リテ生ジタル債務ヲ引受クル旨ヲ廣告シタルトキハ債權者ハ其ノ讓受人ニ對シテ辨濟ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二十九條　營業ノ讓受人ガ第二十六條第一項又ハ前條ノ規定ニ依リ讓渡人ノ債務ニ付責ニ任ズル場合ニ於テハ讓渡人ノ責任ハ營業ノ讓渡又ハ前條ノ廣告後二年內ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル債權者ニ對シテハ二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

第三十條　商號ノ登記ヲ爲シタル者ガ正當ノ事由ナクシテ二年間其ノ商號ヲ使用セザルトキハ商號ヲ廢止シタルモノト看做ス

第三十一條　商號ノ廢止又ハ變更アリタル場合ニ於テ其ノ商號ノ登記ヲ爲シタル者ガ廢止又ハ變更ノ登記ヲ爲サザルトキハ利害關係人ハ其ノ登記ノ抹消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第五章　商業帳簿

第三十二條　商人ハ帳簿ヲ備ヘ之ニ日日ノ取引其ノ他財產ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ事項ヲ整然且明瞭ニ記載スルコトヲ要ス但シ家事費用ハ一月每ニ其ノ總額ヲ記載スルヲ以テ足ル

小賣ノ取引ハ現金賣ト掛賣トヲ分チ日日ノ賣上總額ノミヲ記載スルコトヲ得

第三十三條　商人ハ開業ノ時及每年一回一定ノ時期ニ於テ動產、不動產、債權、債務其ノ他ノ財產ノ總目錄及貸方借方ノ對照表ヲ作ルコトヲ要ス

會社ニ在リテハ成立ノ時及每決算期ニ前項ノ書類ヲ作ルコトヲ要ス

財產目錄及貸借對照表ハ之ヲ編綴シ又ハ特ニ設ケタル帳簿ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

財產目錄及貸借對照表ニハ作成者之ニ署名スルコトヲ要ス

第三十四條　財產目錄ニハ動產、不動產、債權其ノ他ノ財產ニ價額ヲ附シテ之ヲ記載スルコトヲ要ス

其ノ價額ハ財產目錄調製ノ時ニ於ケル價格ヲ超ユルコトヲ得ズ

營業用ノ固定財產ニ付テハ前項ノ規定ニ拘ラズ其ノ取得價額又ハ製作價額ヨリ相當ノ減損額ヲ控除シタル價額ヲ附スルコトヲ得

第三十五條　裁判所ハ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ訴訟ノ當事者ニ商業帳簿又ハ其ノ一部分ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第三十六條　商人ハ十年間其ノ商業帳簿及其ノ營業ニ關スル重要書類ヲ保存スルコトヲ要ス

前項ノ期間ハ商業帳簿ニ付テハ其ノ帳簿閉鎖ノ時ヨリ之ヲ起算ス

第六章　商業使用人

第三十七條　商人ハ支配人ヲ選任シ本店又ハ支店ニ於テ其ノ營業ヲ爲サシムルコトヲ得

第三十八條　支配人ハ營業主ニ代リテ其ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

支配人ハ番頭、手代其ノ他ノ使用人ヲ選任又ハ解任スルコトヲ得

支配人ノ代理權ニ加ヘタル制限ハ之ヲ以テ善意ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三十九條　商人ハ數人ノ支配人ガ共同シテ代理權ヲ行使スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テ支配人ノ一人ニ對シテ爲シタル意思表示ハ營業主ニ對シテ其ノ效力ヲ生ズ

第四十條　支配人ノ選任及其ノ代理權ノ消滅ハ之ヲ置キタル本店又ハ支店ノ所在地ニ於テ營業主之ヲ登記スルコトヲ要ス前條第一項ニ定ムル事項及其ノ變更亦同ジ

第四十一條　支配人ハ營業主ノ許諾アルニ非ザレバ營業ヲ爲シ、自己若ハ第三者ノ爲ニ營業主ノ營業

ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ會社ノ無限責任社員、取締役若ハ他ノ商人ノ使用人ト爲ルコトヲ得ズ

支配人ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ營業主ハ之ヲ以テ自己ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ營業主ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第四十二條　本店又ハ支店ノ營業ノ主任者タルコトヲ示スベキ名稱ヲ附シタル使用人ハ之ヲ其ノ本店又ハ支店ノ支配人ト同一ノ權限ヲ有スルモノト看做ス但シ裁判上ノ行爲ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ相手方ガ惡意ナリシ場合ニハ之ヲ適用セズ

第四十三條　番頭、手代其ノ他營業ニ關スル或種類又ハ特定ノ事項ノ委任ヲ受ケタル使用人ハ其ノ事項ニ關シ一切ノ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

第三十八條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七章　代理商

第四十四條　物品ノ販賣ヲ目的トスル店舖ノ使用人ハ其ノ店舖ニ在ル物品ノ販賣ニ關スル權限ヲ有スルモノト看做ス

第四十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第四十五條　本章ノ規定ハ營業主ト商業使用人トノ間ノ雇傭關係ニ付民法ヲ適用スルコトヲ妨ゲズ

第四十六條　代理商トハ使用人ニ非ズシテ一定ノ商人ノ爲ニ平常其ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ノ代理又ハ媒介ヲ爲ス者ヲ謂フ

第四十七條　代理商ガ取引ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルトキハ遲滯ナク本人ニ對シテ其ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

第四十八條　代理商ハ本人ノ許諾アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ本人ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

第四十一條第二項及第三項ノ規定ハ代理商ガ前項ノ規定ニ違反シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四十九條　物品ノ販賣又ハ其ノ媒介ノ委託ヲ受ケタル代理商ハ賣買ノ目的物ノ瑕疵又ハ數量ノ不足其ノ他賣買ノ履行ニ關スル通知ヲ受クル權限ヲ有ス

第五十條　當事者ガ契約ノ期間ヲ定メザリシトキハ各當事者ハ二月前ニ豫告ヲ爲シテ其ノ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

當事者ガ契約ノ期間ヲ定メタルトキト雖ドモ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各當事者ハ何時ニテモ其ノ契約ノ解除ヲ爲スコトヲ得

第五十一條　代理商ハ取引ノ代理又ハ媒介ヲ爲シタルニ因リテ生ジタル債權ガ辨濟期ニ在ルトキハ其ノ辨濟ヲ受クル迄本人ノ爲ニ占有スル物又ハ有價證券ヲ留置スルコトヲ得但シ別段ノ意思表示アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二編　會社

第一章　總　則

第五十二條　本法ニ於テ會社トハ商行爲ヲ爲スヲ業トスル目的ヲ以テ設立シタル社團ヲ謂フ

營利ヲ目的トスル社團ニシテ本編ノ規定ニ依リ設立シタルモノハ商行爲ヲ爲スヲ業トセザルモ之ヲ會社ト看做ス

第五十三條　會社ハ合名會社、合資會社、株式會社及株式合資會社ノ四種トス

第五十四條　會社ハ之ヲ法人トス

會社ノ住所ハ其ノ本店ノ所在地ニ在ルモノトス

第五十五條　會社ハ他ノ會社ノ無限責任社員ト爲ルコトヲ得ズ

第五十六條　會社ハ合併ヲ爲スコトヲ得

合併ヲ爲ス會社ノ一方又ハ雙方ガ株式會社又ハ株式合資會社ナルトキハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ハ株式會社又ハ株式合資

會社ナルコトヲ要ス

合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關スル行爲ハ各會社ニ於テ選任シタル設立委員共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第九十八條第一項、第三百四十三條及第四百六十七條ノ規定ハ前項ノ選任ニ之ヲ準用ス

第五十七條　會社ハ本店ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲スニ因リテ成立ス

第五十八條　會社ガ正當ノ事由ナクシテ其ノ成立後一年內ニ開業ヲ爲サズ又ハ一年以上營業ヲ休止シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ其ノ解散ヲ命ズルコトヲ得

會社ノ業務ヲ執行スル社員、取締役又ハ監査役ガ法令又ハ公ノ秩序若ハ善良ノ風俗ニ反スル行爲ヲ爲シタル場合ニ於テ會社ノ存立ヲ許スベカラザル事由アルトキ亦前項ニ同ジ

前二項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ解散ノ命令前ト雖モ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ管理人ノ選任其ノ他會社財產ノ保全ニ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第五十九條　利害關係人ノ爲シタル第五十八條第一項又ハ第二項ノ請求ヲ爲シタルトキハ會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第六十條　利害關係人ノ爲シタル第五十八條第一項又ハ第二項ノ請求ガ却下セラレタル場合ニ於テ其ノ者ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第六十一條　本編ノ規定ニ依リ登記スベキ事項ニシテ官廳ノ許可ヲ要スルモノハ其ノ許可書ノ到達シタル時ヨリ登記ノ期間ヲ起算ス

第二章　合名會社

第一節　設　立

第六十二條　合名會社ヲ設立スルニハ定款ヲ作ルコトヲ要ス

第六十三條　合名會社ノ定款ニハ左ノ事項ヲ記載シ各社員之ニ署名スルコトヲ要ス

一　目的

二　商號

三　社員ノ氏名及住所

四　本店及支店ノ所在地

五　社員ノ出資ノ目的及其ノ價格又ハ評價ノ標準

第六十四條　合名會社ノ設立ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　前條第一號乃至第三號ニ揭グル事項

二　本店及支店

三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四　社員ノ出資ノ目的、財產ヲ目的トスル出資ニ付テハ其ノ價格及履行ヲ爲シタル部分

五　社員ニシテ會社ヲ代表セザルモノアルトキハ會社ヲ代表スベキモノノ氏名

六　數人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

會社ハ設立ノ登記ヲ爲シタル後二週間內ニ支店ノ所在地ニ於テ前項ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十五條　會社ノ成立後支店ヲ設ケタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間內ニ支店ヲ設ケタルコトヲ登記シ其ノ支店ノ所在地ニ於テハ三週間內ニ前條第一項ニ揭グル事項ヲ登記シ他ノ支店ノ所在地ニ於テハ同期間內ニ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルコトヲ要ス

本店又ハ支店ノ所在地ヲ管轄スル登記所ノ管轄區域內ニ於テ新ニ支店ヲ設ケタルトキハ其ノ支店ヲ設ケタルコトヲ登記スルヲ以テ足ル

第六十六條　會社ガ其ノ本店ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ二週間內ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ三週間內ニ第六十四條第一項ニ揭グル事項ヲ登記シ其ノ支店ヲ移轉シタルトキハ舊所在地ニ於テハ三週間內ニ移轉ノ登記ヲ爲シ新所在地ニ於テハ四週間內ニ第六十四條第一項ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

同一ノ登記所ノ管轄區域內ニ於テ本店又ハ支店ヲ移轉シタルトキハ其ノ移轉ノ登記ヲ爲スヲ以テ足

ル

第六十七條　第六十四條第一項ニ揭グル事項中ニ變更ヲ生ジタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間內ニ變更ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二節　會社ノ內部ノ關係

第六十八條　會社ノ內部ノ關係ニ付テハ定款又ハ本法ニ別段ノ定ナキトキハ組合ニ關スル民法ノ規定ヲ準用ス

第六十九條　社員ガ債權ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ債務者ガ辨濟期ニ辨濟ヲ爲サザリシトキハ社員ハ其ノ辨濟ノ責ニ任ズ此ノ場合ニ於テハ其ノ利息ヲ支拂フ外尙損害ノ賠償ヲ爲スコトヲ要ス

第七十條　各社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

第七十一條　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第七十二條　定款ノ變更其ノ他會社ノ目的ノ範圍內ニ在ラザル行爲ヲ爲スニハ總社員ノ同意アルコトヲ要ス

第七十三條　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スルコトヲ得ズ

第七十四條　社員ハ他ノ社員ノ承諾アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

社員ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ他ノ社員ハ過半數ノ決議ニ依リ之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スキトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ他ノ社員ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二週間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第七十五條　社員ハ他ノ社員ノ過半數ノ決議アリタルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規

定ヲ適用セズ

第三節　會社ノ外部ノ關係

第七十六條　業務ヲ執行スル社員ハ各自會社ヲ代表ス但シ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ業務執行社員中特ニ會社ヲ代表スベキ者ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第七十七條　會社ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ數人ノ社員ガ共同シ又ハ社員ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第三十九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第七十八條　會社ヲ代表スベキ社員ハ會社ノ營業ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第四十四條第一項及第五十四條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第七十九條　會社ガ社員ニ對シ又ハ社員ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テ其ノ訴ニ付會社ヲ代表スベキ社員ナキトキハ他ノ社員ノ過半數ノ決議ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ要ス

第八十條　會社財產ヲ以テ會社ノ債務ヲ完濟スルコト能ハザルトキハ各社員連帶シテ其辨濟ノ責ニ任ズ

會社財產ニ對スル強制執行ガ其ノ效ヲ奏セザルトキ亦前項ニ同ジ

前項ノ規定ハ社員ガ會社ニ辨濟ノ資力アリ且執行ノ容易ナルコトヲ證明シタルトキハ之ヲ適用セズ

第八十一條　社員ハ會社ニ屬スル抗辯ヲ以テ會社ノ債權者ニ對抗スルコトヲ得

會社ガ其ノ債權者ニ對シ相殺權、取消權又ハ解除權ヲ有スル場合ニ於テハ社員ハ其ノ者ニ對シ債務ノ履行ヲ拒ムコトヲ得

第八十二條　會社ノ成立後加入シタル社員ハ其ノ加入前ニ生ジタル會社ノ債務ニ付テモ亦責任ヲ負フ

第八十三條　社員ニ非ザル者ニ自己ヲ社員ナリト誤認セシムベキ行爲アリタルトキハ其ノ者ハ誤認ニ基キテ會社ト取引ヲ爲シタル者ニ對シ社員ト同一ノ責任ヲ負フ

第四節　社員ノ退社

第八十四條　定款ヲ以テ會社ノ存立時期ヲ定メザリ

シトキ又ハ或社員ノ終身間會社ノ存續スベキコトヲ定メタルトキハ各社員ハ營業年度ノ終ニ於テ退社ヲ爲スコトヲ得但シ六月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

會社ノ存立時期ヲ定メタルト否トヲ問ハズ已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ハ何時ニテモ退社ヲ爲スコトヲ得

第八十五條　前條及第九十一條第一項ニ揭グル場合ノ外社員ハ左ノ事由ニ因リテ退社ス

一　定款ニ定メタル事由ノ發生
二　總社員ノ同意
三　死亡
四　破産
五　禁治産
六　除名

第八十六條　社員ニ付左ノ事由アルトキハ會社ハ他ノ社員ノ過半數ノ決議ヲ以テ其ノ社員ノ除名又ハ業務執行權若ハ代表權ノ喪失ノ宣告ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

一　出資ノ義務ヲ履行セザルコト
二　第七十四條第一項ノ規定ニ違反シタルコト
三　業務ヲ執行スルニ當リ不正ノ爲行ヲ爲シ又ハ權利ナクシテ業務ノ執行ニ干與シタルコト
四　會社ヲ代表スルニ當リ不正ノ爲行ヲ爲シ又ハ權利ナクシテ會社ヲ代表シタルコト
五　其ノ他重要ナル義務ヲ盡サザルコト

社員ガ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルニ著シク不適任ナルトキハ會社ハ前項ノ規定ニ從ヒ其ノ社員ノ業務執行權又ハ代表權ノ喪失ノ宣告ヲ請求スルコトヲ得

社員ノ除名又ハ業務執行權若ハ代表權ノ喪失ノ判決確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第八十七條　除名セラレタル社員ト會社トノ間ノ計算ハ除名ノ訴ヲ提起シタル時ニ於ケル會社財產ノ狀況ニ從ヒテ之ヲ爲シ且其ノ時ヨリ法定利息ヲ附スルコトヲ要ス

第八十八條　第八十六條ノ訴ハ本店ノ所在地ノ地方裁判所ノ管轄ニ專屬ス

第八十九條　退社員ハ勞務又ハ信用ヲ以テ出資ノ目的ト爲シタルトキト雖モ其ノ持分ノ拂戻ヲ受クルコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第九十條　社員ノ持分ノ差押ハ社員ガ將來利益ノ配當及持分ノ拂戻ヲ請求スル權利ニ對シテモ亦其ノ效力ヲ有ス

第九十一條　社員ノ持分ヲ差押ヘタル債權者ハ營業年度ノ終ニ於テ其ノ社員ヲ退社セシムルコトヲ得但シ會社及其ノ社員ニ對シ六月前ニ其ノ豫告ヲ爲スコトヲ要ス

前項但書ノ豫告ハ社員ガ辨濟ヲ爲シ又ハ相當ノ擔保ヲ供シタルトキハ其ノ效力ヲ失フ

第九十二條　會社ノ商號中ニ退社員ノ氏又ハ氏名ヲ用ヒタルトキハ退社員ハ其ノ氏又ハ氏名ノ使用ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得

第九十三條　退社員ハ本店ノ所在地ニ於テ退社ノ登記ヲ爲ス前ニ生ジタル會社ノ債務ニ付責任ヲ負フ

前項ノ責任ハ前項ノ登記後二年內ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル會社ノ債權者ニ對シテハ登記後二年ヲ經過シタルトキ消滅ス

前二項ノ規定ハ持分ヲ讓渡シタル社員ニ之ヲ準用ス

第五節　解　散

第九十四條　會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　在立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生
二　總社員ノ同意
三　會社ノ合併
四　社員ガ一人ト爲リタルコト
五　會社ノ破產
六　解散ヲ命ズル裁判

第九十五條　前條第一號又ハ第二號ノ場合ニ於テハ社員ノ全部又ハ一部ノ同意ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得但シ同意ヲ爲サザリシ社員ハ退社シタルモノト看做ス

前條第四號ノ場合ニ於テハ新ニ社員ヲ加入セシメテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

第九十六條　會社ガ解散シタルトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外本店ノ所在地ニ於テハ二週間支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ解散ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九十七條　會社ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後ト雖モ第九十五ノ規定ニ從ヒテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ゲズ此ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ繼續ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第九十八條　會社ガ合併ヲ爲スニハ總社員ノ同意アルコトヲ要ス

解散後ノ會社ハ存立中ノ會社ヲ存續スル會社トスル場合ニ限リ合併ヲ爲スコトヲ得

第九十九條　會社ガ合併ノ決議ヲ爲シタルトキハ其ノ決議ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及貸借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

第百條　會社ハ前條ノ期間内ニ其ノ債權者ニ對シ合併ニ異議アラバ一定ノ期間内ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ且知レタル債權者ニハ各別ニ之ヲ催告スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

債權者ガ前項ノ期間内ニ異議ヲ述ベザリシトキハ合併ヲ承認シタルモノト看做ス

債權者ガ異議ヲ述ベタルトキハ會社ハ辨濟ヲ爲シ若ハ相當ノ擔保ヲ供シ又ハ債權者ニ辨濟ヲ受ケシムルコトヲ目的トシテ信託會社ニ相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス

第百一條　會社ガ合併ヲ爲シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル會社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ第六十四條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百二條　會社ノ合併ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ガ其ノ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

第百三條　合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ハ合併ニ因リテ消滅シタル會社ノ權利義務ヲ承繼ス

第百四條　會社ノ合併無效ハ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ各會社ノ社員、清算人、破産管財人又ハ合併ヲ承認セザル債權者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得第八十八條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第百五條　前條第一項ノ訴ハ合併ノ日ヨリ六月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口答辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

數個ノ訴ガ同時ニ繫屬スルトキハ辯論及裁判ハ併合シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

訴ノ提起アリタルトキハ會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第百六條　債權者ガ第百四條第一項ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

第百七條　第百四條第一項ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ合併ノ無效ノ原因タル瑕疵ガ補完セラレタルトキ又ハ會社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ合併ヲ無效トスルコトヲ不適當ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第百八條　合併ヲ無效トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ消滅シタル會社ニ付テハ回復ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百九條　合併ヲ無效トスル判決ハ第三者ニ對シテモ其ノ效力ヲ有ス

原告ガ敗訴シタル場合ニ於テ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百十條　合併ヲ無效トスル判決ハ合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社、其ノ社員及第三者ノ間ニ生ジタル權利義務ニ影響ヲ及ボサズ

第百十一條　合併ヲ無效トスル判決ガ確定シタルトキハ合併ヲ爲シタル會社ハ合併後存續スル會社又

ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ガ合併後負擔シタル債務ニ付連帶シテ辨濟ノ責ニ任ズ

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立シタル會社ガ合併後取得シタル財産ハ合併ヲ爲シタル會社ノ共有ニ屬ス

前二項ノ場合ニ於テハ各會社ノ負擔部分又ハ持分ハ其ノ協議ヲ以テ之ヲ定ム協議調ハザルトキハ裁判所ノ請求ニ因リ合併ノ時ニ於ケル各會社ノ財産ノ額其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ之ヲ定ム

第百十二條　已ムコトヲ得ザル事由アルトキハ各社員ノ解散ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第八十八條及第百九條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十三條　合名會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ或社員ヲ有限責任ト爲シ又ハ新ニ有限責任社員ヲ加入セシメテ之ヲ合資會社ト爲スコトヲ得

前項ノ規定ハ第九十五條第二項ノ規定ニ依リ會社ヲ繼續スル場合ニ之ヲ準用ス

第百十四條　合名會社ガ前條ノ規定ニ依リ其ノ組織變更シタルトキハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合名會社ニ付テハ解散ノ登記、合資會社ニ付テハ第百四十九條第一項ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百十五條　第百十三條第一項ノ場合ニ於テ從前ノ社員ニシテ有限責任社員ト爲リタルモノハ本店ノ所在地ニ於テ前條ノ登記ヲ爲ス前ニ生ジタル會社ノ債務ニ付テハ無限責任社員ノ責任ヲ免ルルコトナシ

第九十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第六節　清　算

第百十六條　會社ハ解散ノ後ト雖モ清算ノ目的ノ範圍内ニ於テハ仍存續スルモノト看做ス

第百十七條　解散ノ場合ニ於ケル會社財産ノ處分方法ハ定款又ハ總社員ノ同意ヲ以テ之ヲ定ムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ解散ノ日ヨリ二週間内ニ財産目錄及負借對照表ヲ作ルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ會社ガ第九十四條第四號又ハ第六號ノ規定ニ依リ其ノ組織變更ヲ爲ス場合ニハ之ヲ適用セズ

第百條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者アルトキハ其ノ者ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第百十八條　會社ガ前條第三項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ處分シタルトキハ會社ノ債權者ハ其ノ處分ノ取消ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得但シ其ノ處分ガ會社ノ債權者ヲ害セザルモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

民法第四百二十四條第一項但書、第四百二十五條及第四百二十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百十九條　會社ガ第百十七條第四項ノ規定ニ違反シテ其ノ財産ヲ處分シタルトキハ社員ノ持分ヲ差押ヘタル者ハ會社ニ對シ其ノ持分ニ相當スル金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條ノ規定ヲ準用ス

第百二十條　第百七條第一項ノ規定ニ依リテ會社財産ノ處分方法ヲ定メザリシトキハ合併及破産ノ場合ヲ除クノ外第百二十一條乃至第百三十五條ノ規定ニ從ヒテ清算ヲ爲スコトヲ要ス

第百二十一條　清算ハ業務執行社員之ヲ爲ス但シ社員ノ過半數ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百二十二條　會社ガ第九十四條第四號又ハ第六號ノ規定ニ依リテ解散シタルトキハ裁判所ハ利害關係人若ハ檢事ノ請求ニ因リ又ハ職權ヲ以テ清算人ヲ選任ス

第百二十三條　業務執行社員ガ清算人ト爲リタルトキハ解散ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ三週間支店ノ所在地ニ於テハ四週間内ニ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　清算人ノ氏名及住所

二　清算人ニシテ會社ヲ代表セザルモノアルトキハ會社ヲ代表スベキモノノ氏名

三　數人ノ清算人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ定アルトキハ其ノ規定

清算人ノ選任アリタルトキハ其ノ清算人ハ本店ノ

所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ前項ニ揭グル事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十七條ノ規定ハ前二項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第百二十四條　清算人ノ職務左ノ如シ

一　現務ノ結了

二　債權ノ取立及債務ノ辨濟

三　殘餘財產ノ分配

會社ヲ代表スベキ清算人ハ前項ノ職務ニ關スル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

民法第八十一條ノ規定ハ合名會社ニ之ヲ準用ス

第百二十五條　會社ハ辨濟期ニ至ラザル債權ト雖モ之ヲ辨濟スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ無利息債權ニ付テハ辨濟期ニ至ル迄ノ法定利息ヲ加算シテ其ノ債權額ニ達スベキ金額ヲ辨濟スルコトヲ要ス

前項ノ規定ハ利息附債權ニシテ其ノ利率ガ法定利率ニ達セザルモノニ之ヲ準用ス

第一項ノ場合ニ於テハ條件附債權、存續期間ノ不確定ナル債權其ノ他價額ノ不確定ナル債權ニ付テ

ハ裁判所ノ選任シタル鑑定人ノ評價ニ從ヒテ之ヲ辨濟スルコトヲ要ス

第百二十六條　會社ニ現存スル財產ガ其ノ債務ヲ完濟スルニ不足ナルトキハ清算人ハ辨濟期ニ拘ラズ社員ヲシテ出資ヲ爲サシムルコトヲ得

第百二十七條　清算人ガ會社ノ營業ノ全部又ハ一部ヲ讓渡スニハ社員ノ過半數ノ決議アルコトヲ要ス

第百二十八條　清算人數人アルトキハ清算ニ關スル行爲ハ其ノ過半數ヲ以テ決ス

第百二十九條　第七十六條及第七十七條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

業務執行社員ガ清算人ト爲リタル場合ニ於テハ從前ノ定ニ從ヒテ會社ヲ代表ス

裁判所ガ數人ノ清算人ヲ選任スル場合ニ於テハ會社ヲ代表スベキ者ヲ定メ又ハ數人ガ共同シテ會社ヲ代表スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

第百三十條　清算人ハ就職ノ後遲滯ナク會社財產ノ現況ヲ調査シ財產目錄及貸借對照表ヲ作リ之ヲ社員ニ交付スルコトヲ要ス

清算人ハ社員ノ請求ニ因リ毎月清算ノ狀況ヲ報告スルコトヲ要ス

第百三十一條　清算人ハ會社ノ債務ヲ辨濟シタル後ニ非ザレバ會社財產ヲ社員ニ分配スルコトヲ得ズ

但シ爭アル債務ニ付其ノ辨濟ニ必要ト認ムル財產ヲ留保シテ殘餘ノ財產ヲ分配スルコトヲ妨ゲズ

第百三十二條　社員ガ選任シタル清算人ハ何時ニテモ之ヲ解任スルコトヲ得此ノ解任ハ社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

重要ナル事由アルトキハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ解任スルコトヲ得

第百三十三條　清算人ノ任務ガ終了シタルトキハ清算人ハ遲滯ナク計算ヲ爲シテ各社員ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

前項ノ計算ニ對シ社員ガ一月內ニ異議ヲ述ベザリシトキハ之ヲ承認シタルモノト看做ス但シ清算人ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第百三十四條　清算ガ結了シタルトキハ清算人ハ前條ノ承認アリタル後本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間內ニ清算結了ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百三十五條　第七十五條、第七十八條第二項、第二百五十四條第二項及第二百六十六條ノ規定ハ清算人ニ之ヲ準用ス

第百三十六條　會社ノ設立ノ無效ハ其ノ成立ノ日ヨリ二年內ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社員ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條、第百五條第三項第四項、第百七條、第百九條及第百十條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第百三十七條　設立ヲ無效トスル判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百三十八條　設立ヲ無效トスル判決ガ確定シタルトキハ解散ノ場合ニ準ジテ清算ヲ爲スコトヲ要ス

此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ因リ清算人ヲ選任ス

第百三十九條　設立ヲ無效トスル判決ガ確定シタル

場合ニ於テ其ノ無效ノ原因ガ或社員ノミニ付存スルトキハ前條ノ規定ニ拘ラズ他ノ社員ノ一致ヲ以テ會社ヲ繼續スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ無效ノ原因ノ存スル社員ハ退社ヲ爲シタルモノト看做ス

第九十五條第二項及第九十七條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百四十條　會社ノ設立ノ取消ハ訴ヲ以テノミ之ヲ請求スルコトヲ得

第百四十一條　社員ガ其ノ債權者ヲ害スルコトヲ知リテ會社ヲ設立シタルトキハ債權者ハ其ノ社員及會社ニ對スル訴ヲ以テ會社ノ設立ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

第百四十二條　第八十八條、第百五條第三項第四項、第百九條、第百十條、第百三十六條第一項及第百三十七條乃至第百三十九條ノ規定ハ前二條ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百四十三條　會社ノ帳簿竝ニ其ノ營業及清算ニ關スル重要書類ハ第百十七條ノ場合ニ在リテハ本店

ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後、其ノ他ノ場合ニ在リテハ清算結了ノ登記ヲ爲シタル後十年間之ヲ保存スルコトヲ要ス其ノ保存者ハ社員ノ過半數ヲ以テ之ヲ定ム

第百四十四條　社員ガ死亡シタル場合ニ於テ其ノ相續人數人アルトキハ清算ニ關シテ社員ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

第百四十五條　第八十條ニ定ムル社員ノ責任ハ本店ノ所在地ニ於テ解散ノ登記ヲ爲シタル後五年內ニ請求又ハ請求ノ豫告ヲ爲サザル會社ノ債權者ニ對シテハ登記後五年ヲ經過シタルトキ消滅ス

前項ノ期間經過ノ後ト雖モ分配セザル殘餘財產仍存スルトキハ會社ノ債權者ハ之ニ對シテ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

第三章　合資會社

第百四十六條　合資會社ハ有限責任社員ト無限責任社員トヲ以テ之ヲ組織ス

第百四十七條　合資會社ニハ本章ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外合名會社ニ關スル規定ヲ準用ス

第百四十八條　合資會社ノ定款ニハ第六十三條ニ揭グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ記載スルコトヲ要ス

第百四十九條　合資會社ノ設立ノ登記ニ在リテハ第六十四條第一項ニ揭グル事項ノ外各社員ノ責任ノ有限又ハ無限ナルコトヲ登記スルコトヲ要ス

有限責任社員ニ付テハ登記シタル事項ノ公告ニハ其ノ員數及出資ノ總額ヲ揭グルヲ以テ足ル變更ノ登記アリタルトキ亦同ジ

第百五十條　有限責任社員ハ金錢其ノ他ノ財產ノミヲ以テ其ノ出資ノ目的ト爲スコトヲ得

第百五十一條　各無限責任社員ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ會社ノ業務ヲ執行スル權利ヲ有シ義務ヲ負フ

無限責任社員數人アルトキハ會社ノ業務執行ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス

第百五十二條　支配人ノ選任及解任ハ特ニ業務執行社員ヲ定メタルトキト雖モ無限責任社員ノ過半數

ヲ以テ之ヲ決ス

第百五十三條　有限責任社員ハ營業年度ノ終ニ於テ營業時間內ニ限リ會社ノ財產目錄及貸借對照表ノ閱覽ヲ求メ且會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

重要ナル事由アルトキハ有限責任社員ハ何時ニテモ裁判所ノ許可ヲ得テ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ檢查スルコトヲ得

第百五十四條　有限責任社員ハ無限責任社員全員ノ承諾アルトキハ其ノ持分ノ全部又ハ一部ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得持分ノ讓渡ニ伴ヒ定款ノ變更ヲ生ズルトキト雖モ亦同ジ

第百五十五條　有限責任社員ガ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルニハ他ノ社員ノ承諾アルコトヲ要セズ

第百五十六條　有限責任社員ハ會社ノ業務ヲ執行シ又ハ會社ヲ代表スルコトヲ得ズ

第百五十七條　有限責任社員ハ其ノ出資ノ價額ヲ限度トシテ會社ノ債務ヲ辨濟スル責ニ任ズ但シ既ニ會社ニ對シ履行ヲ爲シタル出資ノ價額ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項但書ノ規定ノ適用ニ付テハ會社ニ利益ナキニ拘ラズ配當ヲ受ケタル金額ハ之ヲ控除シテ其ノ出資ノ價額ヲ定ム

第百五十八條　有限責任社員ハ出資ノ減少後ト雖モ本店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲ス前ニ生ジタル會社ノ債務ニ付テハ從前ノ責任ヲ免ルルコトナシ第九十三條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百五十九條　有限責任社員ニ自己ヲ無限責任社員ナリト誤認セシムベキ行爲アリタルトキハ其ノ社員ハ誤認ニ基キテ會社ト取引ヲ爲シタル者ニ對シ無限責任社員ト同一ノ責任ヲ負フ

前項ノ規定ハ有限責任社員ニ其ノ責任ノ限度ヲ誤認セシムベキ行爲アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十條　第八十二條ノ規定ハ有限責任社員ガ無限責任社員ト爲リタル場合、第九十三條ノ規定ハ無限責任社員ガ有限責任社員ト爲リタル場合ニ之ヲ準用ス

第百六十一條　有限責任社員ガ死亡シタルトキハ其ノ相續人之ニ代リテ社員ト爲ル

第二百三條ノ規定ハ死亡シタル有限責任社員ノ相續人數人アル場合ニ之ヲ準用ス

有限責任社員ハ禁治産ノ宣告ヲ受クルモ之ニ因リテ退社セズ

第百六十二條　合資會社ハ無限責任社員又ハ有限責任社員ノ全員ガ退社シタルトキハ解散ス但シ殘存スル社員ノ一致ヲ以テ新ニ無限責任社員又ハ有限責任社員ヲ加入セシメテ會社ヲ繼續スルコトヲ妨ゲズ有限責任社員ノ全員ガ退社シタル場合ニ於テハ無限責任社員ノ一致ヲ以テ合名會社トシテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ合資會社ニ付テハ解散ノ登記、合名會社ニ付テハ第六十四條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

第百六十三條　合資會社ハ總社員ノ同意ヲ以テ其ノ組織ヲ變更シテ之ヲ合名會社ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ前條第三項ノ規定ヲ準用ス

第百六十四條　清算ハ業務執行社員之ヲ爲ス但シ無限責任社員ノ過半數ヲ以テ別ニ清算人ヲ選任シタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第四章　株式會社

第一節　設　立

第百六十五條　株式會社ノ設立ニハ七人以上ノ發起人アルコトヲ要ス

第百六十六條　發起人ハ定款ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載シテ署名スルコトヲ要ス

一　目的
二　商號
三　資本ノ總額
四　一株ノ金額
五　本店及支店ノ所在地
六　會社ガ公告ヲ爲ス方法
七　發起人ノ氏名及住所

會社ノ公告ハ官報又ハ時事ニ關スル事項ヲ揭載スル日刊新聞紙ニ揭ゲテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百六十七條　定款ハ公證人ノ認證ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ

第百六十八條　左ノ事項ハ之ヲ定款ニ記載スルニ非ザレバ其ノ效力ヲ有セズ

一　存立時期又ハ解散ノ事由
二　數種ノ株式ノ發行竝ニ其ノ各種ノ株式ノ內容及數
三　株式ノ額面以上ノ發行
四　發起人ガ受クベキ特別ノ利益及之ヲ受クベキ者ノ氏名
五　現物出資ヲ爲ス者ノ氏名、出資ノ目的タル財產、其ノ價格竝ニ之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數
六　會社ノ成立後ニ讓受クルコトヲ約シタル財產其ノ價格及讓渡人ノ氏名

七　會社ノ負擔ニ歸スベキ設立費用及發起人ガ受クベキ報酬ノ額

現物出資ハ發起人ニ限リ之ヲ爲スコトヲ得

第百六十九條　各發起人ハ書面ニ依リテ株式ノ引受ヲ爲スコトヲ要ス

第百七十條　發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲シ且取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

前項ノ選任ハ發起人ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス此ノ場合ニ於テハ第二百四十一條第一項ノ規定ヲ準用ス

第百七十一條　株式發行ノ價額ハ券面額ヲ下ルコトヲ得ズ

第一回拂込ノ金額ハ株金ノ四分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ハ第一回ノ拂込ト同時ニ之ヲ拂込ムコトヲ要ス

第百七十二條　現物出資者ハ第一回ノ拂込ノ期日ニ出資ノ目的タル財産ノ全部ヲ給付スルコトヲ要ス

但シ登記、登錄其ノ他權利ノ設定又ハ移轉ヲ以テ第三者ニ對抗スル爲必要ナル行爲ハ會社成立後ニ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第百七十三條　取締役ハ其ノ選任後遲滯ナク第百六十八條第一項第四號乃至第七號ニ揭グル事項竝ニ前三條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤヲ調査セシムル爲檢査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

裁判所ハ檢査役ノ報告ヲ聽キ第百六十八條第一項第四號乃至第七號ニ揭グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ニ變更ヲ加ヘテ各發起人ニ通告スルコトヲ得

前項ノ變更ニ服セザル發起人ハ其ノ株式ノ引受ヲ取消スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ變更シテ設立ニ關スル手續ヲ續行スルコトヲ妨ゲズ

通告後二週間內ニ株式ノ引受ヲ取消シタル者ナキトキハ定款ハ通告ニ從ヒ變更セラレタルモノト看做ス

第百七十四條　發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケザルトキハ株主ヲ募集スルコトヲ要ス

第百七十五條　株式ノ申込ヲ爲サントスル者ハ株式申込證二通ニ其ノ引受クベキ株式ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

株式申込證ハ發起人之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　定款ノ認證ノ年月日及其ノ認證ヲ爲シタル公證人ノ氏名

二　第百六十六條第一項及第百六十八條第一項ニ揭グル事項

三　各發起人ガ引受ケタル株式ノ數

四　第一回拂込ノ金額

五　株式ノ讓渡ノ制限、株券ノ裏書ノ禁止又ハ株主ノ議決權ノ制限ヲ定メタルトキハ其ノ規定

六　株金ノ拂込ヲ取扱フベキ銀行又ハ信託會社及其ノ取扱ノ場所

七　一定ノ時期迄ニ創立總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ株式申込人ハ株式申込證ニ其ノ引受クベキ株式ノ種類ヲ記載シ額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ其ノ引受價額ヲ記載スルコトヲ要ス

民法第九十三條但書ノ規定ハ株式ノ申込ニハ之ヲ適用セズ

第百七十六條　株式ノ申込ヲ爲シタル者ハ發起人ノ割當テタル株式ノ數ニ應ジテ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第百七十七條　株式總數ノ引受アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク各株ニ付第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

前項ノ拂込ハ株式申込證ニ記載シタル株金拂込ノ取扱場所ニ於テ之ヲ爲スコトヲ要ス

第百七十一條及第百七十二條ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百七十八條　株金ノ拂込ヲ取扱フ銀行若ハ信託會社ヲ變更シ又ハ拂込金ノ保管替ヲ爲スニハ裁判所ノ許可ヲ得ルコトヲ要ス

第百七十九條　株式引受人ガ第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込ヲ爲サザルトキハ發起人ハ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フベキ旨ヲ其ノ株式引受人ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

發起人ガ前項ノ通知ヲ爲シタルモ株式引受人ガ拂込ヲ爲サザルトキハ其ノ權利ヲ失フ此ノ場合ニ於テ發起人ハ其ノ者ガ引受ケタル株式ニ付更ニ株主ヲ募集スルコトヲ得

前二項ノ規定ハ株式引受人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第百八十條　第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ發起人ハ遲滯ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

創立總會ニハ株式引受人ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ヲ引受ケタル者出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ一切ノ決議ヲ爲ス

第二百三十二條第一項第二項、第二百三十三條、第二百三十四條、第二百四十七條乃至第二百五十三條及第三百四十五條ノ規定ハ創立總會ニ之ヲ準用ス

第百八十一條　定款ヲ以テ第百六十八條第一項第四號乃至第七號ニ揭グル事項ヲ定メタルトキハ發起人ハ之ニ關スル調査ヲ爲サシムル爲檢査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

前項ノ檢査役ノ報告書ハ之ヲ創立總會ニ提出スルコトヲ要ス

第百八十二條　發起人ハ會社ノ創立ニ關スル事項ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

第百八十三條　創立總會ニ於テハ取締役及監査役ヲ選任スルコトヲ要ス

第百八十四條　取締役及監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ創立總會ニ報告スルコトヲ要ス

一　株式總數ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

取締役及監査役ハ第百八十一條第二項ノ報告書ヲ

調査シ創立總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

取締役及監査役中發起人ヨリ選任セラレタル者アルトキハ創立總會ハ特ニ檢査役ヲ選任シ前二項ノ調査及報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第百八十五條　創立總會ニ於テ第百六十八條第一項第四號乃至第七號ニ揭グル事項ヲ不當ト認メタルトキハ之ヲ變更スルコトヲ得

第百七十三條第三項及第四項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百八十六條　前條ノ規定ハ發起人ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第百八十七條　創立總會ニ於テハ定款ノ變更又ハ設立ノ廢止ノ決議ヲモ爲スコトヲ得

前項ノ決議ハ招集ノ通知ニ其ノ旨ノ記載ナカリシトキト雖モ之ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第百八十八條　株式會社ノ設立ノ登記ハ發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケタルトキハ第百七十三條ノ手續終了ノ日、發起人ガ株式ノ總數ヲ引受ケザリシトキハ創立總會終結ノ日又ハ第百八十五條ノ手續終了ノ日ヨリ二週間內ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前記ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第百六十六條第一項乃至第四號及第六號ニ揭グル事項

二　本店及支店

三　存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

四　數種ノ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ各種ノ株式ノ內容及數

五　各株ニ付拂込ミタル株金額

六　株式ノ讓渡ノ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

七　開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

八　株主ニ配當スベキ利益ヲ以テ株式ヲ消却スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

九　取締役及監査役ノ氏名及住所

十　取締役ニシテ會社ヲ代表セザルモノアルトキ

ハ會社ヲ代表スベキ者ノ氏名

十一　數人ノ取締役ガ共同シ又ハ取締役ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ規定

第六十四條第二項及第六十五條乃至第六十七條ノ規定ハ株式會社ニ之ヲ準用ス

第百八十九條　株金ノ拂込ヲ取扱ヒタル銀行又ハ信託會社ハ發起人又ハ取締役ノ請求ニ因リ拂込金ノ保管ニ關シ證明ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ銀行又ハ信託會社ハ其ノ證明シタル拂込金額ニ付拂込ナカリシコト又ハ其ノ返還ニ關スル制限ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第百九十條　株式ノ引受ニ因ル權利ノ讓渡ハ會社ニ對シ其ノ效力ヲ生ゼズ

發起人ハ前項ノ權利ヲ讓渡スコトヲ得ズ

第百九十一條　株式ヲ引受ケタル者ハ會社ノ成立後ハ錯誤若ハ株式申込證ノ要件ノ欠缺ヲ理由トシテ其ノ引受ノ無效ヲ主張シ又ハ詐欺若ハ强迫ヲ理由トシテ其ノ引受ヲ取消スコトヲ得ズ創立總會ニ出

席シテ其ノ權利ヲ行使シタルトキ亦同ジ

第百九十二條　引受ナキ株式又ハ第百七十條、第百七十一條若ハ百七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未濟ナル株式アルトキハ發起人ハ連帶シテ其ノ株式ノ引受又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタトキ亦同ジ

第百八十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十三條　發起人ガ會社ノ設立ニ關シ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ發起人ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

發起人ニ惡意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ發起人ハ第三者ニ對シテモ亦連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第百九十四條　會社ガ成立セザル場合ニ於テハ發起人ハ會社ノ設立ニ關シテ爲シタル行爲ニ付連帶シテ其ノ責ニ任ズ

前項ノ場合ニ於テ會社ノ設立ニ關シテ支出シタル費用ハ發起人ノ負擔トス

第百九十五條　取締役又ハ監査役ガ第百八十四條第一項及第二項ニ定ムル任務ヲ怠リタルニ因リ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ發起人モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ取締役、監査役及發起人ハ之ヲ連帶債務者トス

第百九十六條　發起人、取締役又ハ監査役ガ會社ノ設立ニ關シ會社ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テハ其ノ責任ハ會社成立ノ日ヨリ三年ヲ經過シタル後ニ於テ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ

第百九十七條　株主總會ニ於テ發起人ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百六十七條第二項、第二百六十八條第二項乃至第五項及第二百七十七條第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十八條　發起人ニ非ズシテ株式申込證、目論見書、株式募集ノ廣告其ノ他ノ株式募集ニ關スル文書ニ自己ノ氏名及會社ノ設立ヲ贊助スル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ承諾シタル者ハ自己ヲ發起人ナリト誤認シテ株式ノ申込ヲ爲シタル者ニ對シ發起人ト同一ノ責任ヲ負フ

第二節　株　式

第百九十九條　株式會社ノ資本ハ之ヲ株式ニ分ツコトヲ要ス

第二百條　株主ノ責任ハ其ノ引受又ハ讓受ケタル株式ノ金額、額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタル場合ニ於テハ引受價額ヲ限度トス

株主ハ株金ノ拂込ニ付相殺ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二百一條　假設人ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者ハ株式引受人又ハ株主タル責任ヲ負フ他人ノ承諾ヲ得ズシテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者亦同ジ

他人ト通ジテ其ノ名義ヲ以テ株式ヲ引受ケ又ハ讓受ケタル者ハ其ノ他人ト連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲

ス義務ヲ負フ

第二百二條　株式ノ金額ハ均一ナルコトヲ要ス

株式ノ金額ハ五十圓ヲ下ルコトヲ得ズ但シ一時ニ株金ノ全額ヲ拂込ムベキ場合ニ限リ之ヲ二十圓迄ニ下スコトヲ得

第二百三條　株式ガ數人ノ共有ニ屬スルトキハ共有者ハ株主ノ權利ヲ行使スベキ者一人ヲ定ムルコトヲ要ス

株主ノ權利ヲ行使スベキ者ナキトキハ共有者ニ對スル會社ノ通知又ハ催告ハ其ノ一人ニ對シテ之ヲ爲スヲ以テ足ル

共有者ハ會社ニ對シ連帶シテ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第二百四條　株式ハ之ヲ他人ニ讓渡スコトヲ得但シ定款ヲ以テ其ノ讓渡ノ制限ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

株券ノ發行前ニ爲シタル株式ノ讓渡ハ會社ニ對シ其ノ效力ヲ生ゼズ

第二百五條　記名株式ノ讓渡ハ株券ノ裏書ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ得但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

手形法第十二條、第十三條及第十四條第二項ノ規定ハ株券ノ裏書ニ之ヲ準用ス

第二百六條　株券ノ裏書ニ依ル記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社ニ對抗スルコトヲ得ズ

前項ノ場合ノ外記名株式ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

株金ノ滯納アル株式ニ付テハ會社ハ前二項ノ名義書換ヲ拒ムコトヲ得

第二百七條　記名株式ヲ以テ質權ノ目的ト爲スニハ株券ヲ交付スルコトヲ要ス

質權者ハ繼續シテ株券ヲ占有スルニ非ザレバ其ノ質權ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第二百八條　株式ノ消却、併合又ハ轉換アリタルトキハ從前ノ株式ヲ目的トスル質權ハ消却、併合又ハ轉換ニ因リテ株主ガ受クベキ金錢又ハ株式ノ上ニ存在ス

第二百九條　記名株式ヲ以テ質權ノ目的ト爲シタル場合ニ於テ會社ガ質權設定者ノ請求ニ因リ質權者ノ氏名及住所ヲ株主名簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ株券ニ記載シタルトキハ質權者ハ會社ヨリ利益若ハ利息ノ配當、殘餘財産ノ分配又ハ前條ノ金錢ノ支拂ヲ受ケ他ノ債權者ニ先チテ自己ノ債權ノ辨濟ニ充ツルコトヲ得

民法第三百六十七條第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ質權者ハ會社ニ對シ前條第一項ノ株主ノ受クベキ株券ノ引渡ヲ請求スルコトヲ得

第二百十條　會社ハ左ノ場合ヲ除クノ外自己ノ株式ヲ取得シ又ハ質權ノ目的トシテ之ヲ受クルコトヲ得ズ

一　株式ノ消却ノ爲ニスルトキ

二　合併又ハ他ノ會社ノ營業全部ノ讓受ニ因ルトキ

三　會社ノ權利ノ實行ニ當リ其ノ目的ヲ達スル爲必要ナルトキ

第二百十一條　前條第一號ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滯ナク株式失效ノ手續ヲ爲シ第二號及第三號ノ場合ニ於テハ相當ノ時期ニ株式又ハ質權ノ處分ヲ爲スコトヲ要ス

第二百十二條　株式ハ資本減少ノ規定ニ從フニ非ザレバ之ヲ消却スルコトヲ得ズ但シ定款ノ規定ニ基キ株主ニ配當スベキ利益ヲ以テスル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三百七十七條ノ規定ハ株式ヲ消却スル場合ニ之ヲ準用ス

第二百十三條　株金ノ拂込ハ其ノ期日ノ二週間前ニ之ヲ各株主ニ催告スルコトヲ要ス

株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ更ニ期日ヲ定メ其ノ期日迄ニ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ニ於テ

株式ヲ處分スベキ旨ヲ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ通知スルコトヲ得但シ其ノ通知ハ期日ノ二週間前ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ其ノ株主ノ氏名及住所株券ノ番號竝ニ通知事項ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十四條　會社ガ前條第一項及第二項ニ定ムル手續ヲ踐ミタルモ株主ガ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ株式ヲ競賣スルコトヲ要ス但シ裁判所ノ許可ヲ得テ他ノ方法ニ依リ之ヲ賣却スルコトヲ妨ゲズ

會社ハ株式ノ處分ニ因リテ得タル金額ヨリ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額ヲ控除シタル金額ヲ從前ノ株主ニ拂戻スコトヲ要ス

株式ノ處分ニ因リテ得タル金額ガ滯納金額ニ滿タザル場合ニ於テハ會社ハ從前ノ株主ニ對シ不足額ノ辨濟ヲ請求シ若シ從前ノ株主ガ二週間內ニ之ヲ辨濟セザルトキハ讓渡人ニ對シテ其ノ辨濟ヲ請求スルコトヲ得

第二百十五條　會社ハ前條第一項ノ處分ニ著手スル日ノ二週間前ニ株式ノ讓渡人ニシテ第二百十九條

ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フモノニ對シ其ノ處分ヲ爲スベキ旨ノ通知ヲ發スルコトヲ要ス

讓渡人ガ株式ノ處分ニ先チ滯納金額及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ額以上ノ金額ヲ提供シテ株式ノ買受ヲ申出デタルトキハ會社ハ其ノ讓渡人ニ對シ申出價額ヲ以テ株式ヲ讓渡スコトヲ要ス

前條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百十六條　第二百十四條第一項ノ規定ニ依リ株式ノ競賣ヲ爲シタルモ其ノ結果ヲ得ザルトキハ會社ハ資本減少ノ規定ニ從ヒテ其ノ株式ヲ消却スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百十四條第三項ノ規定ヲ準用ス

第二百十七條　前三條ノ規定ハ會社ガ損害賠償及定款ヲ以テ定メタル違約金ノ請求ヲ爲スコトヲ妨ゲズ

第二百十八條　株主ガ第二百十三條第二項ノ期日迄ニ株金ノ拂込ヲ爲サザルトキハ會社ハ其ノ株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニ對シ二週間內ニ株券ヲ會社ニ提出スベキ旨ヲ通知スルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テ提出ナキ株券ハ其ノ效力ヲ失フ

前項ノ場合ニ於テハ會社ハ遲滯ナク失效シタル株券ノ番號竝ニ其ノ株主ノ氏名及住所ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百十九條　第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ハ株式ノ讓渡ヲ株主名簿ニ記載シタル後二年內ニ會社ガ第二百十三條第一項ノ規定ニ依リ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關スルモノニ限ル

發起人ガ會社ノ設立ニ際シテ引受ケタル株式ニ付會社ノ成立後五年內ニ拂込ノ催告ヲ發シタル株金ニ關シテハ發起人ハ前項ノ規定ニ拘ラズ第二百十四條第三項ニ定ムル讓渡人ノ責任ヲ負フ

第二百二十條　株式ノ讓渡人ガ第二百十四條第三項ノ不足額ヲ辨濟シタルトキハ株券又ハ株主名簿ニ記載アル後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

發起人ガ前條第二項ノ規定ニ依リテ不足額ヲ辨濟シタルトキハ其ノ後者中前條第一項ノ規定ニ依リテ責任ヲ負フ者及其ノ後者全員ニ對シテノミ前項ノ請求ヲ爲スコトヲ得

償還ヲ爲シタル讓渡人ハ更ニ自己ノ後者全員ニ對シ償還ノ請求ヲ爲スコトヲ得

第二百二十一條　株金ノ拂込期日後ニ株式ヲ讓渡シタル者ハ會社ニ對シ株主ト連帶シテ其ノ株金ノ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ

第二百二十二條　會社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ利益若ハ利息ノ配當又ハ殘餘財產ノ分配ニ付株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本ノ增加若ハ減少又ハ會社ノ合併ノ決議ニ於テ新株ノ引受、株式ノ併合若ハ消却又ハ合併ニ因ル株式ノ割當ニ關シ株式ノ種類ニ從ヒ格別ノ定ヲ爲スコトヲ得

第二百二十三條　株主名簿ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　株主ノ氏名及住所

二　各株主ノ有スル株式ノ種類及數竝ニ株券ノ番號

三　各株ニ付拂込ミタル株金額及拂込ノ年月日

四　各株式ノ取得ノ年月日

五　無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日

第二百二十四條　會社ノ株主ニ對スル通知又ハ催告ハ株主名簿ニ記載シタル株主ノ住所又ハ其ノ者ガ會社ニ通知シタル住所ニ宛ツルヲ以テ足ル

前項ノ通知又ハ催告ハ通常其ノ到達スベカリシ時ニ到達シタルモノト看做ス

前二項ノ規定ハ株式申込人、株式引受人、從前ノ株主、株式ノ讓渡人又ハ質權者ニ對スル通知又ハ催告ニ之ヲ準用ス

第二百二十五條　株券ニハ左ノ事項及番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

一　會社ノ商號

二　會社成立ノ年月日

三　資本ノ總額

四　一株ノ金額

五　數種ノ株式アルトキハ其ノ株式ノ内容

六　株式ノ讓渡ノ制限又ハ株券ノ裏書ノ禁止ヲ定メタルトキハ其ノ規定

一時ニ株金ノ全額ヲ拂込マシメザル場合ニ於テハ拂込アル毎ニ其金額ヲ株券ニ記載スルコトヲ要ス

第二百二十六條　株券ハ會社ノ成立後ニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ發行シタル株券ハ無效トス但シ株券ヲ發行シタル者ニ對スル損害賠償ノ請求ヲ妨ゲズ

第二百二十七條　無記名式ノ株券ハ定款ニ定アル場合ニ限リ株金全額ノ拂込アリタル株式ニ付之ヲ發行スルコトヲ得

株主ハ何時ニテモ其ノ無記名式ノ株券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得

第二百二十八條　無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ株券ヲ會社ニ供託スルニ非ザレバ株主ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百二十九條　小切手法第二十一條ノ規定ハ株券ニ之ヲ準用ス

株主名簿ニ記載アル株主ノ爲シタル裏書ガ眞正ナラザル場合ニ於テ會社ニ就キ調査ヲ爲サバ其ノ眞僞ヲ判別スルコトヲ得ベカリシモノナルトキハ前項ノ規定ヲ適用セズ

第二百三十條　株券ハ公示催告ノ手續ニ依リテ之ヲ無效ト爲スコトヲ得

株券ヲ喪失シタル者ハ除權判決ヲ得ルニ非ザレバ其ノ再發行ヲ請求スルコトヲ得ズ

第三節　會社ノ機關

第一款　株主總會

第二百三十一條　總會ハ本法ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外取締役之ヲ招集ス

第二百三十二條　總會ヲ招集スルニハ會日ヨリ二週間前ニ各株主ニ對シテ其通知ヲ發スルコトヲ要ス

前項ノ通知ニハ會議ノ目的タル事項ヲ記載スルコトヲ要ス

會社ガ無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ會日ヨリ三週間前ニ總會ヲ開クベキ旨及會議ノ目的タル事項ヲ公告スルフトヲ要ス

前三項ノ規定ハ議決權ナキ株主ニ付テハ之ヲ適用セズ

第二百三十三條　總會ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外本店ノ所在地又ハ之ニ隣接スル地ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百三十四條　定時總會ハ毎年一回一定ノ時期ニ之ヲ招集スルコトヲ要ス

年二回以上利益ノ配當ヲ爲ス會社ニ在リテハ毎決算期ニ總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二百三十五條　臨時總會ハ必要アル場合ニ隨時之ヲ招集ス

臨時總會ハ監査役モ亦之ヲ招集スルコトヲ得此ノ總會ニ於テハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調查セシムル爲特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十六條　取締役又ハ監査役ガ總會ヲ招集スルニハ各其ノ過半數ノ決議アルコトヲ要ス

第二百三十七條　資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株主ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ取締役ニ提出シテ總會ノ招集ヲ請求スルコト

ヲ得

前項ノ請求アリタル後二週間內ニ取締役ガ總會招集ノ手續ヲ爲サザルトキハ請求ヲ爲シタル株主ハ裁判所ノ許可ヲ得テ其ノ招集ヲ爲スコトヲ得

前二項ノ規定ニ依リテ招集シタル總會ニ於テハ招集ノ費用ハ請求ヲ爲シタル株主ノ負擔トスル旨ヲ定ムルコトヲ得

第二百三十八條　總會ハ取締役ノ提出シタル書類及監査役ノ報告書ヲ調査セシムル爲特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第二百三十九條　總會ノ決議ハ本法又ハ定款ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

無記名式ノ株券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ株券ヲ會社ニ供託スルコトヲ要ス

株主ハ代理人ヲ以テ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得但シ代理人ハ代理權ヲ證スル書面ヲ會社ニ差出ダスコトヲ要ス

總會ノ決議ニ付特別ノ利害關係ヲ有スルモノハ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第二百四十條　前條第四項ノ規定ニ依リテ行使スルコトヲ得ザル議決權ノ數ハ同條第一項ノ議決權ノ數ニ之ヲ算入セズ

第二百四十一條　各株主ハ一株ニ付一個ノ議決權ヲ有ス但シ定款ヲ以テ十一株以上ヲ有スル株主ノ議決權ヲ制限シ又ハ株式ノ讓受ヲ株主名簿ニ記載シタル後六月ヲ超エザル株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得

會社ハ其ノ有スル自己ノ株式ニ付テハ議決權ヲ有セズ

第二百四十二條　會社ガ數種ノ株式ヲ發行スル場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ或種類ノ株式ニ付株主ニ議決權ナキモノトスルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ其ノ種類ノ株式ヲ有スル株主ニ第百九十七條第一項、第二百三十七條第一項第二項、第二百四十五條第二項、第二百六十八條第一項、第二百七十九條第一項、第二百九十四條第一項、第四百二十六條第二項及第四百三十條第二項ノ權利ナキモノトスルコトヲ妨ゲズ

前項ノ株式ノ株金總額ハ資本ノ四分ノ一ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百四十三條　總會ニ於テハ延期又ハ續行ノ決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ第二百三十二條ノ規定ヲ適用セズ

第二百四十四條　總會ノ議事ニ付テハ議事錄ヲ作ルコトヲ要ス

議事錄ニハ議事ノ經過ノ要領及其ノ結果ヲ記載シ議長竝ニ出席シタル取締役及監査役之ニ署名スルコトヲ要ス

第二百四十五條　會社ガ左ノ行爲ヲ爲スニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

一　營業ノ全部又ハ一部ノ讓渡

二　營業全部ノ賃貸、其ノ經營ノ委任、他人ト營業上ノ損益全部ヲ共通ニスル契約其ノ他之ニ準ズル契約ノ締結、變更又ハ解約

三　他ノ會社ノ營業全部ノ讓受

四　第二百六十六條又ハ第二百八十條ノ規定ニ依ル取締役又ハ監査役ノ責任免除

第二百六十八條又ハ第二百七十九條ノ規定ハ前項第四號ノ決議アリタル場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十六條　前條第一項ノ規定ハ會社ガ其ノ成立後二年內ニ其ノ成立前ヨリ存在スル財產ニシテ營業ノ爲ニ繼續シテ使用スベキモノヲ資本ノ二十分ノ一以上ニ當ル對價ヲ以テ取得スル契約ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第二百四十七條　總會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令若ハ定款ニ違反シ又著シク不公正ナルトキハ株主、取締役又ハ監査役ハ訴ヲ以テ決議ノ取消ヲ請求スルコトヲ得決議ガ第三百四十三條ノ規定ニ違反シテ爲サレタルトキ亦同ジ

第八十八條、第百五條第三項第四項及第百九條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二百四十八第　決議取消ノ訴ハ決議ノ日ヨリ一月內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

口頭辯論ハ前項ノ期間ヲ經過シタル後ニ非ザレバ之ヲ開始スルコトヲ得ズ

第二百四十九條　株主ガ決議取消ノ訴ヲ提起シタルトキハ會社ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス但シ其ノ株主ガ取締役又ハ監査役ナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百五十條　決議シタル事項ノ登記アリタル場合ニ於テ決議取消ノ判決ガ確定シタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百五十一條　決議取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テ決議ノ內容、會社ノ現況其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ其ノ取消ヲ不適當ト認ムルトキハ裁判所ハ請求ヲ棄却スルコトヲ得

第二百五十二條　第八十八條、第百五條第三項第四項、第百九條、第二百四十九條及第二百五十條ノ規定ハ總會ノ決議ノ內容ガ法令又ハ定款ニ違反スルコトヲ理由トシテ決議ノ無效ノ確認ヲ請求スル訴ニ之ヲ準用ス

第二百五十三條　株主ガ第二百三十九條第四項ノ規定ニ依リ議決權ヲ行使スルコトヲ得ザリシ場合ニ於テ決議ガ著シク不當ニシテ其ノ株主ガ議決權ヲ行使シタルトキハ之ヲ阻止スルコトヲ得ベカリシモノナルニ於テハ其ノ株主ハ訴ヲ以テ決議ノ取消又ハ變更ヲ請求スルコトヲ得

第八十八條、第百五條第三項第四項、第百九條及第二百四十八條乃至第二百五十條ノ規定ハ前項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二款　取締役

第二百五十四條　取締役ハ株主總會ニ於テ之ヲ選任ス會社ト取締役トノ間ノ關係ハ委任ニ關スル規定ニ從フ

第二百五十五條　取締役ハ三人以上タルコトヲ要ス

第二百五十六條　取締役ノ任期ハ三年ヲ超ユルコトヲ得ズ但シ定款ヲ以テ任期中ノ最終ノ決算期ニ關スル定時總會ノ終結ニ至ル迄其ノ任期ヲ伸長スルコトヲ妨ゲズ

第二百五十七條　取締役ハ何時ニテモ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ解任スルコトヲ得但シ任期ノ定アル場合ニ於テ正當ノ事由ナクシテ其ノ任期ノ滿了前ニ之ヲ解任シタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ

解任ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ヲ請求スルコトヲ得

第二百五十八條　法律又ハ定款ニ定メタル取締役ノ員數ヲ缺クニ至リタル場合ニ於テハ任期ノ滿了又ハ辭任ニ因リテ退任シタル取締役ハ新ニ選任セラレタル取締役ノ就職スル迄仍取締役ノ權利義務ヲ有ス

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監査役其ノ他利害關係人ノ請求ニ因リ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ選任スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百五十九條　定款ヲ以テ取締役ノ有スベキ株式ノ數ヲ定メタル場合ニ於テ別段ノ定ナキトキハ取締役ハ其ノ員數ノ株券ヲ監査役ニ供託スルコトヲ要ス

第二百六十條　會社ノ業務執行ハ定款ニ別段ノ定ナキトキハ取締役ノ過半數ヲ以テ之ヲ決ス支配人ノ選任及解任亦同ジ

第二百六十一條　取締役ハ各自會社ヲ代表ス

前項ノ規定ハ定款若ハ株主總會ノ決議ヲ以テ會社ヲ代表スベキ取締役ヲ定メ、數人ノ取締役ガ共同シ若ハ取締役ガ支配人ト共同シテ會社ヲ代表スベキコトヲ定メ又ハ定款ノ規定ニ基キ取締役ノ互選ヲ以テ會社ヲ代表スベキ取締役ヲ定ムルコトヲ妨ゲズ

第三十九條第二項及第七十八條ノ規定ハ取締役ニ之ヲ準用ス

第二百六十二條　社長、副社長、專務取締役、常務取締役其ノ他會社ヲ代表スル權限ヲ有スルモノト認ムベキ名稱ヲ附シタル取締役ノ爲シタル行爲ニ付テハ會社ハ其ノ者ガ代表權ヲ有セザル場合ト雖モ善意ノ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

第二百六十三條　取締役ハ定款及總會ノ議事錄ヲ本店及支店ニ、株主名簿及社債原簿ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間內何時ニテモ前項ニ揭グル書類ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第二百六十四條　取締役ハ株主總會ノ認許アルニ非ザレバ自己若ハ第三者ノ爲ニ會社ノ營業ノ部類ニ屬スル取引ヲ爲シ又ハ同種ノ營業ヲ目的トスル他ノ會社ノ無限責任社員若ハ取締役ト爲ルコトヲ得ズ

取締役ガ前項ノ規定ニ違反シテ自己ノ爲ニ取引ヲ爲シタルトキハ株主總會ハ之ヲ以テ會社ノ爲ニ爲シタルモノト看做スコトヲ得

前項ニ定ムル權利ハ監査役ノ一人ガ其ノ取引ヲ知リタル時ヨリ二月間之ヲ行使セザルトキハ消滅ス

取引ノ時ヨリ一年ヲ經過シタルトキ亦同ジ

第二百六十五條　取締役ハ監査役ノ承認ヲ得タルトキニ限リ自己又ハ第三者ノ爲ニ會社ト取引ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ民法第百八條ノ規定ヲ適用セズ

第二百六十六條　取締役ガ其ノ任務ヲ怠リタルトキハ其ノ取締役ハ會社ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

取締役ガ法令又ハ定款ニ違反スル行爲ヲ爲シタルトキハ株主總會ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其ノ取

締役ハ第三者ニ對シ連帶シテ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十七條　株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキハ會社ハ決議ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ訴ニ付テハ株主總會ノ決議ニ依ルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第二百六十八條　株主總會ニ於テ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ヲ提起ヲ監査役ニ請求シタルトキハ會社ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

前項ノ請求ハ總會終結ノ日ヨリ三月内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ訴ニ付テハ訴提起ノ請求ヲ爲シタル株主ノ議決權ノ過半數ノ同意アルニ非ザレバ取下、和解又ハ請求ノ拋棄ヲ爲スコトヲ得ズ

第一項ノ請求ヲ爲シタル株主ハ監査役ノ請求ニ因リ相當ノ擔保ヲ供スルコトヲ要ス

會社ガ敗訴シタルトキハ請求ヲ爲シタル株主ハ會社ニ對シテノミ損害賠償ノ責ニ任ズ

第二百六十九條　取締役ガ受クベキ報酬ハ定款ニ其ノ額ヲ定メザリシトキハ株主總會ノ決議ヲ以テ之ヲ定ム

第二百七十條　取締役ノ選任決議ノ無效又ハ取消ノ訴ノ提起アリタル場合ニ於テハ本案ノ管轄裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ假處分ヲ以テ取締役ノ職務ノ執行ヲ停止シ又ハ之ヲ代行スル者ヲ選任スルコトヲ得本案ノ繫屬前ト雖モ急迫ナル事情アルトキ亦同ジ

裁判所ハ當事者ノ申立ニ因リ前項ノ假處分ヲ變更シ又ハ之ヲ取消スコトヲ得

前二項ノ處分アリタルトキハ本店及支店ノ所在地ニ於テ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第二百七十一條　前條ノ職務代行者ハ假處分命令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外會社ノ常務ニ屬セザル行爲ヲ爲スコトヲ得ズ但シ特ニ本案ノ管轄裁判所ノ許可ヲ得タル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

職務代行者前項ノ規定ニ違反シタルトキト雖モ會社ハ善意ノ第三者ニ對シテ其ノ責ニ任ズ

第二百七十二條　急迫ナル事情アルトキハ第二百三十七條ノ規定ニ依リテ取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ノ招集ヲ請求シタル者ハ其ノ取締役ノ職務ノ執行ノ停止又ハ職務代行者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得取締役ノ解任ヲ目的トスル總會ヲ招集シタル取締役又ハ監査役亦同ジ

第二百七十條第二項第三項及前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三款　監査役

第二百七十三條　監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百七十四條　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ對シテ營業ノ報告ヲ求メ又ハ會社ノ業務及財産ノ狀況ヲ調査スルコトヲ得

第二百七十五條　監査役ハ取締役ガ株主總會ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主總會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

第二百七十六條　監査役ハ取締役又ハ支配人ヲ兼ヌルコトヲ得ズ但シ取締役中ニ缺員アルトキハ取締役及監査役ノ協議ヲ以テ監査役中ヨリ一時取締役ノ職務ヲ行フベキ者ヲ定ムルコトヲ得

前項但書ノ場合ニ於テハ其ノ定ヲ爲シタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ其ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ取締役ノ職務ヲ行フ監査役ハ第二百八十三條第一項ノ規定ニ從ヒ株主總會ノ承認ヲ得ル迄ハ監査役ノ職務ヲ行フコトヲ得ズ

第二百七十七條　會社ガ取締役ニ對シ又ハ取締役ガ會社ニ對シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役會社ヲ代表ス但シ株主總會ハ他人ヲシテ之ヲ代表セシムルコトヲ得

第二百六十八條第一項ノ規定ニ依リ株主ガ取締役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ請求シタルトキハ特ニ代表者ヲ指定スルコトヲ得

第二百七十八條　監査役ガ會社又ハ第三者ニ對シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦其ノ責ニ任ズベキトキハ其ノ監査役及取締役ハ之ヲ連帶債務者トス

第二百七十九條　株主總會ニ於テ監査役ニ對シテ訴ヲ提起スルコトヲ決議シタルトキ又ハ之ヲ否決シタル場合ニ於テ會日ノ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ガ訴ノ提起ヲ取締役ニ請求シタルトキハ會社ハ決議又ハ請求ノ日ヨリ一月内ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第二百六十七條第二項、第二百六十八條第二項乃至第五項及第二百七十七條第一項但書第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百八十條　第二百五十四條、第二百五十六條但書、第二百五十七條、第二百五十八條、第二百六十六條、第二百六十九條、第二百七十條及第二百七十二條ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

第四節　會社ノ計算

第二百八十一條　取締役ハ定時總會ノ會日ヨリ二週間前ニ左ノ書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

一　財産目録
二　貸借對照表
三　營業報告書
四　損益計算書
五　準備金及利益又ハ利息ノ配當ニ關スル議案

第二百八十二條　取締役ハ定時總會ノ會日ノ一週間前ヨリ前條ニ揭グル書類及監査役ノ報告書ヲ本店ニ備置クコトヲ要ス

株主及會社ノ債權者ハ營業時間内何時ニテモ前項ニ揭グル書類ノ閲覽ヲ求メ又ハ會社ノ定メタル費用ヲ支拂ヒテ其ノ謄本若ハ抄本ノ交付ヲ求ムルコトヲ得

第二百八十三條　取締役ハ第二百八十一條ニ揭グル書類ヲ定時總會ニ提出シテ其ノ承認ヲ求ムルコトヲ要ス

取締役ハ前項ノ承認ヲ得タル後遲滯ナク貸借對照表ヲ公告スルコトヲ要ス

第二百八十四條　定時總會ニ於テ前條第一項ノ承認ヲ爲シタル後二年内ニ別段ノ決議ナキトキハ會社ハ取締役又ハ監査役ニ對シテ其ノ責任ヲ解除シタルモノト看做ス但シ取締役又ハ監査役ニ不正ノ行爲アリタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第二百八十五條　財産目録ニ記載スル營業用ノ固定財産ニ付テハ其取得價額又ハ製作價額ヲ超ユル價額、取引所ノ相場アル有價證券ニ付テハ其決算期前一月ノ平均價額ヲ超ユル價額ヲ附スコトヲ得ズ

第二百八十六條　第百六十八條第一項第七號ノ規定ニ依リ支出シタル金額及設立登記ノ爲ニ支出シタル稅額ハ之ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ會社設立ノ後、若シ開業前ニ利息ヲ配當スベキコトヲ定メタルトキハ其ノ配當ヲ止メタル後五年内ニ毎決算期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十七條　社債權者ニ償還スベキ金額ノ總額ガ社債ノ募集ニ因リテ得タル實額ヲ超ユルトキハ其ノ差額ハ之ヲ貸借對照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ社債償還ノ期限内ニ毎算決期ニ於テ均等額以上ノ償却ヲ爲スコトヲ要ス

第二百八十八條　會社ハ其ノ資本ノ四分ノ一ニ達スル迄ハ毎決算期ノ利益ノ二十分ノ一以上ヲ準備金トシテ積立ツルコトヲ要ス

額面以上ノ價額ヲ以テ株式ヲ發行シタルトキハ其ノ額面ヲ超ユル金額ヨリ發行ノ爲ニ必要ナル費用ヲ控除シタル金額ハ前項ノ額ニ達スル迄之ヲ準備金ヲ組入ルルコトヲ要ス

第二百八十九條　前條ノ準備金ハ資本ノ缺損ノ塡補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二百九十條　會社ハ損失ヲ塡補シ且第二百八十八條第一項ノ準備金ヲ控除シタル後ニ非ザレバ利益ノ配當ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ニ違反シテ配當ヲ爲シタルトキハ會社ノ債權者ハ之ヲ返還セシムルコトヲ得

第二百九十一條　會社ノ目的タル事業ノ性質ニ依リ會社ノ成立後二年以上其ノ營業全部ノ開業ヲ爲スコト能ハザルモノト認ムルトキハ會社ハ定款ヲ以テ其ノ開業前一定ノ期間内一定ノ利息ヲ株主ニ配當スベキ旨ヲ定ムルコトヲ得但シ其ノ利率ハ年五分ヲ超ユルコトヲ得ズ

前項ノ定款ノ規定ハ裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

第一項ノ規定ニ依リテ配當シタル金額ハ之ヲ貸借對照表ノ資產ノ部ニ計上スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ年六分ヲ超ユル利益ヲ配當スル毎ニ其ノ超過額ト同額以上ノ金額ヲ償却スルコトヲ要ス

第二百九十二條　前條第一項ノ規定ニ依リテ利息ヲ配當スル會社ガ其ノ資本ヲ增加スル場合ニ於テハ新株ニ對シテモ亦利息ヲ配當スルコトヲ要ス但シ定款ニ別段ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ配當ヲ爲ス場合ニ於テハ配當期間ヲ伸長スルコトヲ得

前條ノ規定ハ前二項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二百九十三條　利益又ハ利息ノ配當ハ定款ニ依リテ拂込ミタル株金額ノ割合ニ應ジテ之ヲ爲ス但シ第二百二十二條第一項ノ適用ヲ妨ゲズ

第二百九十四條　會社ノ業務ノ執行ニ關シ不正ノ行爲又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事實アルコトヲ疑フベキ事由アルトキハ三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主ハ會社ノ業務及財產ノ狀況ヲ調査セシムル爲裁判所ニ檢查役ノ選任ヲ請求スルコトヲ得

檢查役ハ其ノ調查ノ結果ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ監查役ヲシテ株主總會ヲ招集セシムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ第百八十一條第二項及第百八十四條第二項ノ規定ヲ準用ス

第二百九十五條　身元保證金ノ返還ヲ目的トスル債權其ノ他會社ト使用人トノ間ノ雇傭關係ニ基キ生ジタル債權ヲ有スル者ハ會社ノ總財產ノ上ニ先取特權ヲ有ス

前項ノ先取特權ノ順位ハ民法第三百六條第一號ニ揭グル先取特權ニ次グ

第五節　社　債

第一款　總　則

第二百九十六條　社債ハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルニ非ザレバ之ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十七條　社債ノ總額ハ拂込ミタル株金額ヲ超ユルコトヲ得ズ

最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財產額ガ拂込ミタル株金額ニ滿タザルトキハ社債ノ總額ハ其ノ財產額ヲ超ユルコトヲ得ズ

舊社債償還ノ爲ニスル社債ノ募集ニ付テハ其ノ舊社債ノ額ハ社債ノ總額中ニ之ヲ算入セズ此ノ場合ニ於テハ拂込ノ期日、若シ數回ニ分チテ拂込ヲ爲サシムルトキハ第一回拂込ノ期日ヨリ六月内ニ舊社債ヲ償還スルコトヲ要ス

第二百九十八條　會社ハ前ニ募集シタル社債總額ノ拂込ヲ爲サシメタル後ニ非ザレバ更ニ社債ヲ募集スルコトヲ得ズ

第二百九十九條　各社債ノ金額ハ二十圓ヲ下ルコトヲ得ズ

同一種類ノ社債ニ在リテハ各社債ノ金額ハ均一ナルカ又ハ最低額ヲ以テ整除シ得ベキモノナルコトヲ要ス

第三百條　社債權者ニ償還スベキ金額ガ券面額ヲ超ユベキコトヲ定メタルトキハ其ノ超過額ハ各社債ニ付同率ナルコトヲ要ス

第三百一條　社債ノ募集ニ應ゼントスル者ハ社債申込證二通ニ其ノ引受クベキ社債ノ數及住所ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

社債申込證ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　會社ノ商號
二　社債ノ總額
三　各社債ノ金額
四　社債ノ利率
五　社債償還ノ方法及期限
六　利息支拂ノ方法及期限
七　數回ニ分チテ社債ノ拂込ヲ爲サシムルトキハ其ノ拂込ノ金額及時期
八　社債發行ノ價額又ハ其ノ最低價額
九　社債ヲ記名式又ハ無記名式ニ限リタルトキハ其ノ旨
十　會社ノ資本及拂込ミタル株金ノ總額
十一　最終ノ貸借對照表ニ依リ會社ニ現存スル純財産額
十二　舊社債ノ償還ノ爲第二百九十七條第一項及第二項ノ制限ヲ超エテ社債ヲ募集スルトキハ其ノ旨
十三　前ニ社債ヲ募集シタルトキハ其ノ償還ヲ了ヘザル總額
十四　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社アルトキハ其ノ商號
十五　社債ノ募集額ガ總額ニ達セザル場合ニ於テ前號ノ會社ガ其ノ殘額ヲ引受クベキコトヲ約シタルトキハ其ノ旨

社債發行ノ最低價額ヲ定メタル場合ニ於テハ社債應募者ハ社債申込證ニ應募價額ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百二條　前條ノ規定ハ契約ニ依リ社債ノ總額ヲ引受ケル場合ニハ之ヲ適用セズ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ自ラ社債ノ一部ヲ引受クル場合ニ於テ其ノ一部ニ付亦同ジ

第三百三條　社債ノ募集ガ完了シタルトキハ取締役ハ遲滯ナク各社債ニ付其ノ全額又ハ第一回ノ拂込ヲ爲サシムルコトヲ要ス

第三百四條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ自己ノ名ヲ以テ會社ノ爲ニ第三百一條第二項及前條ニ定ムル行爲ヲ爲スコトヲ得

第三百五條　會社ハ第三百三條ノ拂込アリタル日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間内ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　第三百一條第二項第二號乃至第六號及第十四號ニ揭グル事項
二　各社債ニ付拂込ミタル金額

第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

外國ニ於ケル社債ヲ募集シタル場合ニ於テ登記スベキ事項ガ外國ニ於テ生ジタルトキハ登記ノ期間ハ其ノ通知ノ到達シタル時ヨリ之ヲ起算ス

第三百六條　債券ハ社債全額ノ拂込アリタル後ニ非ザレバ之ヲ發行スルコトヲ得ズ

債券ニハ第三百一條第二項第一號乃至第六號、第九號及第十四號ニ揭グル事項竝ニ番號ヲ記載シ取締役之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百七條　記名社債ノ移轉ハ取得者ノ氏名及住所ヲ社債原簿ニ記載シ且其ノ氏名ヲ債券ニ記載スルニ非ザレバ之ヲ以テ會社其ノ他ノ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第三百八條　社債權者ハ何時ニテモ其ノ記名式ノ債券ヲ無記名式ト爲シ又ハ其ノ無記名式ノ債券ヲ記名式ト爲スコトヲ請求スルコトヲ得但シ債券ヲ記名式又ハ無記名式ニ限ル旨ノ定アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百九條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ社債權者ノ爲ニ社債ノ償還ヲ受クルニ必要ナル一切ノ裁判上又ハ裁判外ノ行爲ヲ爲ス權限ヲ有ス

前項ノ會社ガ社債ノ償還ヲ受ケタルトキハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

前項ノ場合ニ於テ社債權者ハ債券ト引換ニ償還額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三百十條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ其ノ權限ニ屬スル行爲ハ共同シテ之ヲ爲スコトヲ要ス

第三百十一條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ以上アルトキハ社債權者ニ對シ連帶シテ償還ノ支拂ヲ爲ス義務ヲ負フ

第三百十二條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ社債ヲ發行シタル會社及社債權者集會ノ同意ヲ得テ辭任スルコトヲ得已ムコトヲ得ザル事由アル場合ニ於テ裁判所ノ許可ヲ得タルトキ亦同ジ

第三百十三條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ其ノ事務ヲ處理スルニ不適任ナルトキ其ノ他正當ノ事由アルトキハ裁判所ハ社債ヲ發行シタル會社又ハ社債權者集會ノ請求ニ因リ之ヲ解任スルコトヲ得

第三百十四條　前二條ノ場合ニ於テ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナキニ至リタルトキハ社債ヲ發行シタル會社及社債權者集會ノ一致ヲ以テ其ノ事務ノ承繼者ヲ定ムルコトヲ得

已ムヲ得ザル事由アルトキハ利害關係人ハ事務承繼者ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ得

第三百十五條　無記名社債ヲ償還スル場合ニ於テ欠缺セル利札アルトキハ之ニ相當スル金額ヲ償還額ヨリ控除ス但シ既ニ支拂期ノ到來シタル利札ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ利札ノ所持人ハ何時ニテモ之ヲ引ニ控除金額ノ支拂ヲ請求スルコトヲ得

第三百十六條　社債ノ償還請求權ハ十年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第三百九條第三項ノ請求權亦前項ニ同ジ

利息及前條第二項ノ請求權ハ五年ヲ經過シタルトキハ時效ニ因リテ消滅ス

第三百十七條　社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債權者ノ氏名及住所

二　債券ノ番號

三　第三百一條第二項第二號乃至第七號及第十四號ニ揭グル事項

四　各社債ニ付拂込ミタル金額及拂込ノ年月日

五　債券發行ノ年月日

六　各社債ノ取得ノ年月日

七　無記名式ノ債券ヲ發行シタルトキハ其ノ數、番號及發行ノ年月日

第三百十八條　第二百二十四條第一項及第二項ノ規定ハ社債應募者又ハ社債權者ニ對スル通知及催告ニ之ヲ準用ス

第二百三條ノ規定ハ社債ガ數人ノ所有ニ屬スル場合ニ之ヲ準用ス

第二款　社債權者集會

第三百十九條　社債權者集會ハ本法ニ規定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ社債權者ノ利害ニ重大ナル關係ヲ有スル事項ニ付決議ヲ爲スコトヲ得

第三百二十條　社債權者集會ハ社債ヲ發行シタル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ニ之ヲ招集ス

社債總額ノ十分ノ一以上ニ當ル社債權者ハ會議ノ目的タル事項及招集ノ理由ヲ記載シタル書面ヲ前項ノ會社ニ提出シテ社債權者集會ノ招集ヲ請求スルコトヲ得

第二百三十七條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ其ノ債券ヲ供託スルニ非ザレバ前二項ノ權利ヲ行使スルコトヲ得ズ

第三百二十一條　各社債權者ハ社債ノ最低額毎ニ一箇ノ議決權ヲ有ス

無記名式ノ債券ヲ有スル者ハ會日ヨリ一週間前ニ債券ヲ供託スルニ非ザレバ其ノ議決權ヲ行使スルコトヲ得ズ

第三百二十二條　社債ヲ發行シタル會社又ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ其ノ代表者ヲ社債權者集會ニ出席セシメ又ハ書面ヲ以テ意見ヲ述ブルコトヲ得

社債權者集會ノ招集ハ前項ノ會社ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第二百三十二條第一項及第二項ノ規定ハ前項ノ通知ニ之ヲ準用ス

第三百二十三條　社債權者集會又ハ其ノ招集者ハ必要アリト認ムルトキハ社債ヲ發行シタル會社ニ對シ其ノ代表者ノ出席ヲ求ムルコトヲ得

第三百二十四條　第三百四十三條第一項乃至第三項及第三百四十四條第二項第三項ノ規定ハ社債權者集會ノ決議ニ之ヲ準用ス

第三百十二條乃至第三百十四條及前條ノ同意又ハ請求ハ前項ノ規定ニ拘ラズ出席シタル社債權者ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ決スルコトヲ得

第三百二十五條　社債權者集會ノ招集者ハ決議ノ日ヨリ一週間內ニ決議ノ認可ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百二十六條　裁判所ハ左ノ場合ニ於テハ社債權者集會ノ決議ヲ認可スルコトヲ得ズ

一　社債權者集會招集ノ手續又ハ其ノ決議ノ方法ガ法令又ハ社債募集ノ目論見書ノ記載ニ違反スルトキ

二　決議ガ不當ノ方法ニ依リテ成立スルニ至リタルトキ

三　決議ガ著シク不公正ナルトキ

四　決議ガ社債權者ノ一般ノ利益ニ反スルトキ

前項第一號及第二號ノ場合ニ於テハ裁判所ハ決議ノ內容其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ決議ヲ認可スルコトヲ妨ゲズ

第三百二十七條　社債權者集會ノ決議ハ裁判所ノ認可ニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

社債權者集會ノ決議ハ總社債權者ニ對シ其ノ效力ヲ有ス

第三百二十八條　社債權者集會ノ決議ニ對シ認可又ハ不認可ノ決定アリタルトキハ社債ヲ發行シタル會社ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告スルコトヲ要ス

第三百二十九條　社債權者集會ハ社債總額ノ五百分ノ一以上ヲ有スル社債權者ノ中ヨリ一人又ハ數人ノ代表者ヲ選任シ其ノ決議スベキ事項ノ決定ヲ之ニ委任スルコトヲ得

代表者數人アルトキハ前項ノ決定ハ其ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

第三百三十條　社債權者集會ノ決議ハ社債募集ノ委

託ヲ受ケタル會社、若シ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ナキトキハ前條ノ代表者之ヲ執行ス但シ社債權者集會ノ決議ヲ以テ別ニ執行者ヲ定メタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第三百三十一條　第三百十條ノ規定ハ代表者又ハ執行者數人アル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十二條　第三百九條、第三百十一條及第三百十六條第二項ノ規定ハ代表者又ハ執行者ガ社債ノ償還ニ關スル決議ヲ執行スル場合ニ之ヲ準用ス

第三百三十三條　社債權者集會ハ何時ニテモ代表者若ハ執行者ヲ解任シ又ハ委任シタル事項ヲ變更スルコトヲ得

第三百三十四條　會社ガ社債ノ利息ノ支拂ヲ怠リタルトキ又ハ定期ニ社債ノ一部ヲ償還スベキ場合ニ於テ其ノ償還ヲ怠リタルトキハ社債權者集會ノ決議ニ依リ會社ニ對シ一定ノ期間內ニ其ノ辨濟ヲ爲スベキ旨及其ノ期間內ニ之ヲ爲サザルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フベキ旨ヲ通知スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ二月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ通知ハ書面ニ依リテ之ヲ爲スコトヲ要ス

會社ガ第一項ノ期間內ニ辨濟ヲ爲サザルトキハ社債ノ總額ニ付期限ノ利益ヲ失フ

第三百三十五條　前條ノ規定ニ依リ會社ガ期限ノ利益ヲ失ヒタルトキハ前條第一項ノ決議ヲ執行スル者ハ遲滯ナク其ノ旨ヲ公告シ且知レタル社債權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス

第三百三十六條　社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、代表者又ハ執行者ニ對シテ與フベキ報酬及其ノ事務處理ノ爲ニ要スル費用ハ社債ヲ發行シタル會社トノ契約ニ其ノ定アル場合ヲ除クノ外裁判所ノ許可ヲ得テ會社ヲシテ之ヲ負擔セシムルコトヲ得

社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社、代表者又ハ執行者ハ償還ヲ受ケタル金額ヨリ社債權者ニ先チテ前項ノ報酬及費用ノ辨濟ヲ受クルコトヲ得

第三百三十七條　社債權者集會ニ關スル費用ハ社債ヲ發行シタル會社ノ負擔トス

第二百三十七條第三項ノ規定ハ第三百二十條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リテ社債權者集會ヲ招集

シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三百二十五條ノ請求ニ關スル費用ハ會社ノ負擔トス但シ裁判所ハ利害關係人ノ申立ニ依リ又ハ職權ヲ以テ其ノ全部又ハ一部ニ付別ニ負擔者ヲ定ムルコトヲ得

第三百三十八條　數種ノ社債ヲ發行シタル場合ニ於テハ社債權者集會ハ其ノ各種類ノ社債ニ付之ヲ招集スルコトヲ要ス

第三百三十九條　第二百三十二條、第二百三十九條、第三項第四項、第二百四十條、第二百四十一條第二項、第二百四十三條及第二百四十四條ノ規定ハ社債權者集會ニ之ヲ準用ス

社債權者集會ノ議事錄ハ社債ヲ發行シタル會社其ノ本店ニ之ヲ備置クコトヲ要ス

社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社及社債權者ハ營業時間內何時ニテモ前項ノ議事錄ノ閱覽ヲ求ムルコトヲ得

第三百四十條　會社ガ或社債權者ニ對シテ爲シタル辨濟、和解其ノ他ノ行爲ガ著シク不公正ナルトキハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ハ訴ヲ以テ其ノ行爲ノ取消ヲ請求スルコトヲ得

前項ノ訴ハ社債募集ノ委託ヲ受ケタル會社ガ取消ノ原因タル事實ヲ知リタル時ヨリ六月、行爲ノ時ヨリ一年內ニ之ヲ提起スルコトヲ要ス

第八十八條竝ニ民法第四百二十四條第一項但書及第四百二十五條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百四十一條　社債權者集會ノ決議アルトキハ代表者又ハ執行者モ亦前條第一項ノ訴ヲ提起スルコトヲ得但シ行爲ノ時ヨリ一年內ニ限ル

第六節　定款ノ變更

第三百四十二條　定款ノ變更ヲ爲スニハ株主總會ノ決議アルコトヲ要ス

定款ノ變更ニ關スル議案ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百四十三條　前條第一項ノ決議ハ總株主ノ半數以上ニシテ資本ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ過半數ヲ以テ之ヲ爲ス

前項ニ定ムル員數ノ株主ガ出席セザルトキハ出席

シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ各株主ニ對シテ其ノ假決議ノ趣旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタルトキハ其ノ趣旨ヲ公告シ更ニ一月內ニ第二回ノ株主總會ヲ招集スルコトヲ要ス

第二回ノ株主總會ニ於テハ出席シタル株主ノ議決權ノ過半數ヲ以テ假決議ノ認否ヲ決ス

前二項ノ規定ハ會社ノ目的タル事業ヲ變更スル場合ニハ之ヲ適用セズ

第三百四十四條　前條第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ議決權ナキ株主ハ之ヲ總株主ノ員數ニ、其ノ有スル株式ノ金額ハ之ヲ資本ノ額ニ算入セズ

第二百三十九條第二項ノ規定ニ依リテ株券ヲ供託セザル者ハ之ヲ總株主ノ員數ニ算入セズ

第二百四十條ノ規定ハ前條第一項乃至第三項ノ議決權ニ之ヲ準用ス

第三百四十五條　會社ガ數種ノ株式ヲ發行シタル場合ニ於テ定款ノ變更ガ或種類ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキトキハ株主總會ノ決議ノ外其ノ種類ノ株主ノ總會ノ決議アルコトヲ要ス

或種類ノ株主ノ總會ノ決議ハ其ノ種類ノ株主ノ半數以上ニシテ株金總額ノ半額以上ニ當ル株主出席シ其ノ議決權ノ三分ノ二以上ノ多數ヲ以テ之ヲ爲ス

株主總會ニ關スル規定ハ議決權ナキ種類ノ株式ニ關スルモノヲ除クノ外第一項ノ總會ニ之ヲ準用ス

第三百四十六條　前條ノ規定ハ第二百二十二條第二項ノ決議ヲ爲ス場合及會社ノ合併ニ因リテ或種ノ株主ニ損害ヲ及ボスベキ場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十七條　第二百二十二條第二項及前二條ノ規定ハ同種類ノ株式中ニ拂込額ヲ異ニスル二種以上ノモノアル場合ニ之ヲ準用ス

第三百四十八條　左ノ事項ハ定款ニ定ナキトキト雖モ資本增加ノ決議ニ於テ之ヲ定ムルコトヲ得

一　新株ノ額面以上ノ發行

二　現物出資爲ヲス者ノ氏名、出資ノ目的タル財產其ノ價格及之ニ對シテ與フル株式ノ種類及數

三　資本ノ增加後ニ讓受クルコトヲ約シタル財產其ノ價格及讓渡人ノ氏名

四　新株ノ引受權ヲ與フベキ者及其ノ權利ノ內容

第三百四十九條　會社ガ特定ノ者ニ對シ將來其ノ資本ヲ增加スル場合ニ於テ新株ノ引受權ヲ與フベキコトヲ約スルニハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依ルコトヲ要ス

新株ノ引受人ハ前項ノ總會ニ於テ株主ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百五十條　株式申込證ハ取締役之ヲ作リ之ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　會社ノ商號

二　增加スベキ資本ノ額

三　資本增加ノ決議ノ年月日

四　第一回拂込ノ金額

五　第百七十五條第二項第五號及第六號及第三百四十八條第一號乃至第三號ニ揭グル事項

六　數種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ株式ヲ發行スルトキハ新ニ發行スル株式ノ內容及數

七　一定ノ時期迄ニ第三百五十一條ノ總會ガ終結セザルトキハ株式ノ申込ヲ取消スコトヲ得ベキコト

第三百五十一條　資本增加ノ場合ニ於テ各新株ニ付第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルトキハ取締役ハ遲滯ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ新株ノ募集ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

新株ノ引受人ハ前項ノ總會ニ於テ株主ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百五十二條　新株ノ引受人ハ株金ノ拂込期日ヨリ利益又ハ利息ノ配當ニ付株主ト同一ノ權利ヲ有ス

第三百五十三條　會社ノ成立後二年內ニ其ノ資本ヲ增加スル決議ヲ爲シ又ハ資本ヲ倍額以上ニ增加スル場合ニ於テ第三百四十八條第二號又ハ第三號ニ揭グル事項ヲ定メタルトキハ取締役ハ之ニ關スル調査ヲ爲サシムル爲檢査役ノ選任ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第百八十一條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十四條　監査役ハ左ノ事項ヲ調査シ之ヲ株主總會ニ報告スルコトヲ要ス

一　新株總數ノ引受アリタルヤ否ヤ

二　第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込及現物出資ノ給付アリタルヤ否ヤ

監査役ハ前條第一項ノ檢査役ノ報告書ヲ調査シ株總主會ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス

株主總會ハ第一項ノ調査及報告ヲ爲サシムル爲特ニ檢査役ヲ選任スルコトヲ得

第三百五十五條　第三百五十三條第一項ノ場合ニ於テハ第三百五十一條ノ株主總會ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第百八十五條及第百八十六條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十六條　引受ナキ株式又ハ第百七十七條ノ規定ニ依ル拂込ノ未濟ナル株式アルトキハ取締役ハ連帶シテ其ノ株式ノ引受又ハ拂込ヲ爲ス義務ヲ負フ株式ノ申込ガ取消サレタルトキ亦同ジ

第百九十二條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百五十七條　會社ハ第三百五十一條ノ株主總會終結ノ日又ハ第三百五十五條第二項ノ手續終了ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間內ニ資本增加ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ登記ニ在リテハ左ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

一　增加シタル資本ノ額

二　資本增加ノ決議ノ年月日

三　各新株ニ付拂込ミタル株金額

四　數種ノ株式アルトキ又ハ異種類ノ株式ヲ發行スルトキハ新ニ發行スル株式ノ內容及數

第六十七條ノ規定ハ第一項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百五十八條　資本ノ增加ハ本店ノ所在地ニ於テ前條第一項ノ登記ヲ爲スニ因リテ其ノ效力ヲ生ズ

資本增加ノ年月日ハ之ヲ新株券ニ記載スルコトヲ要ス

第三百五十九條　資本增加ノ場合ニ於テハ定款ヲ以テ株主ガ其ノ引受ケタル新株ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨ヲ定ムルコトヲ得

此ノ場合ニ於テハ轉換ヲ請求シ得ベキ期間及轉換

ユ因リテ受クベキ株式ノ内容ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百六十條　前條ノ場合ニ於テハ株式申込證、株券及株主名簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　株式ヲ他ノ種類ノ株式ニ轉換スルコトヲ得ベキコト

二　轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容

三　轉換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ベキ期間

資本增加ノ登記ニ在リテハ前項ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第三百六十一條　轉換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ株券ヲ添附シテ之ヲ會社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ轉換セントスル株式ノ數及請求ノ年月日ヲ記載シ之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百六十二條　轉換ハ其ノ請求ヲ爲シタル時ノ屬スル營業年度ノ終ニ於テ其ノ效力ヲ生ズ

第三百六十三條　轉換ニ因リテ生ジタル各種類ノ株式ノ數ノ增減ハ每營業年度ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

一　社債ヲ株式ニ轉換スルコトヲ得ベキコト

二　轉換ノ條件

三　轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容

第三百六十四條　社債募集ノ場合ニ於テハ社債權者ガ社債ヲ株式ニ轉換スルコトヲ請求シ得ベキ旨且轉換ノ限度ニ於テ資本ヲ增加スベキ旨ヲ決議スルコトヲ得

前項ノ決議ニ於テハ轉換ノ條件、轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容及轉換ヲ請求シ得ベキ期間ヲ定ムルコトヲ要ス

第三百六十五條　轉換ニ因リテ發行スベキ株式ハ全額拂込濟ノモノトス

轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ金額ハ轉換スベキ社債ノ發行價額ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二百八十八條第二項ノ規定ハ社債ノ轉換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十六條　轉換社債ニ付テハ社債申込證、債券及社債原簿ニ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス

一　社債ヲ株式ニ轉換スルコトヲ得ベキコト

二　轉換ノ條件

三　轉換ニ因リテ發行スベキ株式ノ内容

四　轉換ノ請求ヲ爲スコトヲ得ベキ期間

社債ノ登記ニ在リテハ前項ノ事項ヲ登記スルコトヲ要ス

第三百六十七條　轉換ヲ請求スル者ハ請求書二通ニ債券ヲ添附シテ之ヲ會社ニ提出スルコトヲ要ス

前項ノ請求書ニハ轉換セントスル社債ヲ表示シ請求ノ年月日ヲ記載シテ之ニ署名スルコトヲ要ス

第三百六十八條　第二百八條第一項及第三百六十二條ノ規定ハ社債ノ轉換ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百六十九條　轉換ニ因リテ生ジタル資本ノ增加及社債ノ減少ハ每營業年度ノ終ヨリ一月内ニ本店ノ所在地ニ於テ之ヲ登記スルコトヲ要ス

第六十四條第二項ノ規定ハ前項ノ登記ニ之ヲ準用ス

第三百七十條　第百七十五條第一項第三項第四項、第百七十六條乃至第百七十九條、第百八十九條、第百九十條第百九十條第一項及第百九十一條ノ規定ハ資本增加ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百九十條第二項ノ規定ハ取締役及監査役ニ之ヲ準用ス

第三百七十四條　前條第一項ノ場合ニ於テハ會社ハ新株ノ株主ニ對シ其ノ拂込ミタル株金ニ相當スル金額ノ支拂ヲ爲スコトヲ要ス

前項ノ金額ガ前條第一項ノ判決確定ノ時ニ於ケル會社財産ノ狀況ニ照シ著シク不相當ナルトキハ裁判所ハ會社又ハ前項ノ株主ノ請求ニ因リ前項ノ金額ノ增減又ハ未拂込株金額ノ拂込ヲ命ズルコトヲ得

第二百八條第一項及第二百九條第一項第二項ノ規定ハ第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十五條　第二百四十五條第一項ノ規定ハ會社ガ資本ノ增加後二年內ニ其ノ增加前ヨリ存在スル財産ニシテ營業ノ爲ニ繼續シテ使用スベキモノヲ增加資本ノ二十分ノ一以上ニ當ル對價ヲ以テ取得スル契約ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス

第三百七十六條　資本減少ノ場合ニ於テハ其ノ決議ニ於テ減少ノ方法ヲ定ムルコトヲ要ス

第九十九條及第百條ノ規定ハ資本減少ノ場合ニ之ヲ準用ス

社債權者ガ異議ヲ述ブルニハ社債權者集會ノ決議ニ依ルコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ利害關係人ノ請求ニ依リ社債權者ノ爲ニ異議ノ期間ヲ伸長スルコトヲ得

第三百七十七條　株式ノ併合ヲ爲サントスルトキハ會社ハ其ノ旨及一定ノ期間內ニ株券ヲ會社ニ提出スベキ旨ヲ公告シ且株主及株主名簿ニ記載アル質權者ニハ各別ニ之ヲ通知スルコトヲ要ス但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

株式ノ併合ハ前項ノ期間滿了ノ時、若第百條ノ手續ガ未ダ終了セザルトキハ其ノ終了ノ時ニ於テ其ノ效力ヲ生ズ

第三百七十八條　株式ノ併合アリタル場合ニ於テ舊株券ヲ提出スルコト能ハザル者アルトキハ會社ハ其ノ者ノ請求ニ依リ利害關係人ニ對シ異議アラバ一定ノ期間內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ公告シ其ノ期間經過後ニ於テ新株券ヲ交付スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ三月ヲ下ルコトヲ得ズ

前項ノ公告ノ費用ハ之ヲ請求者ノ負擔トス

第三百七十九條　併合ニ適セザル數ノ株式アルトキハ其ノ併合ニ適セザル部分ニ付新ニ發行シタル株式ヲ競賣シ且株數ニ應ジテ其ノ代金ヲ從前ノ株主ニ交付スルコトヲ要ス

第二百十四條第一項但書及前條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

前二項ノ規定ハ無記名式ノ株券ニシテ第三百七十七條第一項ノ規定ニ依ル提出ナカリシモノニ之ヲ準用ス

第三百八十條　資本減少ノ無效ハ本店ノ所在地ニ於テ資本減少ノ登記ヲ爲シタル日ヨリ六月內ニ訴ヲ以テノミ之ヲ主張スルコトヲ得

前項ノ訴ハ株主、取締役、監査役淸算人、破產管財人又ハ資本ノ減少ヲ承認セザル債權者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第八十八條、第百五條第二項乃至第四項、第百六條、第百七條、第百九條、第百三十七條及第二百四千九條ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第七節　會社ノ整理

第三百八十一條　會社ノ現況其ノ他ノ事情ニ依リ支拂不能又ハ債務超過ニ陷ルノ虞アリト認ムルトキハ裁判所ハ取締役、監査役、三月前ヨリ引續キ資本ノ十分ノ一以上ニ當ル株式ヲ有スル株主又ハ拂込株金額ノ十分ノ一以上ニ當ル債權者ノ申立ニ因リ會社ニ對シ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得會社ニ支拂不能又ハ債務超過ノ疑アリト認ムルトキ亦同ジ

會社ノ業務ヲ監督スル官廳ハ會社ニ前項ニ揭グル事由アリト認ムルトキハ裁判所ニ其ノ旨ヲ通告スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ職權ヲ以テ整理ノ開始ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ申立ガ權利ノ濫用其ノ他不當ノ目的ニ出ヅルモノト認ムルトキハ裁判所ハ其ノ申立ヲ却下スルコトヲ得

第三百八十二條　裁判所整理ノ開始ヲ命ジタルトキハ直ニ會社ノ本店及支店ノ所在地ノ登記所ニ整理開始ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百八十三條　整理開始ノ申立又ハ通告アリタル

場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ破産手續及和議手續ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

整理開始ノ命令アリタルトキハ破産若ハ和議ノ申立又ハ會社財産ニ對スル强制執行、假差押若ハ假處分ヲ爲スコトヲ得ズ破産手續、和議手續竝ニ既ニ爲シタル强制執行、假差押及假處分ハ之ヲ中止ス

整理開始ノ命令ガ確定シタルトキハ前二項ノ規定ニ依リテ中止シタル手續ハ整理ノ關係ニ於テハ其ノ效力ヲ失フ

第三百八十四條　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債權者ノ一般ノ利益ニ適應シ且競賣申立人ニ不當ノ損害ヲ及ボスノ虞ナキモノト認ムルトキハ裁判所ハ相當ノ期間ヲ定メ競賣法ニ依ル競賣手續ノ中止ヲ命ズルコトヲ得

第三百八十五條　整理開始ノ命令アリタルトキハ會社ノ債權者ノ債權ニ付テハ整理開始ノ取消ノ登記又ハ整理終結ノ登記ノ日ヨリ二月內ハ時效完成セズ

第三百八十六條　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ必要アリトム認ルトキハ裁判所ハ左ノ處分ヲ爲スコトヲ得

一　會社ノ業務ノ制限其ノ他會社財産ノ保全處分
二　株主ノ名義書換ノ禁止
三　會社ノ業務及財産ニ對スル檢査ノ命令
四　整理又ハ和議ニ關スル立案及實行ノ命令
五　取締役又ハ監査役ノ解任
六　發起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ禁止
七　發起人、取締役又ハ監査役ノ責任ノ免除ノ取消、但シ整理ノ開始ヨリ一年前ニ爲シタル免除ニ付テハ不正ノ目的ニ出デタルモノニ限ル
八　發起人、取締役又ハ監査役ノ責任ニ基ク損害賠償請求權ノ査定
九　前號ノ損害賠償請求權ニ付發起人、取締役又ハ監査役ノ財産ニ對シテ爲ス保全處分
十　會社ノ業務及財産ニ關スル監督ノ命令
十一　會社ノ業務及財産ニ關スル管理ノ命令

整理開始ノ立申又ハ通告アリタルトキハ裁判所ハ其ノ開始前ト雖モ第三百八十一條第一項ニ揭グル者ノ申立ニ因リ又ハ職權ヲ以テ前項第一號乃至第三號、第九號又ハ第十號ノ處分ヲ爲スコトヲ得

第三百八十七條　裁判所前條第一項第五號、第十號又ハ第十一號ノ處分ヲ爲シタルトキハ直ニ會社ノ本店及支店所在地ノ登記所ニ其ノ登記ヲ囑託スルコトヲ要ス前條第一項第一號ノ業務ノ制限ノ處分ヲ爲シタルトキ亦同ジ

前條第一項第一號又ハ第九號ノ處分ニシテ登記又ハ登錄ヲ爲スベキ財産ニ關スルモノニ付テハ裁判所ハ直ニ其ノ登記又ハ登錄ヲ囑託スルコトヲ要ス

第三百八十八條　第三百八十六條第一項第三號ノ檢查ハ會社ノ業務及財産ノ狀況其ノ他會社ノ整理ニ必要ナル事項ニ付裁判所ノ選任シタル檢查役之ヲ爲ス

檢查役ハ會社ノ業績ガ不良ト爲リタル事情及發起人、取締役又ハ監查役ニ不正又ハ懈怠ナカリシヤ否ヤヲモ調查スルコトヲ要ス

第三百八十九條　檢查役ハ調查ノ結果殊ニ左ノ事項ヲ裁判所ニ報告スルコトヲ要ス

一　整理ノ見込アルヤ否ヤ
二　發起人、取締役又ハ監查役ニ第百九十二條、第百九十三條、第二百六十六條、第二百八十條又ハ第三百五十六條ノ規定ニ依リテ責ニ任ズベキ事實アルヤ否ヤ
三　會社ノ業務及財産ニ付監督又ハ管理ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ
四　會社財産ノ保全處分ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ
五　會社ノ損害賠償請求權ニ付發起人、取締役又ハ監查役ノ財産ニ對シ保全處分ヲ爲ス必要アルヤ否ヤ

第三百九十條　檢查役ハ發起人、取締役、監查役及支配人其ノ他ノ使用人ニ對シ會社ノ業務及財産ノ狀況ニ付報告ヲ求メ會社ノ帳簿、書類、金錢其ノ他ノ物件ヲ檢查スルコトヲ得

檢查役ハ其ノ調查ヲ爲スニ當リ裁判所ノ許可ヲ得テ執達吏又ハ警察官吏ノ援助ヲ求ムルコトヲ得

第三百九十一條　第三百八十六條第一項第四號ノ處分ヲ爲シタル場合ニ於テ必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ整理委員ヲ選任スルコトヲ得

整理委員ハ整理又ハ和議ニ關スル立案ノ任ニ當リ且取締役ガ其ノ實行ヲ爲スニ付之ト協力ス

前條第一項ノ規定ハ整理委員ニ之ヲ準用ス

第三百九十二條　整理ノ實行上又ハ和議ノ爲株金ノ拂込ヲ爲サシムル必要アリト認ムルトキハ取締役ハ各株主ニ對シ其ノ有スル株式ノ數及未拂込株金額ヲ通知シ異議アラバ一定ノ期間內ニ之ヲ述ブベキ旨ヲ催告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下ルコトヲ得ズ

株主ガ前項ノ期間內ニ異議ヲ述ベザリシトキハ通知シタル事項ヲ承認シタルモノト看做ス

株主ガ異議ヲ述ベタルトキハ取締役ハ其ノ確定ヲ裁判所ニ請求スルコトヲ要ス

第三百九十三條　取締役ハ前條ノ承認又ハ確定アリタル事項ニ基キ株主表ヲ作ルコトヲ要ス

取締役株金ノ拂込ヲ爲サシメントスルトキハ其ノ拂込金額ニ付裁判所ノ認可ヲ得ルコトヲ要ス

會社ハ株主ニ對シ前項ノ認可ノ記載アル株主表ノ抄本ニ基キテ强制執行ヲ爲スコトヲ得

第三百九十四條　第三百八十六條第一項第八號ノ査定ニ不服アル者ハ査定ノ告知ヲ受ケタル日ヨリ一月內ニ異議ノ訴ヲ提起スルコトヲ得

査定ヲ認可シ又ハ之ヲ變更シタル判決ハ强制執行ニ關シテハ給付ヲ命ズル判決ト同一ノ效力ヲ有ス

第八十八條及第百五條第二項第三項ノ規定ハ第一項ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三百九十五條　前條第一項ノ期間內ニ訴ノ提起ナキトキハ査定ハ給付ヲ命ズル確定判決ト同一ノ效力ヲ有ス訴ガ却下セラレタルトキ亦同ジ

第三百九十六條　査定ノ申立ハ時效ノ中斷ニ關シテハ之ヲ裁判上ノ請求ト看做ス職權ニ依ル査定手續ノ開始亦同ジ

第三百九十七條　第三百八十六條第一項第十號ノ監督ハ裁判所ノ選任シタル監督員之ヲ爲ス

取締役ガ裁判所ノ指定シタル行爲ヲ爲スニハ監督

員ノ同意ヲ得ルコトヲ要ス

第三百九十條第二項ノ規定ハ監督員ニ之ヲ準用ス

第三百九十八條　第三百八十六條第一項第十一號ノ管理ハ裁判所ノ選任シタル管理人之ヲ爲ス

會社ノ代表、業務ノ執行竝ニ財產ノ管理及處分ヲ爲ス權利ハ管理人ニ專屬ス第二百四十七條、第三百七十一條、第三百八十條、第四百十五條及第四百二十八條ノ規定ニ依ル取締役ノ權利亦同ジ

第三百九十條ノ規定ハ管理人ニ之ヲ準用ス

第三百九十九條　整理ガ結了シ又ハ整理ノ必要ナキニ至リタルトキハ裁判所ハ第三百八十一條第一項ニ揭グル者、檢查役、整理委員、監督員又ハ管理人ノ申立ニ因リ整理終結ノ決定ヲ爲スコトヲ得

第四百條　第三百八十二條及第三百八十七條ノ規定ハ整理終結ノ決定又ハ整理開始ノ命令ヲ取消ス決定ガ確定シタル場合ニ之ヲ準用ス

第四百一條　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ債權者ノ一般ノ利益ノ爲必要アリト認ムルトキハ裁判所ハ和議ノ申立ヲ爲スコトヲ認可スルコトヲ得

裁判所前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ和議法ニ從ヒ和議手續ヲ爲スコトヲ要ス

第四百二條　整理開始ノ命令アリタル場合ニ於テ整理ノ見込ナキトキハ裁判所ハ職權ヲ以テ破產法ニ從ヒ破產ノ宣告ヲ爲スコトヲ要ス

第四百三條　破產法第百四條ノ規定ハ整理ノ場合ニ之ヲ準用ス

破產法第百六十三條乃至第百六十六條ノ規定ハ檢查役、整理委員、監督員及管理人ニ之ヲ準用ス

第八節　解　散

第四百四條　會社ハ左ノ事由ニ因リテ解散ス

一　第九十四條第一號、第三號、第五號及第六號ニ揭グル事由

二　株主總會ノ決議

三　營業全部ノ讓渡

第四百五條　解散ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四百六條　會社ガ存立時期ノ滿了其ノ他定款ニ定メタル事由ノ發生又ハ株主總會ノ決議ニ因リテ解

散シタル場合ニ於テハ第三百四十三條ニ定ムル決議ニ依リテ會社ヲ繼續スルコトヲ得

第四百七條　會社ガ解散シタルトキハ破產ノ場合ヲ除クノ外取締役ハ遲滯ナク株主ニ對シテ其ノ旨ノ通知ヲ發シ且無記名式ノ株券ヲ發行シタル場合ニ於テハ之ヲ公告スルコトヲ要ス

第四百八條　會社ガ合併ヲ爲スニハ合併契約書ヲ作リ株主總會ノ承認ヲ得ルコトヲ要ス

合併契約書ノ要領ハ第二百三十二條ニ定ムル通知及公告ニ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一項ノ決議ハ第三百四十三條ノ規定ニ依ルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第四百九條　合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ合併後存續スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ揭グルコトヲ要ス

一　存續スル會社ノ增加スベキ資本ノ額

二　存續スル會社ノ發行スベキ新株ノ種類、數及拂込金額竝ニ合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株主ニ對スル新株ノ割當ニ關スル事項

三　合併ニ因リテ消滅スル會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　各會社ニ於テ前條第一項ノ決議ヲ爲スベキ株主總會ノ期日

五　合併ヲ爲スベキ時期ヲ定メタルトキハ其ノ規定

第四百十條　合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ合併契約書ニ左ノ事項ヲ揭グルコトヲ要ス

一　合併ニ因リテ設立スル會社ノ目的、商號、資本ノ總額、一株ノ金額及本店ノ所在地

二　合併ニ因リテ設立スル會社ノ發行スベキ株式ノ種類、數及拂込金額竝ニ各會社ノ株主ニ對スル株式ノ割當ニ關スル事項

三　各會社ノ株主ニ支拂ヲ爲スベキ金額ヲ定メタルトキハ其ノ規定

四　前條第四號及第五號ニ揭グル事項

第四百十一條　合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設立スル會社ガ株式會社ナル場合ニ於テ合併ヲ爲ス會社ノ一方又ハ雙方ガ合名會社又ハ合資會社ナルトキハ總社員ノ同意ヲ得テ合併契約書ヲ作ルコトヲ要ス

前二條ノ規定ハ前項ノ合併契約書ニ之ヲ準用ス

第四百十二條　合併ヲ爲ス會社ノ一方ガ合併後存續スル場合ニ於テハ其ノ取締役ハ第百條ノ手續ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ效力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ合併後存續スル會社ニ於テ第三百七十九條ノ處分ヲ爲シタル後遲滯ナク株主總會ヲ招集シテ之ニ合併ニ關スル事項ヲ報告スルコトヲ要ス

第三百五十一條第二項ノ規定ハ前項ノ株主總會ニ關シ之ヲ準用ス

第四百十三條　合併ニ因リテ會社ヲ設立スル場合ニ於テハ設立委員ハ第百條ノ手續ノ終了後、合併ニ因ル株式ノ併合アリタルトキハ其ノ效力ヲ生ジタル後、併合ニ適セザル株式アリタルトキハ第三百七十九條ノ處分ヲ爲シタル後遲滯ナク創立總會ヲ招集スルコトヲ要ス

創立總會ニ於テハ定款變更ノ決議ヲモ爲スコトヲ得但シ合併合契約ノ趣旨ニ反スルコトヲ得ズ

第百八十條第二項第三項、第百八十二條、第百八十三條及第百八十七條第二項ノ規定ハ第一項ノ創立總會ニ之ヲ準用ス

第四百十四條　會社ガ合併ヲ爲シタルトキハ第四百十二條ノ株主總會又ハ前條ノ創立總會ノ終結ノ日ヨリ本店ノ所在地ニ於テハ二週間、支店ノ所在地ニ於テハ三週間內ニ合併後存續スル會社ニ付テハ變更ノ登記、合併ニ因リテ消滅スル會社ニ付テハ解散ノ登記、合併ニ因リテ設立シタル會社ニ付テハ第百八十九條ニ定ムル登記ヲ爲スコトヲ要ス

合併後存續スル會社又ハ合併ニ因リテ設シタル會社ガ合併ニ因リテ社債ヲ承繼シタルトキハ前項ノ登記ト同時ニ社債ノ登記ヲ爲スコトヲ要ス

第四百十五條　合併ノ無效ノ訴ハ各會社ノ株主、取締役、監査役、淸算人、破產管財人又ハ合併ヲ承認セザル債權者ニ限リ之ヲ提起スルコトヲ得

第四百十六條　第九十六條、第九十七條、第九十八條第二項、第九十九條、第百條、第百二條、第百